

道路公園包括管理及び官民連携事業可能性調査
報告書

令和5年3月

中能登町

(株)計画情報研究所

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 本調査の概要 | 1 |
| 1-1 調査の目的 | 1 |
| (1) 中能登町の位置 | 2 |
| (2) 人口 | 3 |
| 1-3 事業発案に至った経緯 | 4 |
| (1) 本調査の発案経緯 | 4 |
| (2) 本調査の必要性 | 5 |
| 1-4 検討体制の整備 | 6 |
| (1) 庁内の検討体制 | 6 |
| (2) 民間の関係者との協力体制 | 6 |
| 2. 本調査の内容 | 7 |
| 3. 基本条件の把握 | 8 |
| 3-1 道路管理現況把握 | 8 |
| (1) 町道概要 | 8 |
| (2) 道路維持管理業務 | 9 |
| 3-2 公園管理現況把握 | 11 |
| (1) 公園概要 | 11 |
| (2) 公園維持管理業務 | 15 |
| 3-3 カルチャーセンター飛翔現況把握 | 19 |
| (1) 施設概要 | 19 |
| (2) 施設維持管理状況 | 19 |
| 3-4 道路公園維持管理費 | 20 |
| 4. 実現性の検証 | 21 |
| 4-1 AI 道路パトロール効果検証 | 21 |
| (1) 道路パトロール・ゴミ収集車運行経路 | 21 |
| (2) AI 道路パトロールの概要 | 25 |
| 4-2 道路公園包括管理効果検証 | 28 |
| 4-3 Park-PFI 効果検証 | 28 |
| (1) 公園利活用方針 | 28 |
| (2) Park-PFI 実施事例 | 49 |
| (3) 町収入 | 52 |
| 4-4 カルチャーセンター飛翔屋内遊戯場化 | 53 |
| (1) カルチャーセンター飛翔利活用方針 | 53 |
| (2) 施設改修経費予測 | 62 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 4-5 サウンディング | 64 |
| (1)サウンディング実施の概要..... | 64 |
| (2)現地見学会 | 71 |
| (3)サウンディング実施結果..... | 72 |
| 5. 事業化の検討..... | 74 |
| 5-1 事業手法等の検討 | 74 |
| (1)参考にした類似事例 | 74 |
| (2)事業手法・スキームの整理..... | 74 |
| 5-2 事業手法・スキームの比較..... | 75 |
| (1)各種設定条件とその根拠..... | 75 |
| (2)価値変換について..... | 77 |
| (3)VFM 算出結果..... | 77 |
| 5-3 検討結果・結論 | 78 |
| 5-4 リスク分担の検討 | 80 |
| (1)リスク分担の考え方..... | 80 |
| (2)リスク分担表(案)の整理..... | 87 |
| 6. 今後の進め方..... | 94 |
| 6-1 ロードマップ..... | 94 |
| (1)事業化に向けてのスケジュール..... | 94 |
| (2)今後の検討事項等..... | 94 |
| 6-2 想定される課題..... | 95 |
| (1)その後の検討、事業化の各段階で想定される課題、懸念点等..... | 95 |
| (2)課題の解決のために想定される手段、検討すべき事項..... | 95 |

1. 本調査の概要

1-1 調査の目的

我が国では、高度経済成長期に大量に整備してきた公共施設やインフラ施設が一様に老朽化し、今後建築物の耐震改修や建替え、インフラ施設の布設替え、補修が必要になってきている。

これに対し、少子高齢化対策など、自治体の抱える課題は多く、財政状況は厳しさを増す一方で、特に地方小規模自治体にあっては、存続の危機も予測される事態となっている。

このような状況の中、平成29年3月策定、令和4年3月一部改訂された「中能登町公共施設等総合管理計画」では長寿命化対策を行い、全施設を保有するために必要な金額は、令和2年から令和37年までの合計で、約321億円(約8.9億円/年)となり、平成29年3月の「本計画」策定時の試算では、約598.9億円(約15.0億円/年)に対し、固定資産台帳を用いた耐用年数満了時に建替えを行う試算では、約553億円(約15.4億円/年)だったため、長寿命化により将来必要額は大きく抑えられることになった。

ただし、既往実績額が約7.4億円/年に対して、必要な金額は約8.9億円となるので、長寿命化対策を実施しても、将来必要額が不足するとしている。

本調査は、本町の延長 400kmの道路および16か所の公園について、包括的管理民間委託を行うとともに、能登地域の中心的都市である七尾市のベッドタウンとして魅力的な居住環境を確保するため、Park-PFIによる地域の魅力や価値を高め、公共施設の老朽化問題への対策と快適なまちづくりの両立を目指して行うものである。

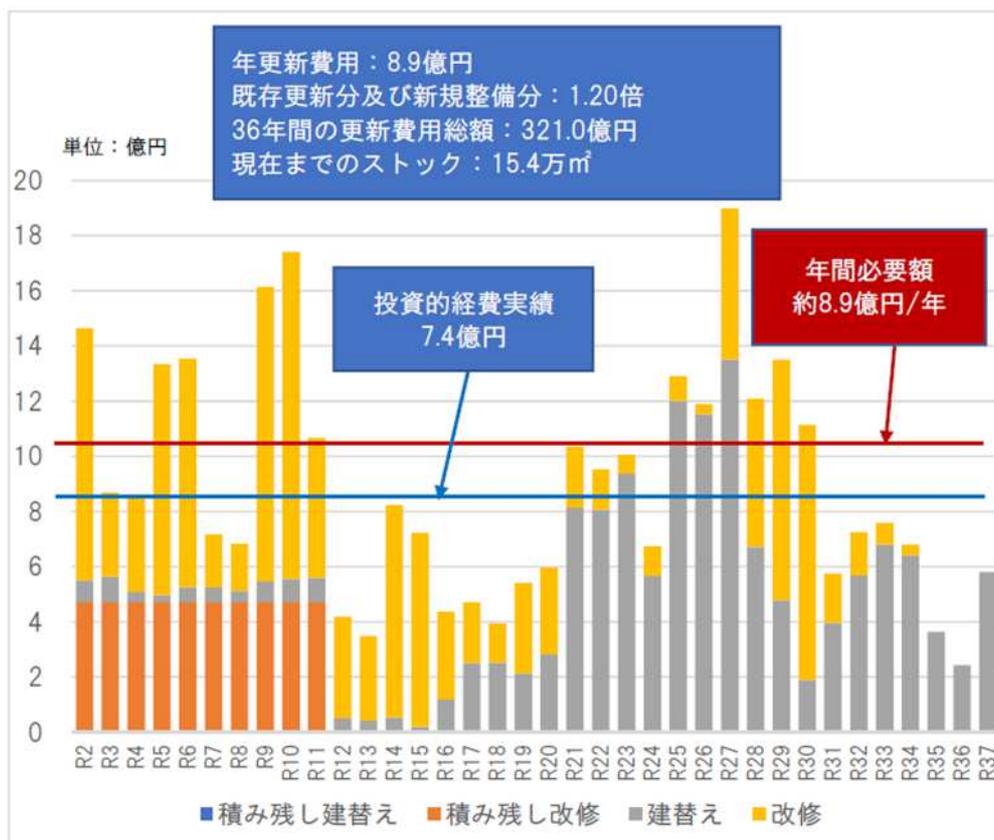


図 1 投資的経費予測

1-2 自治体の概要

(1)中能登町の位置

中能登町は、石川県の北半分を占める能登半島のほぼ中央に位置し、北は全国有数の温泉地である和倉温泉のある七尾市、東は寒ブリで有名な氷見港のある氷見市と接している。

主要な集落は、平野部と山地の堺にある旧街道沿いに細長く分布し、東側の山地から富山県側へは3本の県道が通じ、古くから交流があった。

また、山地からは多くの河川が流れ、町の重要な水源となっている。

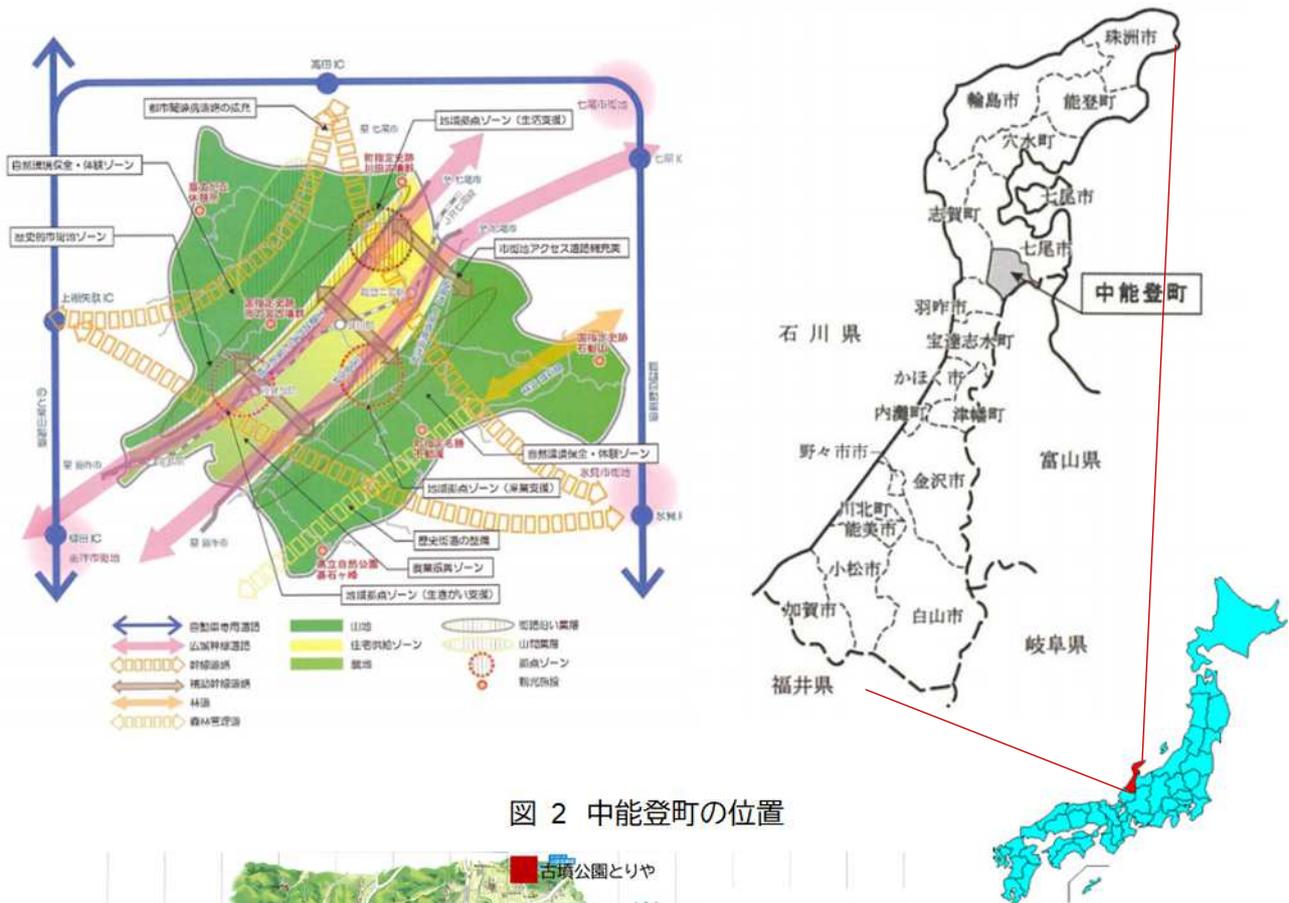


図 2 中能登町の位置



図 3 対象施設の位置

(2)人口

中能登町の人口は、2020年現在16,540人で、減少傾向が続いており、中能登町人口ビジョンでは、2040年15,438人、2060年には横ばいとなると推計されている。

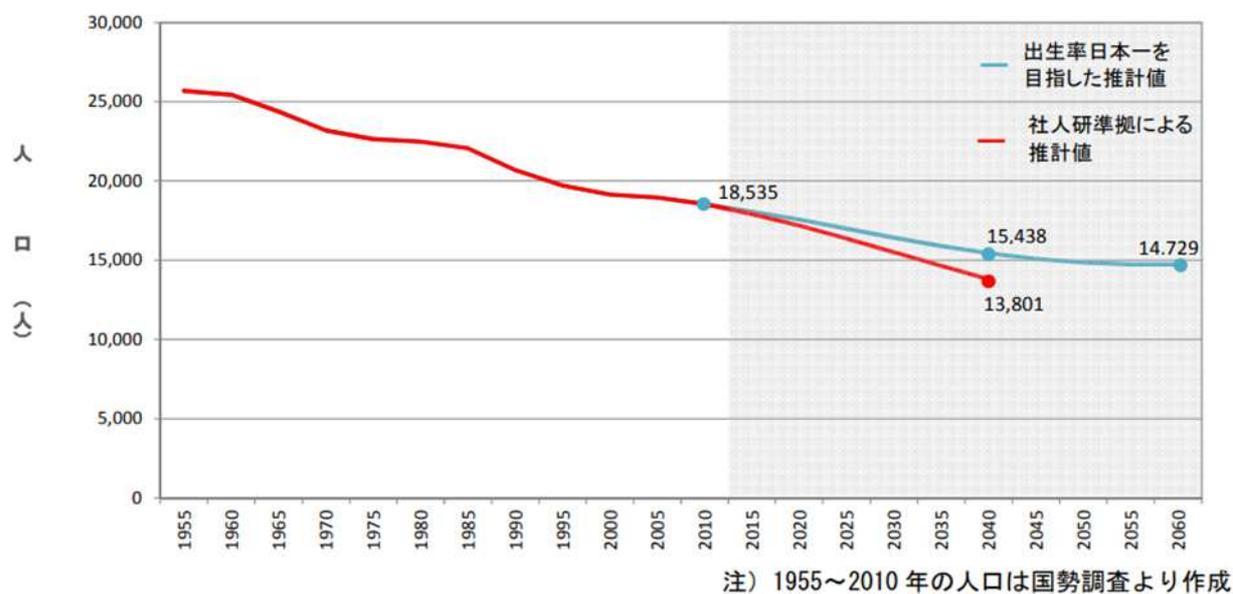


図 4 人口の推移

1-3 事業発案に至った経緯

(1) 本調査の発案経緯

中能登町では、町営住宅154戸の指定管理委託事業を小規模自治体でも効果的に実現するため、事業者メリット確保を目指した旧小学校跡地への町営住宅2団地建替・集合移転と旧体育館の無償貸与を含めた「町営住宅指定管理委託と町営住宅建替えPFI事業を包括して実施」する検討を平成30年より開始し、令和3年7月には優先交渉権者選定、同年9月に事業契約するなど官民連携に積極的に取り組んできた。

このような動きの中で PPP/PFI 事業に対し、地方小規模自治体での実行可能性に気付き始めた令和3年、道路と公園の包括管理民間委託についての庁内勉強会を開始したが、現状の予算規模では、満足のいく健全な道路および公園の包括管理民間委託につながる結果とはならなかった。

そこで、ゴミ収集車両に設置した AI 道路パトロールや道路公園包括管理による職員経費の削減、Park-PFI や PFI(RO)を活用した民間収益事業を伴う一体的な公共施設管理を進めることで、本町の魅力や地域の価値を高め、公共施設の老朽化問題への対策と快適なまちづくり両立に向けて検討を行うことになった。

表 1 中能登町における本事業に関する経緯

| | |
|------------|---|
| 令和1年11月28日 | 議員、職員、商工会に対して PPP/PFI に関する勉強会開催(講師:伊庭) |
| 令和2年4月15日 | 議会総務建設常任委員会において PPP/PFI に関する勉強会開催 |
| 令和2年6月20日 | 中能登町商工会からの要請で PPP/PFI に関する勉強会開催 |
| 令和2年10月15日 | 議会総務建設常任委員会において PFI に関する勉強会開催 |
| 令和3年2月 | 道路公園包括管理委託検討開始(PPP/PFI 事業の可能性を受けて) |
| 令和3年3月1日 | 第1回プロジェクト会議(道路公園包括管理+Park-PFI 導入) ※道路、公園、子育て、総務関係 |
| 令和3年3月26日 | 令和3年度先導的官民連携支援事業(第1次)申請 |
| 令和3年7月13日 | 第2回プロジェクト会議(事業推進決定、関係課管理資料整理) ※町長出席 |
| 令和3年9月16日 | 町長が Park-PFI 推進を議会で答弁 |
| 令和3年10月27日 | 第3回プロジェクト会議(カルチャーセンター飛翔の屋内遊戯施設化事業追加) |
| 令和3年11月1日 | みちログ実証試験開始(道路パトロールカーへの設置) |
| 令和3年12月 | 町内企業より道路公園包括管理委託参入打診 |
| 令和4年1月20日 | 第4回プロジェクト会議(道路公園包括管理及び官民連携事業推進確認) |
| 令和4年1月25日 | 令和3年度第2回いしかわ PPP/PFI プラットフォームセミナーにおいて情報提供「道路・公園等包括管理委託の構想について」※事業者アンケート実施 |
| 令和4年1月25日 | 町長・担当者会議「道路・公園等包括管理委託の構想の推進について」 |
| 令和4年2月28日 | 令和4年度先導的官民連携支援事業(第1次)申請 |
| 令和4年4月8日 | 令和4年度鮮度的官民連携支援事業支援対象に決定 |
| 令和4年5月22日 | 議会総務建設常任委員会において本事業に関する勉強会開催 |

※国土交通省先導的官民連携支援事業採択以前

【事業の目的】

- ・ 町負担額の軽減
- ・ 職員業務負担の軽減(委託事務、道路パトロール等)
- ・ 町民サービスの向上(公園遊具の維持)

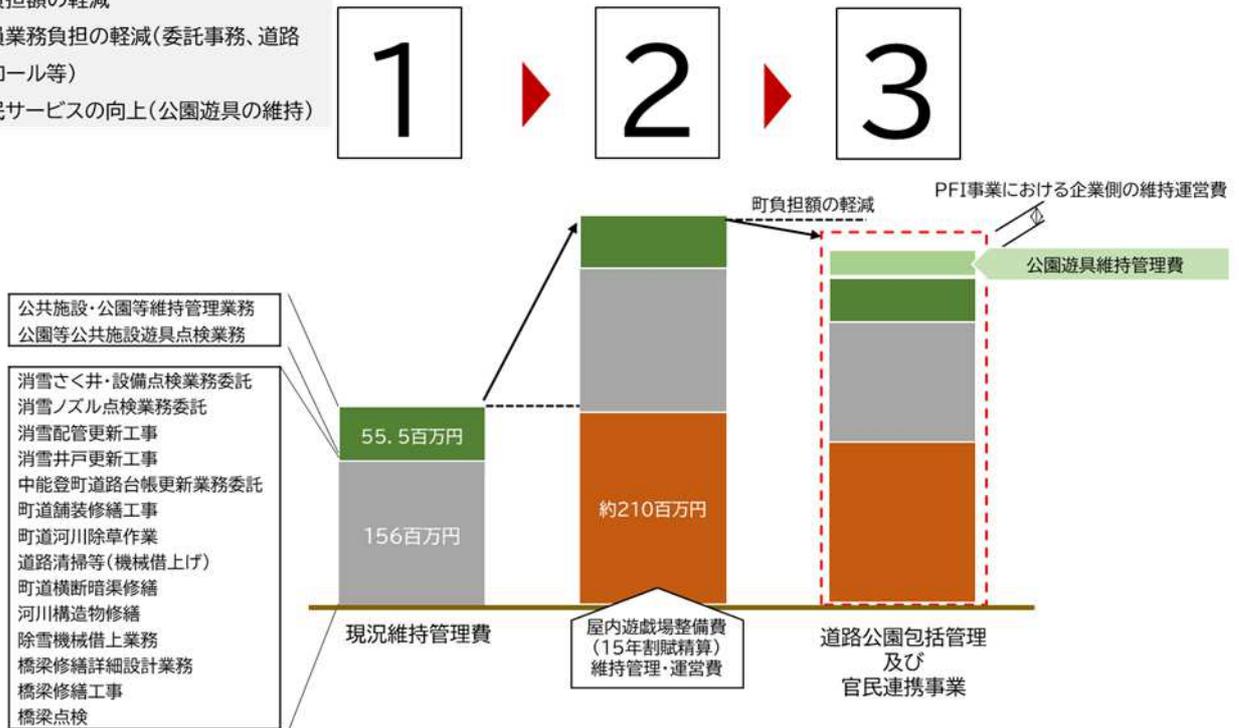


図 5 「中能登町道路公園包括管理及び官民連携事業」の基本的考え方

(2)本調査の必要性

高齢化、人口減少の著しい小規模自治体(令和2年人口約16,540人)において財政負担の軽減を図る公共施設・インフラの維持管理経費削減は必須である。

公園管理は、担当部署が3課にわたっており、芝生などの管理は一括委託しているが、その他修繕については各課の職員自身が行っており、遊具の老朽化に対しては撤去で対応するなど、健全で合理的な維持管理となっていない。

また、道路管理は、町域を3区分し、週に1回程度パトロールをしているが、現実的な補修対応は事後となっている。

財政負担の軽減、施設サービス水準の維持を図るため、民間活力を生かした施設の維持管理を促進することが急務ではあるが、現状での維持管理事業費は道路と公園の合計で年間200百万円程度、今後も増加傾向にあり、両施設の包括管理委託のバンドリングだけでは、遊具などの施設更新費を生み出す経費削減効果を得ることが困難な状況である。

本調査は、両施設の現況水準での維持管理経費の削減手法(AI道路パトロール手法の採用および両施設の包括管理民間委託)の可能性を探るとともに、Park-PFI 及び、既存遊休施設の屋内運動場化のPFI(RO)事業により充実した子育て

環境へ転換していくことを期待し、実施するものである。

1-4 検討体制の整備

(1) 庁内の検討体制

表 2 本調査の検討体制

| 担当部署名 | 人員構成 | 専属の人数 |
|--------|-------------------------------|-------|
| 総務課 | 参事兼課長、担当課長2人、課長補佐3人、主査8人、主事4人 | 2人 |
| 子育て支援室 | 担当課長1人、課長補佐1人、主査2人、主事4人 | 1人 |
| 土木建設課 | 課長、課長補佐2人、主査4人、主事2人 | 3人 |
| 生涯学習課 | 課長、課長補佐2人、主査3人、主事5人 | 2人 |

(2) 民間の関係者との協力体制

本調査の実施にあたっては、中能登町土木建設課が総務課、子育て支援室、生涯学習課との連携を図りながら株式会社計画情報研究所に委託して実施した。

なお、本調査で設定した事業モデル案やスキームに対して外部有識者に意見聴取を行い、適宜検討内容に反映した。

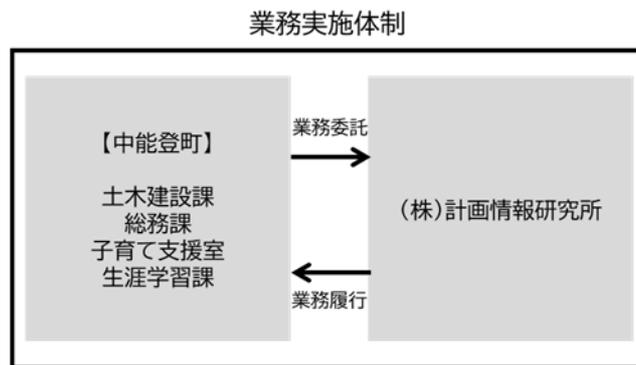


図 6 民間の関係者との協力体制

2. 本調査の内容

本調査は、道路パトロールのAI化、道路公園包括管理、公園のPark-PFI事業化、公的不動産の有効活用をバンドリングし、官民で連携することにより、小規模自治体にあっても公共施設維持管理費の持続的な確保を実現しようとするものである。

事業全体の流れは下図に示すとおりである。

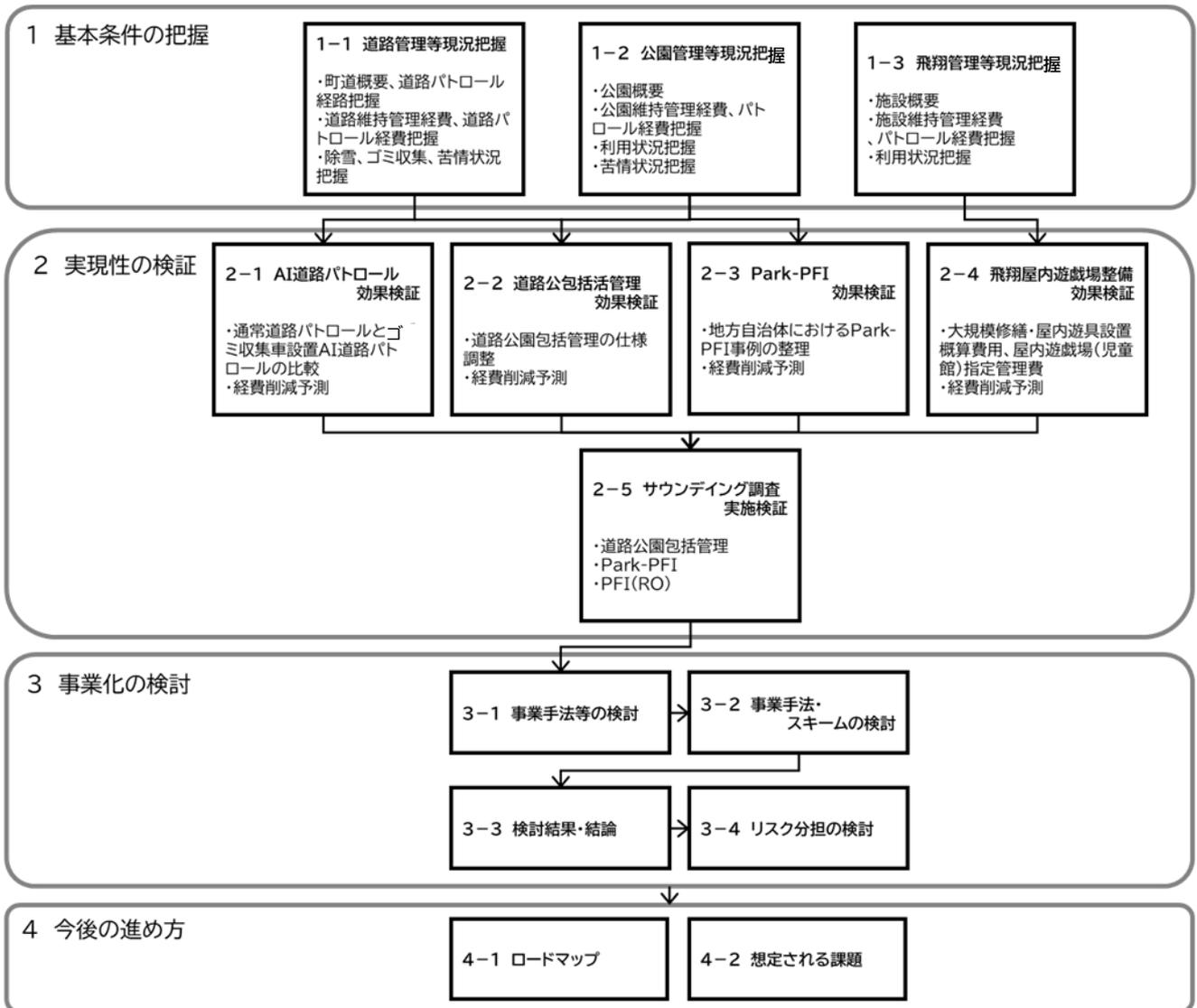


図 7 事業フロー

3. 基本条件の把握

3-1 道路管理現況把握

(1) 町道概要

町道の総延長は402kmである。

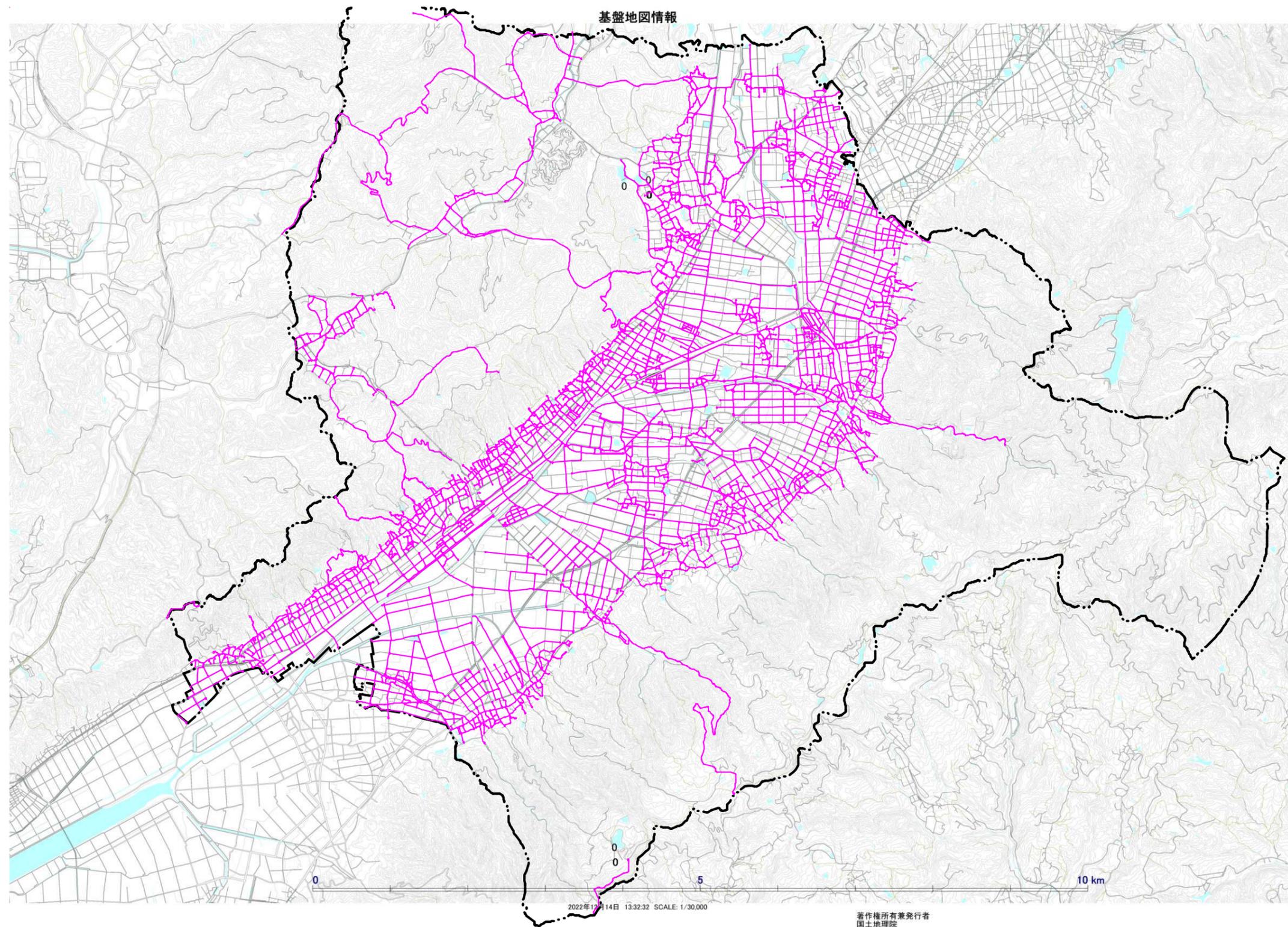


図 8 道路網(町道)

(2)道路維持管理業務

道路維持管理業務として包括管理の対象となる業務は下表に示すとおりである。

表 3 道路維持管理業務内容

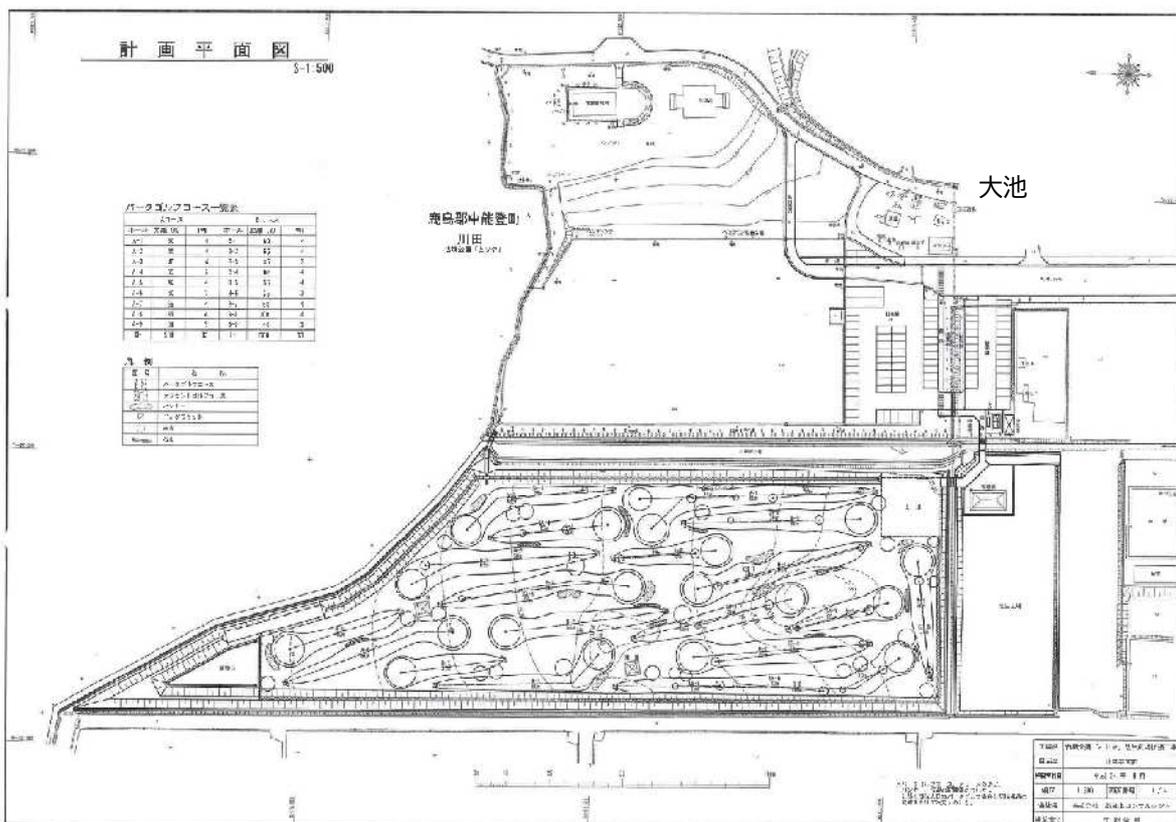
| 業種 | 業務内容 |
|------------------|---|
| 消雪さく井・設備点検 | 消雪さく井や制御盤等の設備において、次の作業を行う。 ①制御盤やスノーアンテナの正常動作確認 ②必要揚水量が確保されているかの確認 |
| 消雪ノズル点検 | 消雪配管設備において、次の作業を行う。 ① 散水施設の吐き出し弁を開放し、散水管内のスケール、排砂等の排出作業 ② 排出作業完了後、ノズル散水孔の目詰まり除去や散水量調整等の作業 ③ 降雪時におけるノズル散水孔の目詰まり除去や散水量調整等の作業 |
| 消雪配管更新 | 経年劣化により適正散水が確保できない消雪配管について更新作業を行う。 |
| 消雪井戸更新 | 必要な揚水量の確保が難しくなった場合に更新作業を行う。 |
| 道路台帳更新 | 町道区域の境界線や道路施設の現況、ライフラインの状況等、道路管理の基本的事項を把握することを目的に台帳を作成する。 |
| 町道舗装修繕 | 道路パトロール時や住民からの通報を受け、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合等の異状を確認し、即時対応可能なものについて補修を行う。 |
| 町道河川除草 | 町管理道路や河川等において、雑草等の除草作業を行うもの。 |
| 道路清掃等 (機械借上げ) | 道路パトロール時や住民からの通報を受け、道路用側溝や横断暗渠に堆積した土砂等について、バックホウや吸引車等の機械による除去作業を行うもの。 |
| 町道横断暗渠修繕 | 道路パトロール時や住民からの通報を受け、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合等の異状を確認し、即時対応可能なものについて補修を行う。 |
| 河川構造物修繕 | 道路パトロール時や住民からの通報を受け、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生などにより利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合等の異状を確認し、即時対応可能なものについて補修を行う。 |
| 除雪機械借上 | 積雪により安全な道路交通確保が困難な場合に発動する機械除雪において、降雪期前に除雪機械の借上げを行う。 |

| 業種 | 業務内容 |
|----------|---|
| 橋梁修繕詳細設計 | 橋梁点検結果及び橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁修繕のための詳細設計を行う。 |
| 橋梁修繕 | 橋梁の長寿命化に資する巡回等による日常的な状態把握および清掃を行う。また、定期点検・巡回時や住民からの通報を受け、異状を確認した場合に対応すること。 |
| 橋梁点検 | 町管理道路における橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、施設の効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るための点検を行う。 |

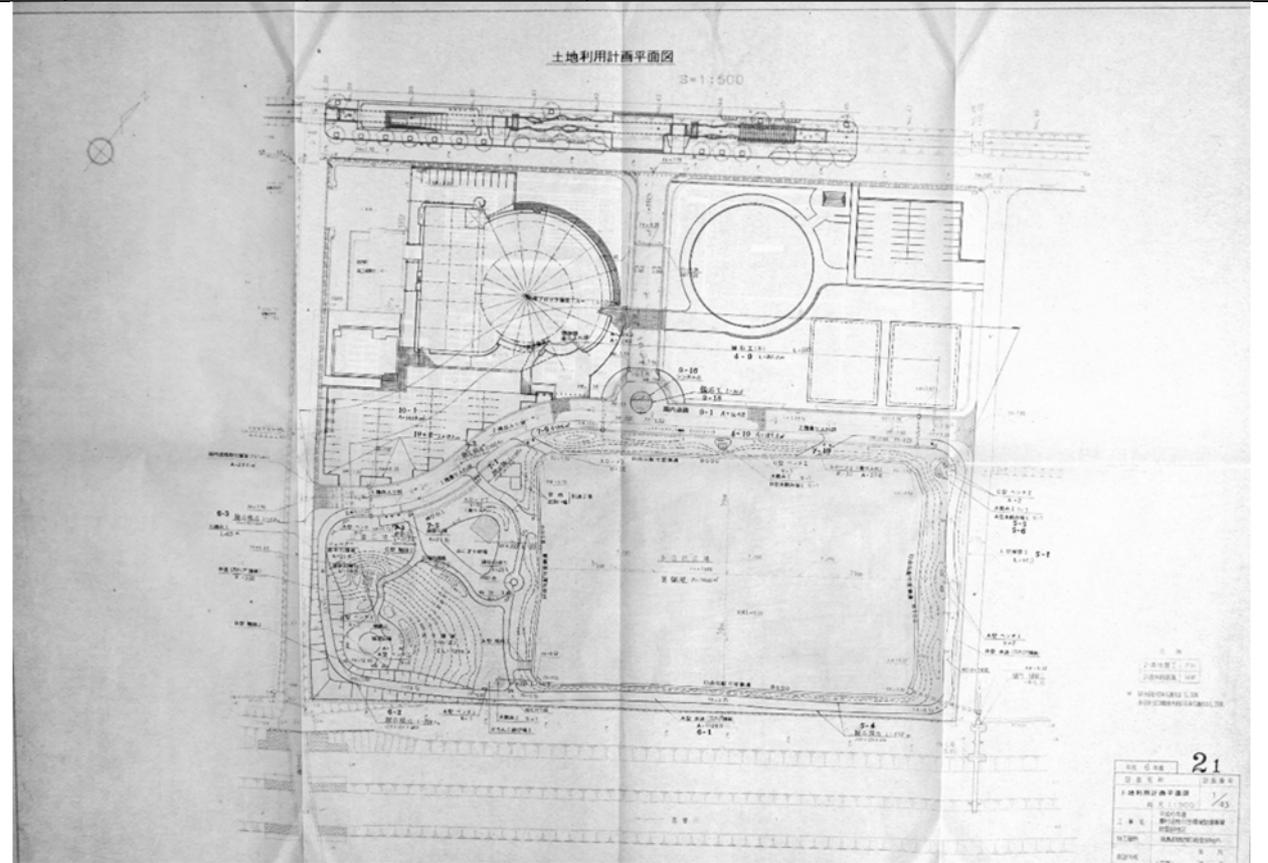
3-2 公園管理現況把握

(1) 公園概要

| | 施設名 | 位置 | 概要 |
|---|-----------|---------------|--|
| 1 | 古墳公園「とりや」 | 中能登町川田ホ部 42番地 | ①ふれあい公園(26,900㎡) ②水辺公園(28,700㎡) ③バーベキュー施設/ボート施設/休憩棟/展望台/遊具施設/水上遊歩道施設 |



| | | | |
|---|--------|---------------------|--|
| 2 | アッピー広場 | 中能登町能登部下 134部1番地 | ①多目的広場(8,884 m ²) ②遊具施設 |
|---|--------|---------------------|--|

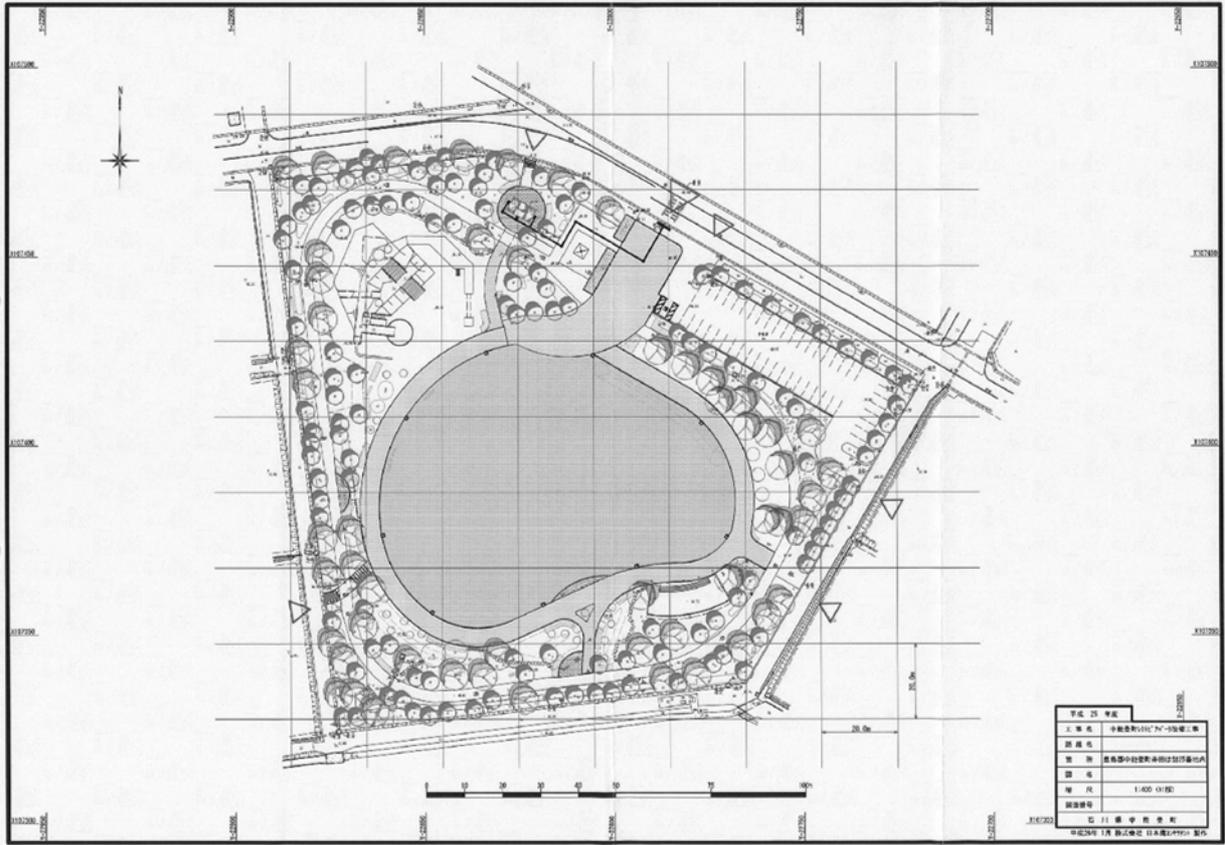


3 レクトピアパーク

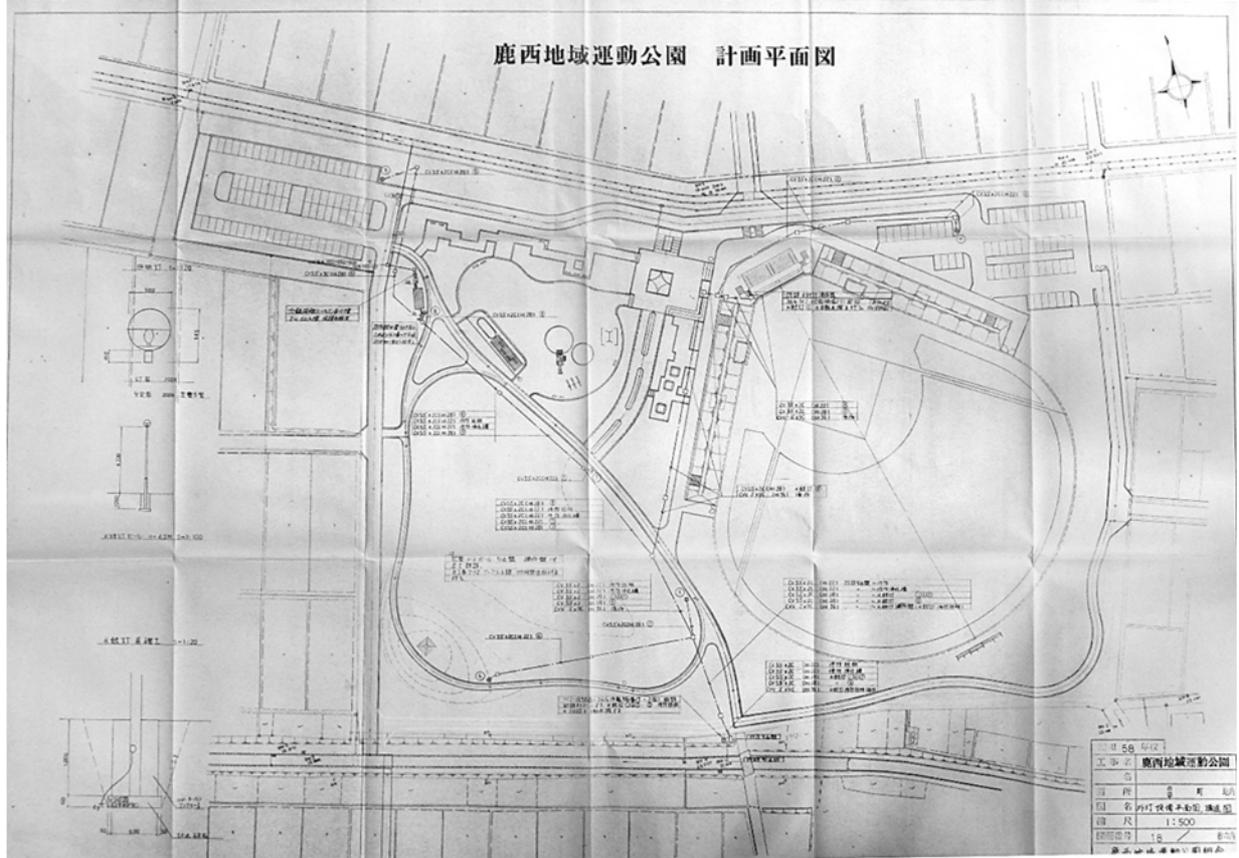
中能登町井田ほ部25番
地

①芝生広場(5,125 m²)

②ステージ施設/まぼろし城施設/遊具施設



| | | | |
|---|----------|-------------------|----------------------------|
| 4 | 中能登町運動公園 | 中能登町東馬場そ部 11番地 | ①野球場 ②芝生広場(7,730㎡)、遊具施設 |
|---|----------|-------------------|----------------------------|



| 建物名 | 建築年 | 建築面積 | 延床面積 | 構造 | 階数 | 老朽度 | | |
|-----|------|--------|--------|----|----|------|------|------|
| | | | | | | 耐用年数 | 経過年数 | 残存割合 |
| 管理棟 | 1981 | 166.65 | 166.65 | RC | 1 | 50 | 41 | 18% |
| 四阿 | | 10.89 | 10.89 | RC | 1 | | | |
| 倉庫 | | 19.87 | 19.87 | W | 1 | | | |

(2)公園維持管理業務

公園維持管理業務として包括管理の対象となる業務は下表に示すとおりである。

表 4 公園芝生・樹木管理業務内容

| 地区 | 業務内容 |
|------|--|
| 鳥屋地区 | 町役場総務庁舎樹木管理/梅の里公園芝生管理/眉丈が丘休憩所及び野営広場芝生管理/中能登中学校弓道場芝生管理/ふるさと創修館芝生管理/古墳公園「とりや」芝生管理/中能登町パークゴルフ場芝生・樹木管理 |
| 鹿島地区 | JR 能登二宮駅周辺樹木管理/鹿島弓道場芝生等管理/石動山歴史公園芝生・樹木管理/大宮坊樹木管理/レクトピアパーク芝生・樹木管理/中能登町運動公園芝生・樹木管理/北部多目的広場芝生管理 |
| 鹿西地区 | JR 金丸駅周辺樹木管理/雨の宮古墳公園グリーン広場芝生・樹木管理/アッピー広場芝生・樹木管理/スポーツセンターろくせい周辺樹木管理 |

表 5 管理例

| 対象施設 | 名称 | 内容 |
|-------------|------------|--|
| 古墳公園「とりや」 | 芝生管理 | 刈込み/清掃/施肥/目土入れ/除草剤/殺虫剤/殺菌剤/ローラ転圧/芝生集積・処理 |
| | 樹木管理 | 枝打ち整形・刈込/施肥/薬剤散布/笹除草剤散布 |
| | 雪囲い・小絞 | 寄せ植え/小絞り・雪囲い材料/撤去 |
| | 排水路管理 | 排水路・U字溝清掃 |
| | 除草工 | 排水路・法面/肩掛け払機・ブロアー清掃/集積・積込み運搬 |
| | BBQ 場 管理 | 施肥/刈込み・整形/除草/薬剤散布/排水路・園路等清掃 |
| 中能登町パークゴルフ場 | 芝生フェアウェー管理 | 刈込み・清掃/施肥/除草剤/殺菌剤/殺虫剤/目土入れ/人力除草/カップ切 |
| | 芝生ラフ管理 | 刈込み・清掃/施肥/除草剤/殺菌剤/殺虫剤/目土入れ/人力除草 |
| | 植栽管理 | 人力除草/除草(草刈り・人力)/高木常緑剪定/高木落葉樹剪定/低木刈込み/施肥/薬剤散布/雪吊り/剪定枝葉運搬・処理 |
| 大宮坊 | 樹木管理 | 雪吊り/1本支柱巻き/刈込み//小絞り/剪定・ごみ処分 |
| | 施肥工 | |
| | 井戸囲い他保 | |

表 6 公共施設公園等維持管理対象遊具

| 町公園 | 名称 | 所管 | 遊具 | 判定 | 備考 |
|-----|-----------|-------|-----------|----|-------|
| ○ | 下出公園 | 総務課 | 1面滑り台 | C | ハザード3 |
| | | | タヌキ滑り台 | C | ハザード3 |
| ○ | 能登部上区公園 | 総務課 | クジラ滑り台 | C | ハザード2 |
| | | | 2連ブランコ | C | ハザード2 |
| ○ | あすなろ公園 | 総務課 | 2連ブランコ+柵 | C | |
| ○ | 雨の宮グリーン広場 | 学校教育課 | 健康遊具 | C | |
| | | | アスレチック遊具 | C | ハザード2 |
| | | | アスレチック遊具 | C | ハザード3 |
| ○ | 眉丈ヶ丘休憩所 | 企画課 | 複合遊具 | C | ハザード3 |
| ○ | 古墳公園「とりや」 | 生涯学習課 | 複合遊具 | C | ハザード3 |
| | | | 4連ブランコ+柵 | C | ハザード2 |
| | | | 3連鉄棒 | C | |
| | | | 複合遊具(大) | D | ハザード3 |
| | | | シーソー | B | |
| | | | スイング遊具(1) | A | |
| | | | スイング遊具(2) | A | |
| ○ | ミニパーク | 総務課 | 3連鉄棒 | B | ハザード2 |
| | | | 4連ブランコ | C | ハザード2 |
| | | | ジャングルジム | C | ハザード3 |
| ○ | 梅の里公園 | 総務課 | 2連ブランコ | C | ハザード2 |
| | | | 回転ジャングルジム | C | ハザード2 |
| | | | シーソー | B | |
| | | | ラダー | B | ハザード2 |
| ○ | 二宮あおば台公園 | 総務課 | シーソー | C | |
| | | | 健康遊具 | C | |
| ○ | レクトピアパーク | 生涯学習課 | 複合遊具(大) | D | ハザード3 |
| | | | 複合遊具(小1) | D | ハザード3 |
| | | | 複合遊具(小2) | C | ハザード3 |
| | | | 複合遊具(小3) | D | ハザード3 |
| ○ | 中能登町運動公園 | 生涯学習課 | 複合遊具 | C | ハザード3 |
| ○ | アッピー広場 | 生涯学習課 | シーソー | C | ハザード2 |
| | | | ザイルクライミング | C | ハザード3 |
| | 鳥屋小学校 | 学校教育課 | ザイルクライミング | C | ハザード3 |
| | | | 木製平均台 | B | |
| | | | スプリングプレイ | B | |

| 町公園 | 名称 | 所管 | 遊具 | 判定 | 備考 |
|-----|---------|-----------------|------------|----|-------|
| | 鳥屋小学校 | 学校教育課 | 12連鉄棒 | B | |
| | | | 2連ブランコ | B | ハザード2 |
| | | | ジャングルジム | B | ハザード2 |
| | | | 6連鉄棒 | B | ハザード2 |
| | | | 1面滑り台 | D | ハザード2 |
| | | | ジャングルジム | C | ハザード2 |
| | 鹿島小学校 | 学校教育課 | 2連ブランコ+柵 1 | B | |
| | | | 2連ブランコ+柵2 | B | |
| | | | 3連鉄棒1 | B | |
| | | | 3連鉄棒2 | B | |
| | | | 3連鉄棒3 | B | |
| | | | 9連鉄棒 | B | |
| | | | ラダー | D | ハザード2 |
| | | | ジャングルジム | D | |
| | 鹿西小学校 | 学校教育課 | 4ブランコ+柵 | C | ハザード2 |
| | | | パネル遊具 | C | ハザード2 |
| | | | ジャングルジム | B | ハザード2 |
| | | | 3連鉄棒 | C | |
| | | | 複合遊具 | C | ハザード2 |
| | こすもす保育園 | 健康保険課 子育て支援室 | ハウス遊具 | B | |
| | | | 3連鉄棒 | C | |
| | | | 複合遊具(中) | C | ハザード2 |
| | | | 2連ブランコ | C | ハザード2 |
| | | | 複合遊具(小1) | C | ハザード2 |
| | | | 複合遊具(小2) | B | ハザード2 |
| | たんぽぽ保育園 | 健康保険課 子育て支援室 | ハウス遊具 | B | |
| | | | 複合遊具(中) | D | |
| | | | 滑り台 | D | ハザード3 |
| | | | 複合遊具(小) | C | ハザード3 |
| | | | 3連鉄棒 | C | |
| | あおば保育園 | 健康保険課 子育て支援室 | 複合遊具(小) | C | ハザード3 |
| | | | 2連ブランコ+柵 | B | ハザード2 |
| | | | 3連鉄棒 | B | |
| | | | 滑り台 | B | ハザード2 |

| 町公園 | 名称 | 所管 | 遊具 | 判定 | 備考 |
|-----|----------|-----------------|----------|----|-------|
| | つくし保育園 | 健康保険課 子育て支援室 | 複合遊具(中) | D | ハザード2 |
| | | | 2連ブランコ | D | ハザード2 |
| | | | 複合遊具(小) | C | |
| | | | ラダー | C | ハザード2 |
| | | | 3連鉄棒 | B | ハザード2 |
| | さくら保育園 | 健康保険課 子育て支援室 | ハウス遊具 | C | ハザード2 |
| | | | 3連鉄棒 | B | |
| | | | 2連ブランコ+柵 | C | ハザード2 |
| | | | 築山 | B | ハザード2 |
| | | | 複合遊具(小1) | C | ハザード2 |
| | | | 複合遊具(小2) | C | ハザード2 |
| | ろくせい児童館 | 健康保険課 子育て支援室 | ロッキング遊具 | C | ハザード2 |
| | 良川なかよし広場 | 総務課 | 2連ブランコ | B | ハザード2 |

判定 A :「継続使用」可

判定 B、C:「修繕、補修、改良」必要

判定 D :「更新、撤去」必要

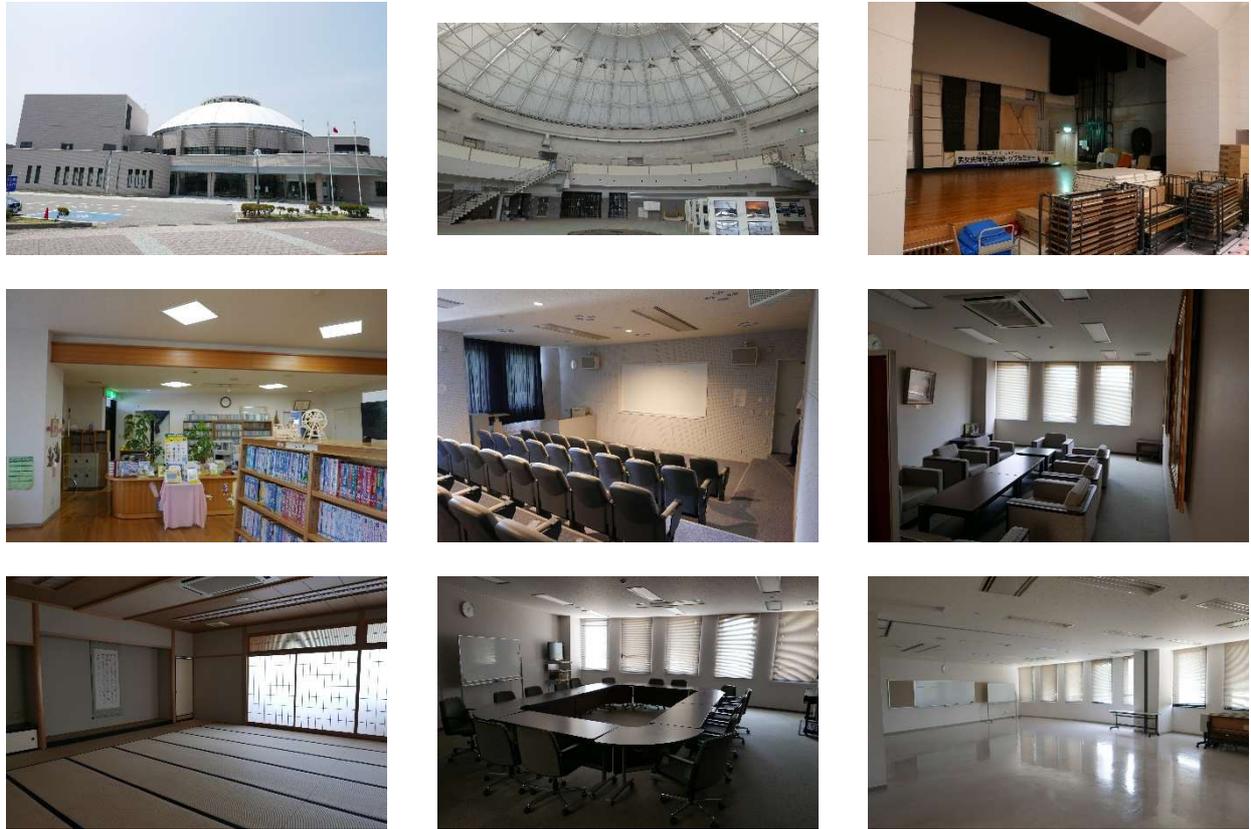
ハザードレベル 2: 重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態

ハザードレベル 3: 生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態

3-3 カルチャーセンター飛翔現況把握

(1) 施設概要

| | | | |
|------|----------------|-------|--|
| 所在地 | 中能登町能登部下 134-1 | 主要な部屋 | 中央ホール、図書室、事務室、ホール、シアタールーム、会議室、応接室、和室、学習室 |
| 延床面積 | 3,705 ㎡ | | |
| 竣工年 | 1996年 | | |



(2) 施設維持管理状況

令和元年度の事業状況は下表に示すとおりである、

| | | | | | |
|---------|--------|-------------|------------------------|------------|------------|
| 所管 | 生涯学習課 | | 決算額 (円) | 25,628,059 | |
| 会計 | 一般会計 | | 財源内訳 | 国・県支出金 | 0 |
| 款 | 10 | 教育費 | | 分担金・負担金 | 0 |
| 項 | 4 | 社会教育費 | | 使用料・手数料 | 315,560 |
| 目 | 4 | 社会教育施設管理運営費 | | 地方債 | 0 |
| 細目 | 4 | カルチャーセンター等費 | | その他 | 1,646,856 |
| | | | | 一般財源 | 23,665,643 |
| 財源明細 | | | | | |
| | 歳入科目区分 | | 歳入科目名 | 金額 | |
| 使用料・手数料 | 教育使用料 | | カルチャーセンター使用料 | 315,560 | |
| その他 | 雑入 | | カルチャーセンター等雑入(商工会電気料ほか) | 1,646,856 | |

3-4 道路公園維持管理費

2018年度～2021年度の道路及び公園の維持管理費の予算額、落札額、落札率を整理した。

平均値としては、年間予算額が約2億1200万円、年間落札額1億9900万、落札率が94.2%となった。

表 7 道路公園維持管理費

| 分類 | 事業名 | 年間平均予算 | 年間平均落札額 | 予算落札率 |
|---------------|---|----------------|-------------|------------|
| 道路 | 消雪さく井・設備点検業務委託 | 1,489,000 | 1,405,000 | 94.4% |
| | 消雪ノズル点検業務委託(1工区) | 2,965,000 | 2,872,500 | 96.9% |
| | 消雪ノズル点検業務委託(2工区) | 3,444,000 | 3,350,000 | 97.3% |
| | 消雪ノズル点検業務委託(3工区) | 2,954,000 | 2,867,500 | 97.1% |
| | 消雪ノズル点検業務委託(4工区) | 2,104,000 | 2,037,500 | 96.8% |
| | 消雪ノズル点検業務委託(5工区) | 2,384,000 | 2,312,000 | 97.0% |
| | 消雪配管更新工事 | 16,903,000 | 16,037,500 | 94.9% |
| | 消雪井戸更新工事 | 23,803,000 | 22,712,500 | 95.4% |
| | 中能登町道路台帳更新業務委託 | 5,115,000 | 4,832,500 | 94.5% |
| | 町道舗装修繕工事 | 10,673,000 | 10,100,000 | 94.6% |
| | 町道河川除草作業 | 4,575,000 | 4,346,250 | 95.0% |
| | 道路清掃等(機械借上げ) | 1,350,000 | 1,282,500 | 95.0% |
| | 町道横断暗渠修繕 | 23,078,000 | 21,924,100 | 95.0% |
| | 河川構造物修繕 | 2,750,000 | 2,612,500 | 95.0% |
| | 除雪機械借上業務(タイヤショベル 1.3 m ³) | 5,330,000 | 3,374,200 | 63.3% |
| | 除雪機械借上業務(タイヤショベル 0.8 m ³ ・0.5 m ³) | 5,678,000 | 3,556,750 | 62.6% |
| | 橋梁修繕詳細設計業務 | 7,778,000 | 7,352,500 | 94.5% |
| | 橋梁修繕工事 | 20,162,000 | 19,272,500 | 95.6% |
| | 橋梁点検 | 13,540,000 | 12,810,000 | 94.6% |
| | 公園 | 公共施設・公園等維持管理業務 | 54,602,000 | 53,482,500 |
| 公園等公共施設遊具点検業務 | | 910,000 | 876,667 | 96.3% |
| 道路公園包括管理対象事業 | | 211,587,000 | 199,417,467 | 94.2% |

4. 実現性の検証

4-1 AI 道路パトロール効果検証

(1)検証方法

表 8 調査方法

| | 道路パトロール車への設置 | ゴミ収集車への設置 |
|-----------------|---|-----------------------|
| パトロール車 移動距離 | パトロール車の移動距離により燃料費、オイル交換、タイヤなどの消耗品費などを算出する。 | |
| 町道カバー率 | 道路パトロール経路実績からカバー率を算出する。 (※ルートがエリア内で非特定であるため、調査期間のネット値で算出する。) | ゴミ収集車経路実績からカバー率を算出する。 |
| パトロール経路 ラップ率 | ゴミ収集車両経路の道路パトロール車経路ラップ率を算出する。 | |

(2)道路パトロール・ゴミ収集車運行経路

①道路パトロール体制

1)車両

町では、土木建設課のパトロール車による町道のパトロールを行っている。

2)乗務員体制

町では、土木建設課の2名の職員が週に1回3地域(鳥屋、鹿島、鹿西)それぞれ町道をパトロールしている。

3)走行距離

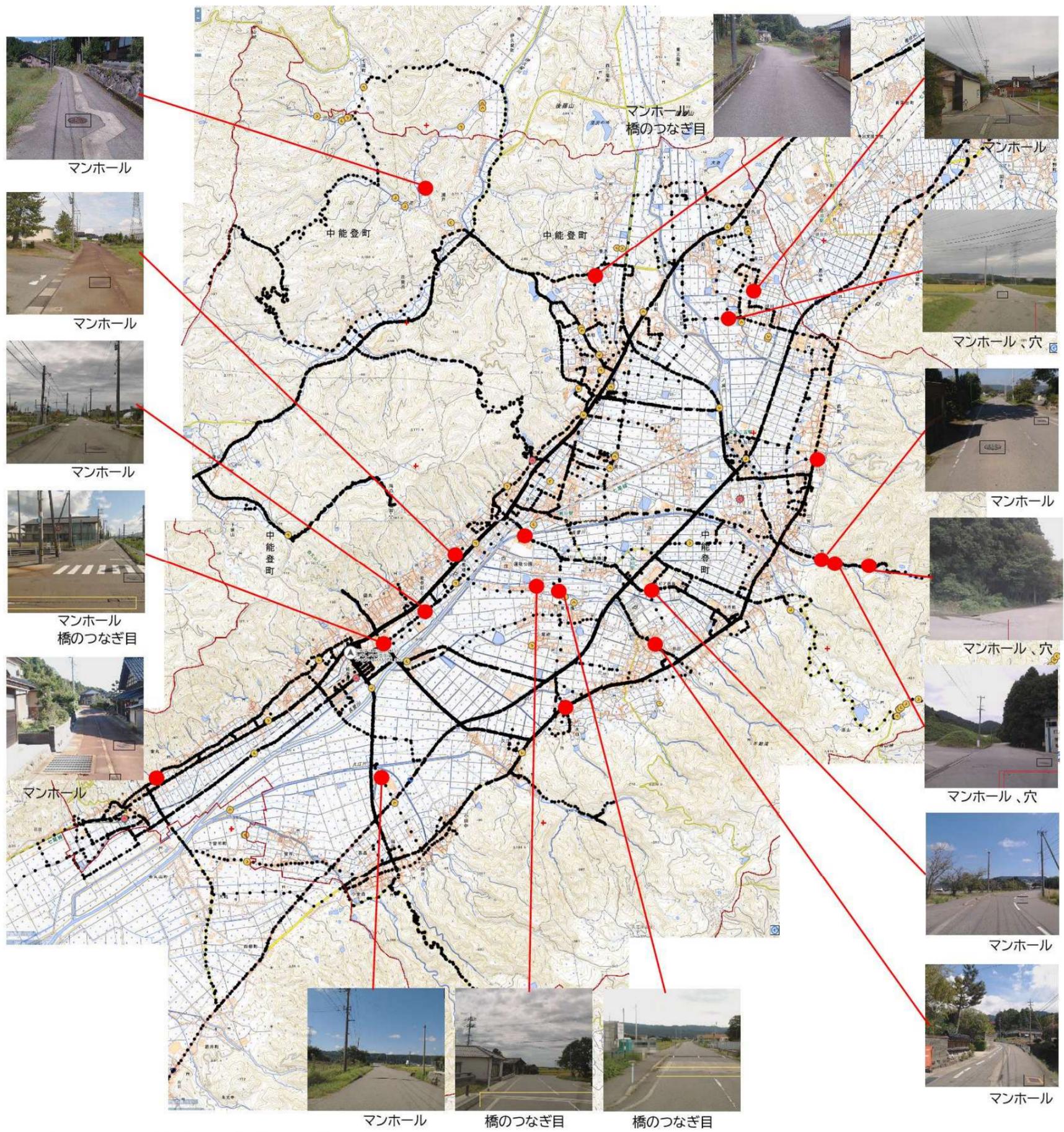
1回あたりの走行距離は20～30km程度である。(町道以外も通行のため)

②道路パトロール移動経路

今回採用した AI 道路パトロールシステムによる道路パトロール車両(1台)移動状況表示は次図に示すとおりである。

七尾市内に所在する県土木事務所に向かう日もあり、町外の経路も表示している。

調査期間中において道路パトロールでは修繕箇所は発見されなかつたが、AI 道路パトロールシステム搭載車で認識された修繕発見箇所は 16 か所であった。

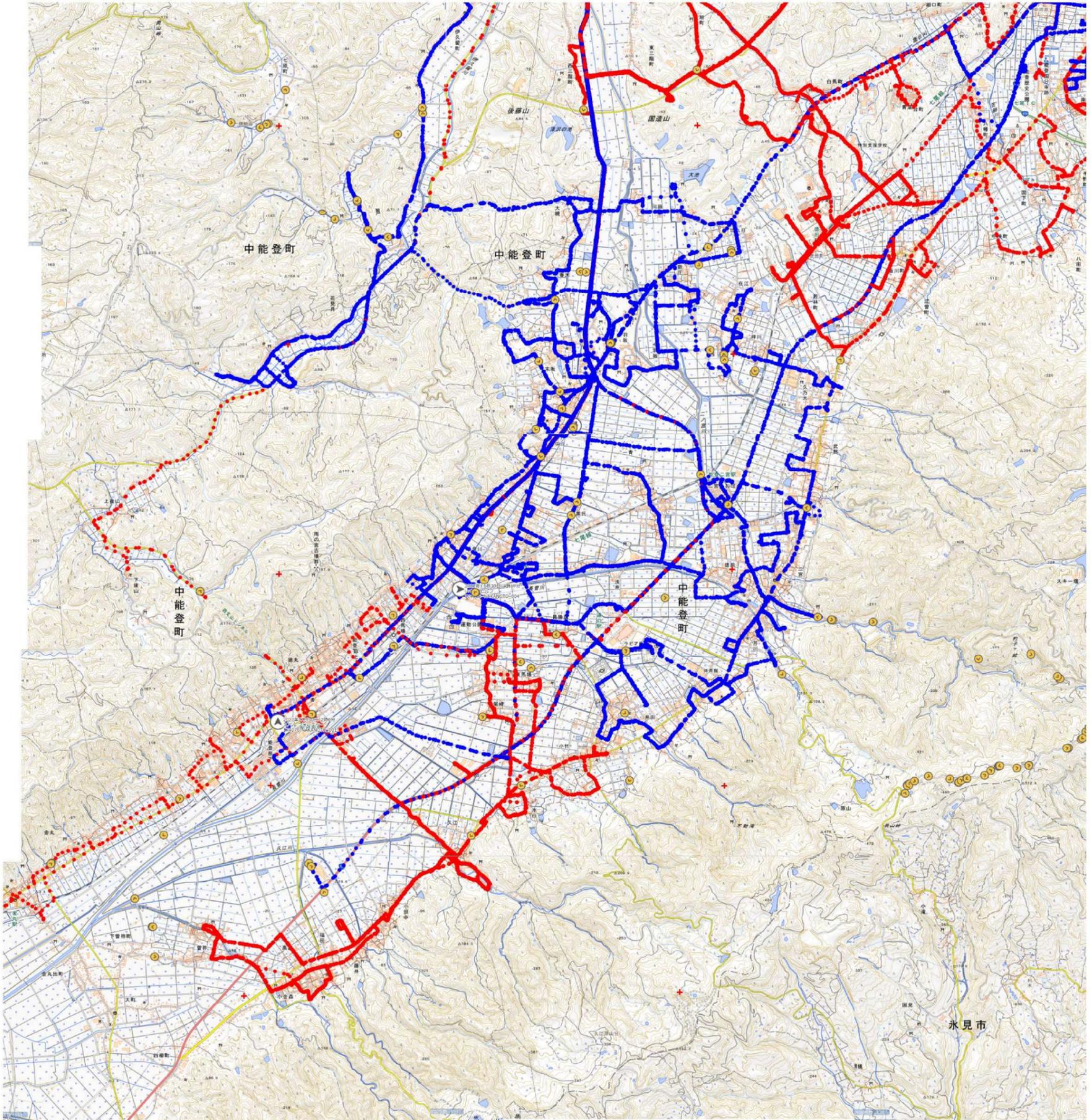


道路パトロール軌跡とAI損傷発見箇所
(2022年8月1日～10月31日)

図 9 道路パトロール車移動経路(2022年8月～10月)

③ゴミ収集車両移動経路

今回採用した AI 道路パトロールシステムによるゴミ収集車両(2台)移動状況表示は下図に示すとおりである。
走行したゴミ収集車両は、隣接する七尾市のゴミ収集も行っているため、町外の経路も表示している。



ゴミ収集車軌跡
(2022年8月1日~10月31日)

図 10 ゴミ収集車両移動経路(2022年8月~10月)

③カバー率、ラップ率

1)町道カバー率

道路パトロール車及び中能登町を担当する2台のゴミ収集車にAI道路パトロールシステムを搭載した町道に対するカバー率は、両者とも約50%である。

表 9 AI 道路パトロールシステム町道カバー率

| | 町 道 | 道路パトロール | ゴミ収集車 |
|------|---------|---------|-------|
| 延長 | 402.6km | — | — |
| カバー率 | — | 47.3% | 47.4% |

※延長については図上計測値、カバー率は AI 道路パトロールシステム(みちログ)データ計測値

2)道路パトロール経路とのラップ率

「AI道路パトロールシステムを搭載した道路パトロール車の町道延長」に対する「中能登町を担当する2台のゴミ収集車の町道延長(道路パトロール車の走行部分)」のラップ率は約 60%である。

表 10 町道走行ラップ率

| | 道路パトロール | ゴミ収集車 |
|------|---------|-------|
| ラップ率 | — | 59.1% |

※ラップ率は AI 道路パトロールシステム(みちログ)データ計測値

(3)AI 道路パトロールの概要

1)システム概要

本調査において採用した株式会社アイシンの道路維持管理支援サービスは、走行車両で収集した異常震動データから道路の異常を検知し、その情報の提供、補修に向けた計画支援、対策実施といった、道路の維持管理のトータルサービスであり、2019年10月に愛知県岡崎市にて実証実験を開始している。

自治体内でゴミ回収をするゴミ収集にカメラ、センサーを搭載し、車両情報から画像やデータで路面状況を把握する。



図 11 ゴミ収集車に設置した AI 道路パトロール(岡崎市)

2)AI 道路パトロールシステムリース料

今回採用したAI道路パトロールシステムの基準価格は、年間300万円程度である。

本調査が長期間の事業であること、割引を期待できると仮定し、年間255万円をシステムリース料として仮定する。(令和5年度より町道内への樹木の倒壊なども自動記録される予定であり、そのシステム使用料である。)

表 11 システムリース料基準価格

| | 単価(円/月) | 数量(セット) | 1年間 | 金額 |
|----------|---------|---------|------|-----------|
| 基本料金 | 120,000 | 1 | 12ヶ月 | 1,440,000 |
| 車載器 | 59,000 | 2 | 12ヶ月 | 1,416,000 |
| スマートフォン* | 9,600 | 2 | 12ヶ月 | 23,400 |
| 合計 | | | | 3,086,400 |

*スマートフォンは総括マネジメント、公園・遊具点検、舗装点検のそれぞれ担当者が保持し、補修必要箇所情報の一元管理を行う。

*初期設置費用などを除く

3) 先行事例ヒアリング(岡崎市)

岡崎市道路維持管理担当部署職員へのヒアリングでは、AI道路パトロールシステムへの信頼性、利便性は極めて高い印象を持った。

AI道路パトロールシステム導入前では道路パトロール車5台で運用していたが、導入後は2台で対応できていることを特に評価している。

さらに、道路舗装面のパトロールだけではなく、道路構造物、道路占有物、樹木など道路際の確認業務を併せて行うバージョンアップも岡崎市と進めており、将来の拡張性は確保されているようである。

表 12 ヒアリング要旨

| | |
|-------------------|--|
| AIシステム使用 経緯・目的 | 行政内において道路管理に必要な人材が確保しづらい状況になってきたため、道路パトロールと同様の効果を発揮可能なAIシステムの導入を試験的に導入し、実証実験を行った結果、一定程度の評価を得られたので、今年度より正式導入した。 |
| AIシステム使用 効果 | ゴミ収集車4台、道路パトロール車2台、その他公用車1台にシステムを搭載し実施しており、道路パトロール車で得ることのできない範囲の市道確認も行うことができ、2,000km強の市道延長の約40%を把握できている。 |
| AIシステム操作 性 | 道路パトロール時には人的な操作はなく、判定結果の取得に2ボタン程度の確認ですみ、操作性は良い 補修実施報告書などの作成時にはいくつかの選択が必要であるが、これも数回扱うことで慣れることができる。 |
| AIシステム精度 | AI道路パトロールシステムを導入したことで、これまで以上の事務量が必要なのは問題外であり、システム構築時からこれには重点を置いた開発を行っており、システム精度は高い。 |
| 道路パトロールと の関係 | 道路パトロールの手が回らない部分を他車両に搭載したAI道路パトロールシステムで補完している関係である。 |

3) 他AI道路パトロールシステム

本調査で採用したAI道路パトロールシステムは車輛の振動を感知し、異常発生個所をカメラで認識し記録するものであるが、他にスマートフォンのカメラ機能だけを活用し、路面のひび割れから異常発生個所を記録する安価なタイプもある。

このタイプを採用している某市へのヒアリングによれば、精度はAI教育により高まってはいるものの、インターロッキングや路面アイコンにも異常を感知し、その後の職員による精査時間が相当必要であるとのことだった。

(4) AI 道路パトロールシステムの導入効果

1) 導入効果(精度)

道路パトロールでは調査期間中での修繕必要箇所はなかったが、道路パトロール車及びゴミ収集車2台に装備したAI道路パトロールシステムでは16か所の修繕箇所が発見されており、十分な精度が確保されているものと言える。

また、ゴミ収集車輛によるAI道路パトロールでは、通常道路パトロールに対してラップ率約60%にとどまっているが、町道のカバー率は47%と通常道路パトロールと同程度であり、ゴミ収集車輛へのシステム搭載による道路パトロールは導入効果が高いといえる。

2) 導入効果(支出削減)

週に1度、20km～30km程度の道路パトロール頻度であり、道路パトロールに相当する職員人件費170万円/年、AI道路パトロールシステムの想定リース料255万円/年と、職員の人件費との比較では本調査で採用したAI道路パトロールシステムは高額となり、経費削減効果は期待できない。

ただし、町道路パトロール担当者ヒアリングでは、担当する職員数にも限界があり、現状の道路パトロールは十分に実施されていない、としている。

さらに小規模自治体におけるマンパワー不足は将来さらに厳しくなっていくものと言える。

これらの意味で、職員の道路点検専門スキルを持つAI道路パトロールシステムの活用は、将来的に導入効果が高いと言える。

3) 道路包括管理委託での効果

道路包括管理において一括して企業に道路の維持管理を行うためには、一定以上の道路管理技術を有した専門家を企業側に配置する必要があること、円滑な道路管理のためには、修繕必要箇所の発見から補修工事まで円滑に作業をさせるため、情報の一元化と関係者の誰もが情報を見出すことのできる環境が必要である。

この意味で、当該調査で採用したAI道路パトロールシステムは適正であると考えられる。

4-2 道路公園包括管理効果検証

道路及び公園に係る維持管理業務の平均落札率は 94.2%であり、類似業務の効率化等による道路公園包括管理としての費用的スケールメリット、複数年度にわたる委託期間の長期化による安定受注、専用機器・設備類の計画的購入等の時間的スケールメリットから、道路公園包括管理業務による経費削減効果は期待できる。

4-3 Park-PFI 効果検証

(1)公園利活用方針

本町は鳥屋町、鹿島町、鹿西町の3町が合併しており、それぞれの旧自治体で公園を整備し、維持管理してきた。

それぞれ旧自治体の住民が愛着を持って身近な公園として利活用してきた経緯があり、本調査における複合した事業の効果が認められたとしても、現実的には町民意向の関係で公園の性格付けによる事業が実施不可能な場合も想定される。

そこで、本調査では、「中能登町公園再整備基本構想」を策定し、主要4公園(古墳公園「とりや」、中能登町運動公園、レクトピアパーク、アッピー広場)について、各公園の整備方針について保護者アンケート及び子育て支援関係者ワークショップを開催し、事業の可能性を把握した。

①保護者アンケート調査

1)実施概要

| | | | |
|--------------|--------|--------------|--------------------------------------|
| 実施日 | 配布 | 令和4年7月21日(木) | 終業式当日教員などから配布 |
| | 回収 | 令和4年8月5日(金) | 登校日に教員等へ児童・生徒が提出 もしくはQRコードよりネット提出 |
| 対象者 (配布数) | 保育園児 | 5 保育園 | 451 名 |
| | 小学校低学年 | 3小学校 | 386 名 |
| | 合計 | | 837 名 |
| 回収数 | 用紙回収分 | | 293 通 |
| | ネット回収分 | | 97 通 |
| | 合計 | | 390 通(回収率 46.6%) |

公園の利活用に関するアンケート（保護者様向け）

小学生保護者用

令和4年7月15日

アンケート調査のお願い

日頃より中能登町政にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、我が国全体でも人口減少、超高齢化社会が進んでいることは、以前から言われてきたことですが、さらに、中能登町では、暮らしを支えてきた公共施設が老朽化し、近いうちに公共施設の改修・修繕のための資金が町の財政を大きく圧迫していくことが予想されています。

そこで町では、持続可能な財政運営を目指すとともに、町民の皆様の快適な暮らしの維持のため、最適な公共施設維持を模索しており、今回は「公園」をテーマとして、主に公園を利用されるお子様の保護者様へ、アンケート調査をお願いするものであります。なお、町が管理している公園は 17 公園あり、年間の維持費は約 1 億2,500万円余りとなっております。

本アンケート調査は、公園の利用状況や維持費の推移を踏まえ、その整備の方向性を明確にしたうえで、皆様に親しまれる公園を目指すための基礎資料として実施するものです。

本アンケートは無記名、また統計的に処理いたしますので、回答者ご本人様にご迷惑をおかけするものではありませんので、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、記入したアンケートは、お子様を通じて学校へ提出、もしくは、上記 QR コードよりインターネットでの回答も可能です。

また、保育園保護者に同様のアンケートを配布しておりますので、1～3年生のご兄弟のご家庭は、どちらかで1つで構いません。

<回答締切> 令和4年8月5日(金)

<実施主体> 中能登町土木建設課 TEL0767-72-3921 担当 宮本・横井

<連絡先> dobokukensetsu@town.nakanoto.ishikawa.jp

I あなたのことについてお尋ねします。

問1 あなたの性別(あてはまるもの1つに○)

1. 男 2. 女 3. どちらでもない 4. 答えたくない

問2 あなたの年齢

1. 20歳未満 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳 5. 50～59歳
6. 60～69歳 7. 70～79歳 8. 80歳以上 9. 答えたくない

問3 お住まいの小学校区

1. 鳥屋小学校 2. 鹿島小学校 3. 鹿西小学校 4. 答えたくない

II 公園の利用状況についてお尋ねします。

問4 あなたが過去1年間に利用した・訪れたことがある公園を教えてください。(あてはまるもの全てに○)そのうち最も多く利用した公園はどこですか。(1つに◎)

| | 公園名 | 住所 | 概要 |
|----|-------------|--------------|--|
| 1 | 金丸中央公園 | 金丸 963-2 | 遊具施設 |
| 2 | 金丸多目的広場 | 金丸 932 | 多目的広場(6,800 m ²) |
| 3 | 下出公園 | 能登部下124-17 | 遊具施設 |
| 4 | ゆーあいパーク上布の郷 | 能登部下 76 部 36 | 遊具施設/屋内・外ゲートボール場 |
| 5 | 能登部上区公園 | 能登部上り118 | 遊具施設 |
| 6 | あすなろ公園 | 上後山ウ13 | 遊具施設 |
| 7 | 雨の宮グリーン広場 | 西馬場七 10 | 休憩所/遊具施設/バーベキュー施設 |
| 8 | 眉丈が丘休憩所 | 花見月六 1-3 | |
| 9 | 姫塚いきいき公園 | 町春木 13-46 | 多目的広場(2,768 m ²)/遊具施設 |
| 10 | 古墳公園「とりや」 | 川田ホ部 42 番地 | ふれあい公園(26,900 m ²)/辺公園(28,700 m ²)/バーベキュー施設/ボート施設/休憩棟/展望台/遊具施設/水上遊歩道施設 |
| 11 | ミニパーク | 末坂ツ62-甲 | 遊具施設 |
| 12 | 梅の里公園 | 末坂 9 部 55 番地 | 芝生広場(6,560 m ²)/遊具施設 |
| 13 | 二宮あおば台公園 | 能登二宮駅 | 遊具施設 |

| | | | |
|----|----------|--------------|---|
| 14 | レクトピアパーク | 井田ほ部25番地 | 芝生広場(5,125 m ²)/ステージ施設/まぼろし城施設/遊具施設 |
| 15 | 道閑公園 | 久江ハ90 | |
| 16 | 中能登町運動公園 | 東馬場そ部 11 番地 | 芝生広場(7,730 m ²)/遊具施設 |
| 17 | アッピー広場 | 能登部下 134 部 1 | 多目的広場(8,884 m ²)/遊具施設 |

問5 問4で回答された「最も多く利用した公園」への交通手段は何ですか。

| | | | | |
|-----------|--------|-----------|-------------|---------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バイク | 4. コミュニティバス | 5. 自家用車 |
| 6. その他() | | 8. 答えたくない | | |

問6 問4で回答された「最も多く利用した公園」での滞在時間はどの程度ですか。

| | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|-----------|
| 1. 15分以内 | 2. 30分以内 | 3. 1時間以内 | 4. 2時間以内 | 5. 2～3時間 |
| 6. 半日程度 | | 7. その他() | | 8. 答えたくない |

問7 あなたが公園を利用する主な目的は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

| | | |
|--------------------|------------|---------------|
| 1. 休憩、語らい、リフレッシュ | 2. 散歩、軽い運動 | 3. 子どもを遊ばせる |
| 4. 花木等の自然を楽しむ | 5. ペットの散歩 | 6. トイレ利用 |
| 7. スポーツや野外レクリエーション | | 8. 行事やイベントの参加 |
| 9. その他() | | |

問8 あなたは下記の公園をどう評価しますか。(それぞれの公園で一つに○)

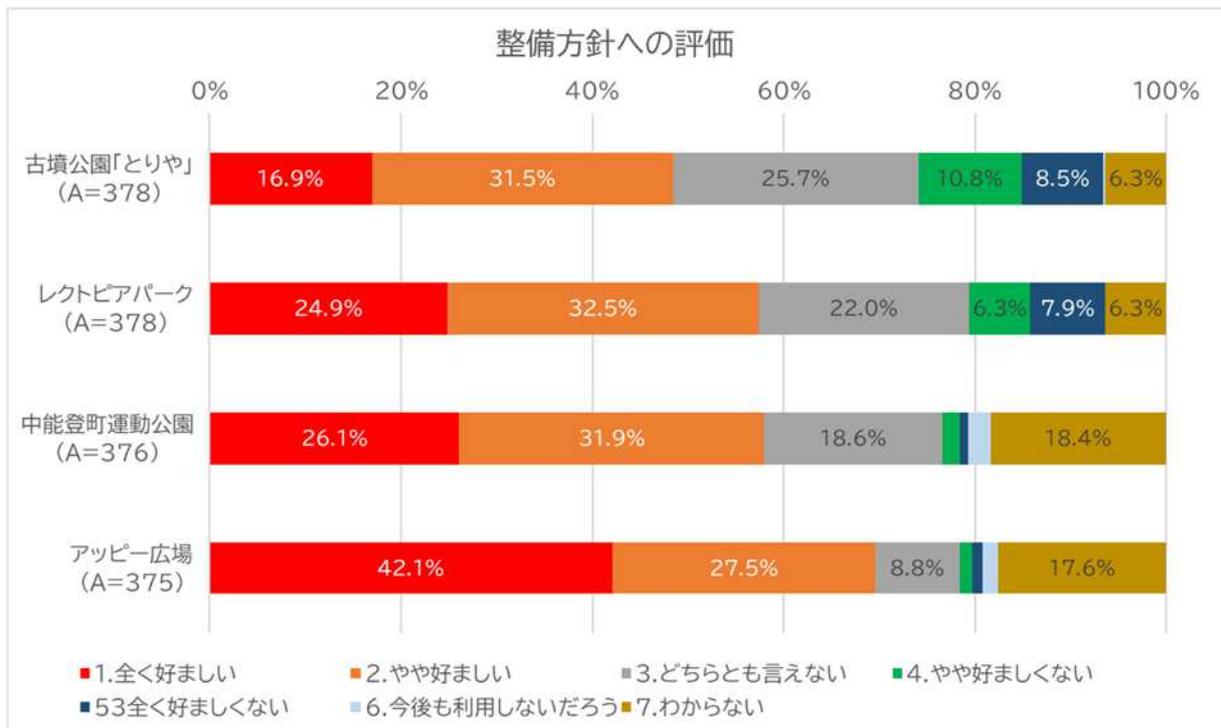
| | | 1 満足 | 2 やや満足 | 3 どちらとも言えない | 4 やや不満 | 5 不満 | 6 利用したことがない | 7 わからない |
|-----------|-----------------|---------|-----------|----------------|-----------|---------|----------------|------------|
| 古墳公園「とりや」 | 川田ホ部 42 番地 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| レクトピアパーク | 井田50 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 中能登町運動公園 | 東馬場そ部 11 番地 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| アッピー広場 | 能登部下 134 部 1 番地 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

3) アンケート結果

保育園及び小学校低学年(1～3年生)の保護者に対するアンケート調査を行った結果、公園整備方針に関する評価としては、古墳公園「とりや」の「高齢者スポーツに配慮した公園」という方向性に対しては他の公園よりも評価が低く、アッピー広場は子育て支援機能の強化に他の公園の整備方針よりも評価は高くなっている。

中能登町運動公園は、スポーツという基本機能の強化で「全く好ましい」「やや好ましい」の回答率が58.0%、公園実面積の縮小となるレクトピアパークでは同項目で57.4%を示し、レクトピアパークが広場面積縮小による子育て支援機能の低下にも関わらず、高い評価となっている。

いずれの公園も「やや好ましくない」「全く好ましくない」の回答率が最も多い古墳公園「とりや」でも19.3%と、将来の整備方針に否定的な意見は少なくなっている。



| | 整備方針 |
|-----------|--|
| 古墳公園「とりや」 | グラウンドゴルフやパークゴルフなどを活かした高齢者スポーツに配慮した公園 |
| レクトピアパーク | いくつもの診療所を集積させた医療モールと芝生広場を備えた健康維持のための公園 |
| 中能登町運動公園 | 小学生から青壮年の利用に配慮したスポーツのための公園 |
| アッピー広場 | 屋内・屋外遊戯場やサッカー場など親と子どもが天候に左右されず一日楽しめる公園 |

②子育て支援関係組織ワークショップ

1)ワークショップ開催概要

| | | |
|------------|--|---|
| 開催目的 | <p>小規模地方都市である本町において、暮らしに密着した街区公園クラス12公園のほか、地区公園クラ3公園、近隣公園クラ1公園と町民サービスの過剰な公園環境にあり、それぞれの公園に同一の機能を確保し、維持していくことは、財政上も困難な状況です。</p> <p>各公園にそれぞれの個性を持たせる機能分担を行い、効果的で効率的な町民サービスとしての公園維持管理を実現するため、公園の再整備の方向性を検討するためにワークショップを行うものです。(それぞれの公園で主たるサービス受益者があるものの、排他的なものではないことを強調)</p> | |
| 開催日時 | 令和4年11月1日(火) 19:00～ | |
| 開催場所 | 行政サービス庁舎 1F研修室 | |
| 参加者 22名 | <p>中能登町議会副議長 中能登町議会総務建設常任委員会委員長 中能登町議会教育民生常任委員会委員長 中能登町校長会会長(鳥屋小学校校長) PTA 会長(鳥屋小学校) 園長(つくし保育園) 保護者会長(つくし保育園) 保護者会長(たんぼぼ保育園) 中能登町スポーツ協会理事長 野球協会会長/サッカー協会理事長 陸上協会会長</p> | <p>学校教育課長 総務課主査(2名) 生涯学習課長 生涯学習課課長補佐 健康保険課長 健康保険課子育て支援室担当課長 健康保険課子育て支援室課長補佐 土木建設課長 土木建設課課長補佐 土木建設課主査 (株)計画情報研究所(3名)</p> |
| 19:00 | 1.開会 | |
| 19:01 | 2.挨拶 | 土木建設課長 |
| 19:03 | 3.開催目的説明 | 土木建設課長補佐 |
| 19:05 | 4.資料説明 | 土木建設課主査 |
| 19:20 | 5.ワークショップ | 5-1 公園のサービス機能の分担という考え方への賛否・理由・決議 |
| 19:35 | | 5-2 4つの公園の性格分けについて |
| 19:55 | | 5-3 意見集約・とりまとめ(リーダー) |
| 20:00 | 8.発表(1.5分×グループ数) | |
| 20:06 | 9.閉会 | |

2) 提供資料

中能登町における 将来の公園サービスの方向性に係る ワークショップ提供資料

令和4年11月1日(火)
19:00~

| 種類 | 都市公園 種別 | 内容 | 相当クラス |
|--------|------------|---|---------------------------------|
| 住区基幹公園 | 地区公園 | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。 | 古墳公園「とりや」 中能登町運動公園 アツギー広場 |
| | 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。 | レクトピアパーク |
| | 街区公園 | もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 | その他12公園 |

本町の公園は、地区公園クラス3か所、近隣公園クラス1か所、その他12公園が街区公園クラスです。

1 中能登町公園再整備基本構想

令和4年9月作成

本町では、旧合併3町それぞれで大規模公園が整備され、その他小規模の公園も含め、遊具や設備の維持管理費用の負担が財政を圧迫し、十分な遊具等の修繕費を確保できないまま現在に至っています。

このような状況のもと、本「中能登町公園再整備基本構想」は、今後の公園再整備の在り方を示し、公園本来の機能整理や、本町特有の都市区域外であることを活かした公園の公共空間としての有効活用を図った、利用者ニーズの変化に対応した整備を計画的に行っていくことを目的に策定するものです。

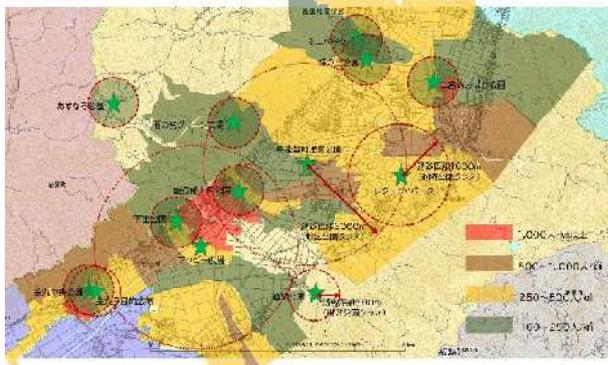
■持続可能な公園サービスを提供するために■

地方小規模自治体である本町において、暮らしに密着した街区公園クラス12公園のほか、地区公園クラス3公園、近隣公園クラス1公園と人口規模に対して過剰な町民サービスの公園環境にあり、それぞれの公園に同一の機能を確保し、維持していくことは、財政上も困難な状況です。

各公園にそれぞれの個性を持たせる機能分担を行い、効果的で効率的な町民サービスとしての公園維持管理を表現するため、公園の再整備の方向性を検討する必要があります。



■人口密度と公園分布■



2 既存公園整備の可能性

公園としての整備に関することだけではなく、公園が貴重な公共空地であることを前提に、土地整備に関する施策を整理します。

第2次中能登町総合計画

総合計画には、公園本来の機能整備としての施策はありませんでしたが、公共空地整備としての「企業誘致の促進」「大規模商業集積地の形成」「防災基盤の整備」「安心して暮らせる住環境の整備」が示されています。

第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略

総合戦略には、公園本来の機能整備としての施策はありませんでしたが、公共空地整備としての「宅地造成事業の推進」「公共施設活用事業」「クリニックタウンの整備」「医療施設の集約整備」が示されています。

3 公園再整備のビジョンと方向性

■基本的な考え方■

今後の中能登町における公園再整備は、より新しい時代のニーズに合わせ、利用者にとって魅力があり、地域においてコミュニティ機能が最大限に発揮される公園づくりとなるよう目指します。

今後、地域の暮らしに身近な公園の適正な維持管理とレクトピアパーク、古墳公園「とりや」、中能登町運動公園、アツギー広場の4つの公園の再整備を通して、効率的な公園の維持管理運営による公園の魅力向上を図ります。

■基本理念■

中能登町の自然、歴史、文化を受け継ぎ、後世に伝えていく、人の輪が広がる公園づくりを行っていきます。

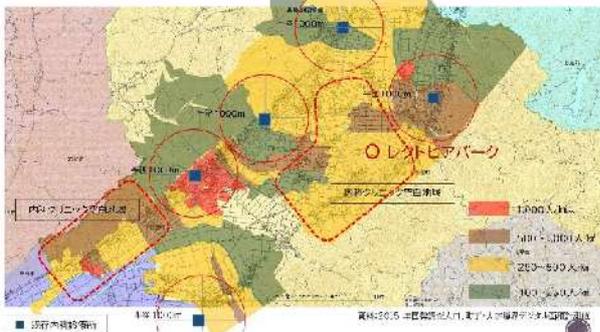
中能登町は丹波知多郡を中心に平野部が広がり、東側に石動山、西側は言文山に囲まれ、日本の原風景とも言える王国地帯と、それを取り巻く丘陵地の緑、潤いある河川などの身近な自然環境、旧街道沿いの集落や、神社・寺院群、それらを舞台とした祭りなどの伝統文化が残されています。

公園の再整備に当たっても、これらの貴重な中能登町の資産である自然、歴史、文化を受け継ぎ、後世に伝えていく明確な意思を持ったものとしていきます。

■整備方針■

| 公園ランク | 該当公園 | 整備方針 |
|--------------------|-----------|------------------------------------|
| 小規模公園 (街区公園ランク) | 町内12公園 | 暮らしに身近な公園として遊具施設、広場を配し、健全な維持管理を目指す |
| 近隣公園クラス | レフトピアパーク | 暮らしに身近な公園を軸に分譲クリニックタウン |
| 地区公園クラス | 古墳公園「とりや」 | 豊かな自然環境の中で過ごすゆとりの空間づくり |
| | 中能登町運動公園 | 野球場を中心とした心身健康維持のスポーツのための空間づくり |
| | アッピー広場 | 親子揃って1日楽しむことができる余暇空間づくり |

■人口密度と内科診療所分布■



5 公園に対する利用者ニーズ (保護者アンケート)

| 実施日 | 配布 | 令和4年7月21日 | 終業式当日教員などから配布 (6) |
|--------------|-----------------|-----------------|--------------------------------------|
| | 回収 | 令和4年8月5日 (1) | 登校日に教員等へ児童・生徒が提出 もしくはQRコードよりネット提出 |
| 対象者 (配布数) | 保育児 小学校低学年 | 5保育園 3小学校 | 451名 386名 |
| | 合計 | | 837名 |
| 回収数 | 用紙回収分 ネット回収分 | | 293通 97通 |
| | 合計 | | 390通(回収率 46.6%) |

■公園の満足度■

アンケート対象者が保育園及び小学校低学年の保護者のため、子どもが遊べる大型遊具のある公園への満足度が高くなっています。(ただし、老朽化)



■不満内容■

アンケート対象者が保育園及び小学校低学年の保護者のため、子どもが遊べる大型遊具のない公園の不満度が高くなっています。



■公園の整備方針(質問の条件)■

| 公園名 | 整備方針 |
|-----------|--|
| 古墳公園「とりや」 | グラウンドゴルフやパークゴルフなどを活かした 高齢者スポーツに配慮した公園 |
| レフトピアパーク | いくつもの診療所を集積させた 医療モールと芝生広場を備えた健康維持のための公園 |
| 中能登町運動公園 | 小学生から若者の利用に配慮した スポーツのための公園 |
| アッピー広場 | 屋内・屋外遊戯場やサッカー場など 親と子どもが天候に左右されず一日楽しめる公園 |

■公園整備に関する評価■

子どもが遊べる大型遊具のあるレフトピアパークですが、「医療モールと芝生広場を備えた健康維持のための公園」の整備方針には好意的です。



図 12 ワークショップ提供資料

3) ワークショップ結果

ワークショップにおける主要な意見は下記のとおりであり、町の提案した公園の整備の方向性について総論賛成であった。

- ・ 町の設定した4つの公園の将来整備方針については、総論として異論はなかった。
- ・ 優先するのは大型遊具の設置より、暮らしに身近な公園への一般遊具(ブランコ、シーソー、滑り台等)である。
- ・ 利用の少ない公園は、遊具を設置せず、広場として利用していく。
- ・ 中能登町運動公園のスポーツ機能の充実が望まれる。
- ・ ユニバーサルデザイン、インクルーシブなど全ての利用者にやさしい公園であってほしい。
- ・ 自然豊かな公園で心への癒しと身体への健康維持ができるように。
- ・ キャンプなどのニーズに対応できるものが望ましい。



図 13 ワークショップの様子

② 4つの公園の再整備の方向性

公園の将来ビジョンとして、町内の公園の再整備基本構想を策定した。



中能登町
公園再整備基本構想

令和4年9月

目次

第1章 中能登町公園再整備基本構想について..... 1

1-1 中能登町公園再整備基本構想とは..... 1

1-2 上位・関連計画..... 2

(1) 都市公園の種類(国土交通省)..... 2

(2) 都市公園の役割(国土交通省)..... 3

(3) 第2次中能登町総合計画..... 6

(3) 第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略..... 7

1-3 対象となる公園..... 9

第2章 現状と課題..... 10

2-1 公園に対する利用者ニーズ(保護者アンケート)..... 10

(1) 実施概要..... 10

(2) アンケート結果..... 11

2-2 既存公園の役割..... 17

(1) 公園の役割の設定..... 17

(2) 公園別役割..... 18

(3) 整備課題..... 34

第3章 公園再整備のビジョンと方向性..... 35

3-1 基本的な考え方..... 35

3-2 基本理念..... 35

3-3 公園別整備方針..... 36

(1) 小規模公園(街区公園ランク)..... 36

(2) 大規模公園..... 36

(3) 公園整備方針に関する評価(保護者アンケート)..... 37

第4章 公園再整備の進捗..... 38

4-1 公園再整備の方法..... 38

4-2 公園施設の維持管理..... 38

(1) 公園施設長寿命化計画によるライフサイクルコスト削減..... 38

(2) ストックマネジメントの取組方針..... 38

(3) 民間活用の活用..... 39

4-3 市民参画による公園づくり..... 39

4-4 構想の実現に向けて..... 39

(1) 構想の進行管理..... 39

(2) 構想の推進..... 39

第1章 中能登町公園再整備基本構想について

1-1 中能登町公園再整備基本構想とは

公園は、安全で快適な都市環境を形成する上で重要な施設です。近年、地球環境問題、少子高齢化、人口減少、価値観の多様化、安全・安心に対する関心の高まりなど、様々な社会情勢の変化に対応した公園づくりが求められています。

国においては、SDGs(持続可能な開発目標)の推進、都市緑地法の改正による都市公園の管理方針等も追加配賦するよう定められ、都市公園法の改正では、官民連携等による都市公園の活用などが盛り込まれ社会的に公園の担い手役割が失くなっていきます。

しかしながら、本町においては、旧合宿3町にそれぞれ大規模公園が整備され、その他小規模の公園も含め、遊具や設備の維持管理費用の負担が圧迫し、十分な遊具等の修繕費を確保できないまま現在に至っています。

このような状況のもと、本「中能登町公園再整備基本構想」は、今後の公園再整備の(在)り方を示し、公園本来の個別機能整理や、本町特有の都市区域外であることを活かした公園の公共用地としての有効活用を図った、利用者ニーズの変化に対応した整備を計画的に行っていくことを目的に策定するものです。

1-2 上位・関連計画

(1) 都市公園の種類(国土交通省)

中能登町は、都市計画区域外であり、都市公園として位置付けられた(国土交通省の補助金を活用)公園はありませんが、都市公園の種類には下記のものがあります。

表 1 都市公園の種類

| 種類 | 種別 | 内容 |
|--------|--------------|---|
| 住区基幹公園 | 街区公園 | もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。 |
| | 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣街区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。 |
| | 地区公園 | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1km の範囲内で1箇所当たり面積4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha 以上を標準とする。 |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 市民全般的の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。 |
| | 運動公園 | 都市住民全般的の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。 |
| 大規模公園 | 広域公園 | 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。 |
| | レクリエーション都市公園 | 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。 |
| 国営公園 | | 主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにおいては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。 |
| 緑地緑地等 | | 特殊公園/緩衝緑地/市街地/緑道 |

(2) 都市公園の役割(国土交通省)

① 良好な都市環境を提供します。

地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境の提供は、我が国の国家的政策課題です。この課題の解決には、都市公園等の整備、緑地の保全、緑化の推進による都市における緑とオープンスペースのネットワークの確保が必要です。



図1 公園の地球環境問題等への対応

② 都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守ります。

震災・大火の危険性が高い密集市街地は、東京都・大阪府などを中心に全国で約25,000ha存在しています。このような地区では、震災時の避難地、避難路、避難防止、復旧・復興の拠点となる防災公園の整備が急務となっています。

また、昨今のゲリラ豪雨、大雪による社会インフラの切断や国民生活の弊害に対応するためにも公園は大きな役割を担っています。



図2 消防・救護活動の拠点となる公園

3

③ 市民の活動の場、憩いの場を形成します。

緑とオープンスペースは、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション(運動)、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっています。また、これからは公園の整備・管理や緑化活動へ、より一層市民が参加することが期待されます。



4

④ 豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠です。

中心市街地にぎわいの場となる公園(広場の整備や、地域の歴史的・自然的資源を活用した観光振興の拠点形成など)、地域間の交流・連携の拠点となる緑とオープンスペースの確保は、快速で豊かさな地域づくりに必要不可欠です。

| | |
|---|--|
| 【自然資源の活用】 農作業の体験等を道に自然とふれ合うことのできる公園づくりを行っています。 | |
| 【中心市街地の活性化】 商店街等の中心市街地の活性化を図るため、商業地域等におけるまちにぎわいや、人々の往來の中心となる公園・緑地の整備を行っています。 | |
| 【歴史的資源の活用】 国府神祇記念公園首王城地区では、伝統的な筑紫王朝文化の象徴であった首王城を復元しました。平成12年度には神護寺に訪れた観光客の約半分がこの地区を訪れ、神護寺を観光の拠点となっています。 | |

5

(3) 第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和6年度を目標として令和2年度に策定されました。

前項と同様に、公園整備に関するだけでなく、公園が貴重な公共空地であることを前提に、土地整備に関する施策を整理しました。

総合戦略には、公園本来の機能整備としての施策はありませんでしたが、公共空地整備としての「宅地造成事業の推進」「公共施設活用事業」「クリニックタウンの整備」「医療施設の集約整備」が示されています。

表3 総合戦略施策体系

| | | |
|-------|---------------------------------------|---|
| 基本目標1 | 中能登町における安定した雇用を創出する | 地域産業活性化施策 創業支援施策 観光産業活性化施策—観光産地の魅力づくり— 農業の担い手確保・育成施策 特色ある農産物の産地化推進—食のまちづくり— 有骨鳥獣対策推進施策 |
| 基本目標2 | 中能登町への新しいひとの流れをつくる | 移住定住促進施策—住みやすい環境づくり— ・移住定住促進事業 ・宅地造成事業の推進 ・町営住宅の更新 プロモーション戦略—地域資源の掘り起こし、活き上げ、発信— ファッションのまちづくり施策 鹿野尚気魅力向上支援施策 |
| 基本目標3 | 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかかなる | 結婚推進施策—結婚しやすい環境づくり— 妊娠・出産・育児までの支援施策—産みやすい環境づくり— 子育てがしやすい環境整備施策 教育環境整備施策 男女共同参画推進施策—一人にやさしいまちづくり— |
| 基本目標4 | 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する | 町並み保存と古民家の活用施策 既存施設のマネジメント推進施策 ・公共施設活用事業 ・旧学校施設の活用 ・図書館統廃合等 地域情報の発信、情報通信基盤の整備施策—誰もが簡単に情報を得られる環境— 空き家対策施策 住環境整備施策 |

7

(3)第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略
「第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和6年度を目標として令和2年度に策定されました。
前項と同様に、公園整備に関するだけでなく、公園が貴重な公共空地であることを前提に、土地整備に関する施策を整理しました。
総合戦略には、公園本来の機能整備としての施策はありませんでしたが、公共空地整備としての「宅地造成事業の推進」「公共施設活用事業」「クリニックタウンの整備」「医療施設の集約整備」が示されています。

表 3 総合戦略施策体系

| | | |
|-------|---------------------------------------|---|
| 基本目標1 | 中能登町における安定した雇用を創出する | 地域産業活性化施策 創業支援施策 地域産業活性化施策－観光産地の魅力づくり－ 農業の担い手確保・育成施策 特色ある農業産物の産地化推進－食のまちづくり－ 有骨鳥獣対策推進施策 |
| 基本目標2 | 中能登町への新しいひとの流れをつくる | 移住定住促進施策－住みやすい環境づくり－ ・移住定住促進事業 ・宅地造成事業の推進 ・町管住宅の更新 プロモーション施策－地域資源の掘り起こし・売り上げ・発信－ ファッションのまちづくり施策 農産物交差点向上支援施策 |
| 基本目標3 | 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかかえる | 結婚推進施策－結婚しやすい環境づくり－ 妊娠・出産・育児までの支援施策－産みやすい環境づくり－ 子育てしやすい環境整備施策 教育環境整備施策 男女共同参画推進施策－人にやさしいまちづくり－ |
| 基本目標4 | 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する | 町並み保存と古民家の利活用施策 既存施設のマネジメント推進施策 ・公共施設活用事業 ・旧学校施設の利活用 ・図書館統廃合等 地域情報の発信、情報通信基盤の整備施策－誰かが簡単に情報を得られる環境－ 空き家対策施策 住環境整備施策 |

| | | |
|-------|---------------|---|
| | | 地域福祉推進施策 地域公共交通の利用促進施策 歴史・文化整備施策 |
| 横断的目標 | 多様な人材の活躍を推進する | 町内企業で働く人が増えるまち まちのリピーターを増やすまち 転出した子どもが戻りやすいまち ストップ少子化(少子化、晩婚化、未婚)できるまち 子育てママが暮らしやすいまち ・クリニックタウンの整備 ・子ども一時預かり施設の整備 ・子どもの預かりボランティア育成事業 ・子育て中や先輩ママの情報共有システム ・室内遊び場整備 ・「ママだけサロン」整備 ・地域見守り環境の充実 |
| | 新しい時代の流れを力にする | 外貨を稼げる観光産地 ～観光を核とした観光産業づくり～ ・独居・子育てなど情報弱者を寄り添うまち 免許返納者が安心快適に暮らせるまち ・Maas(地域運送代行の地域通貨ポイントでの支払い等)の推進 ・自動車運転バスなど多様なモビリティの運行実験 ・高齢者の学び・交流の場づくり ・防犯駆逐車の運行支援 ・医療施設の集約整備 ・テレワーク環境(シェアオフィス、通信環境)の整備 |

1-3 対象となる公園

対象となる公園は次に示す16公園で、都市公園にあてはめると、市営公園(ヒリヤ)、中能登町運動公園、アップー広場が地区公園、レクトピアパークが近隣公園、他の公園は街区公園となります。

表 4 既存公園一覧

| 公園名 | 住所 | 面積 | 概要 |
|-----------|--------------|-----------------------|--|
| 金丸中央公園 | 金丸 963-2 | 約 1400 m ² | 遊具施設 |
| 金丸多目的広場 | 金丸 932 | 約 6800 m ² | 多目的広場(6,800 m ²) |
| 下出公園 | 能登部下124-17 | 約 600 m ² | 遊具施設 |
| 能登部上区公園 | 能登部上118 | 約 1100 m ² | 遊具施設 |
| あすなろ公園 | 上後山ウ13 | 約 1800 m ² | 遊具施設 |
| 雨の森グリーン広場 | 西馬場7-10 | 約 2900 m ² | 休憩所/遊具施設/バーベキュー施設 |
| 層々が丘休憩所 | 花見月六1-3 | 約 1200 m ² | 遊具施設 |
| 姫城いきいき公園 | 町春木 13-46 | 約 2900 m ² | 多目的広場(2,768 m ²)/遊具施設 ふれあい広場(26,900 m ²)/周辺公園(26,700 m ²)/バーベキュー施設/ボート施設/休憩所/展望台/遊具施設/水上遊歩道施設 |
| 古墳公園(ヒリヤ) | 川田浜部 42 番地 | 約 4.2ha ※大抵は含まない | 遊具施設 |
| ミニパーク | 末坂762-甲 | 約 1200 m ² | 遊具施設 |
| 櫛の里公園 | 末坂 9 部 55 番地 | 約 6600 m ² | 芝生広場(6,560 m ²)/遊具施設 |
| 二宮あまのこ公園 | 能登二宮駅 | 約 1500 m ² | 遊具施設 |
| レクトピアパーク | 井田50 | 約 1.8ha | 芝生広場(5,125 m ²)/ステージ施設/まげろし減施設/遊具施設 |
| 道楽公園 | 久江ハ90 | 約 600 m ² | |
| 中能登町運動公園 | 東山場そ部 11 番地 | 約 3.9ha | 芝生広場(7,730 m ²)/遊具施設 |
| アップー広場 | 能登部 134 部 1 | 約 4.0ha | 多目的広場(8,884 m ²)/遊具施設 |

第2章 現状と課題

2-1 公園に対する利用者ニーズ(保護者アンケート)

(1)実施概要

令和4年の夏休み期間に保育園及び小学校低学年(1～3年生)の児童、生徒の保護者を対象に、公園に関する意識調査を実施しました。

表 5 保護者アンケート実施概要

| 実施日 | 配布 | | 終業式当日教員などから配布 |
|--------------|--------|--------------|------------------|
| | 回収 | 令和4年7月21日(木) | |
| 対象者 (配布数) | 保育園児 | 5 保育園 | 451 名 |
| | 小学校低学年 | 3 小学校 | 386 名 |
| | 合計 | | 837 名 |
| 回収数 | 用紙回収分 | | 293 通 |
| | ネット回収分 | | 97 通 |
| | 合計 | | 390 通(回収率 46.6%) |

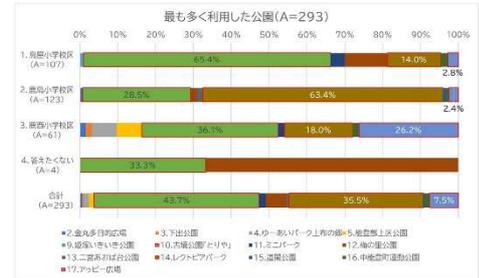
(2)アンケート結果
①性別・年齢・居住地



11

②利用公園

過去1年間で利用した公園では、回答者1人当たり3公園を利用しており、鳥屋小学校区居住者は古城公園「とりや」、鹿島小学校区居住者は「レктоピアパーク」、鹿西小学校区居住者は「アッピー広場」がそれぞれ最も多くっており、鹿島及び鹿西小学校区居住者は次いで古城公園「とりや」が多くなっています。最も多く利用した公園では、鹿島小学校区居住者ではレクトピアパークが多いが、鳥屋及び鹿西小学校区居住者では古城公園「とりや」が最も多くなっています。



12

広場等面積 1000 ㎡当りの利用回答者数では、レクトピアパーク 58.1 人/1000 ㎡、ミニパーク 47.6 人/1000 ㎡、龍登部上区公園 33.8 人/1000 ㎡、二宮あおぼ台公園 21.6 人/㎡の順に高く、大型遊具のあるレクトピアパークの他は、鳥屋・鹿西・鹿島小学校区内でのそれぞれ身近な公園利用が多くなっています。本アンケート調査は、調査対象者が保育園及び小学校低学年(1~3年生)の保護者であるため、保育園児、小学生生徒の実利用では、身近な公園の利用度はさらに高くなると考えられます。

表 6 公園利用状況

| | a) | b) | C)=a/b | 備考 |
|---------------|--------|--------|----------|------|
| | 利用回答者数 | 広場面積 | 人/1000 ㎡ | |
| 1.金丸中央公園 | 7 | 1,390 | 5.0 | 遊具 |
| 2.金丸多目的広場 | 15 | 6,800 | 2.2 | |
| 3.下出公園 | 9 | 643 | 14.0 | 遊具 |
| 4.ゆーあいパーク上布の緑 | 19 | 4,174 | 4.6 | 遊具 |
| 5.龍登部上区公園 | 22 | 651 | 33.8 | 遊具 |
| 6.あすなろ公園 | 4 | 1,946 | 2.1 | 遊具 |
| 7.雨の宮グリーン広場 | 24 | 17,167 | 1.4 | 遊具 |
| 8.層丈が丘休憩所 | 21 | 4,459 | 4.7 | |
| 9.姫塚いきいき公園 | 20 | 2,768 | 7.2 | 遊具 |
| 10.古城公園「とりや」 | 316 | 26,900 | 11.7 | 大型遊具 |
| 11.ミニパーク | 41 | 862 | 47.6 | 遊具 |
| 12.梅の里公園 | 119 | 6,560 | 18.1 | 遊具 |
| 13.二宮あおぼ台公園 | 33 | 1,526 | 21.6 | 遊具 |
| 14.レクトピアパーク | 298 | 5,125 | 58.1 | 大型遊具 |
| 15.追分公園 | 11 | 3,222 | 3.4 | |
| 16.中能登町運動公園 | 74 | 7,730 | 9.6 | 遊具 |
| 17.アッピー広場 | 122 | 8,884 | 13.7 | 遊具 |

13

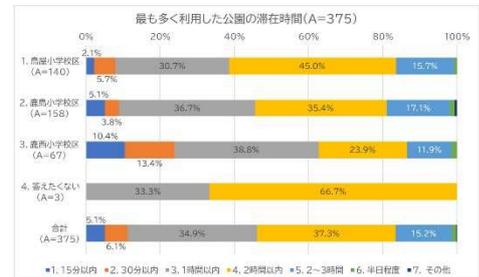
③交通手段

公園への交通手段は 80%以上が自動車となっています。調査対象者が保育園及び小学校低学年(1~3年生)の保護者であるため、保育園児、小学生生徒の実利用では、徒歩、自転車が多くなると考えられます。

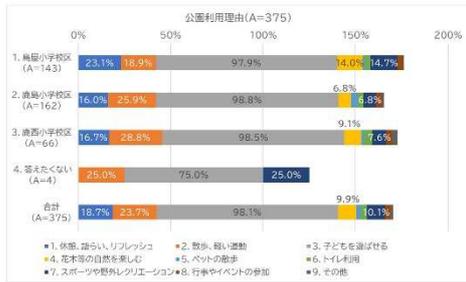


④滞在時間・公園利用理由

公園の滞在時間は、1 時間~2 時間が多くなっています。公園利用理由は、保育園、小学校低学年の保護者を対象としたアンケートのため、ほぼ 100%「子どもを遊ばせる」ことが理由となっています。



14

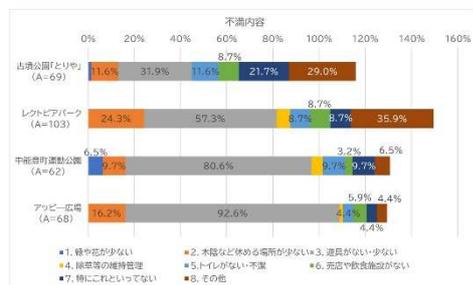
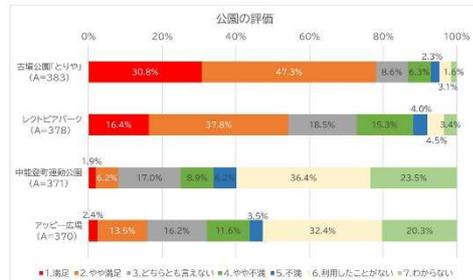


15

公園の評価と不満理由

調査対象者が保育園及び小学校低学年(1～3年生)の保護者であるため、公園が子どもの遊び場であるとの意識が高く、大型遊具のある古墳公園「とりや」の評価が高くなっています。

レクトピアパークにも大型遊具はありますが、老朽化し、安全性を確保できず(その他の回答内容による)、使用禁止期間も長いため、評価は低くなっており、中能登町運動公園、アッピー広場は「利用したことがない」「わからない」が多くなっています。



16

2-2 既存公園の役割

(1) 公園の役割の設定

国土交通省の定めた都市公園の役割を基本に、中能登町の既存公園のあてはめを行います。その際、中能登町は都市計画区域外であるため、都市公園のように固定した土地利用の維持にとどまらず、公共用地としての活用種別として考えることもできます。

表 7 公園の役割

| 役割分類 | 役割 |
|---------------|-------------------|
| 良好な都市環境の提供 | 地域環境の防止 |
| | 自然の循環システム |
| | 生物多様性の保全 |
| | 地形、歴史、文化を活かした景観形成 |
| 都市の安全性・防災性の向上 | ヒートアイランド現象の緩和 |
| | 災害時の避難場所、避難路 |
| レクリエーションの場の提供 | 延焼防止 |
| | 復旧・復興の拠点 |
| | 安心できるオープンスペース |
| | 自然とのふれあい |
| | 住民の健康増進の場 |
| | 運動、文化活動の場 |
| | 溜いと安らぎの場 |
| 散策の場、遊びの場 | |
| 地域交流の場 | 景色や雰囲気を楽しむ場 |
| | 地域交流 |
| | 遠景の拠点 |
| | 世代を超えたコミュニケーションの場 |
| 生きがいを見出す場 | |

17

(2) 公園別役割

金丸中央公園(街区公園)クラス

【役割】

- ・散策の場、遊びの場
- ・地域の交流



18

金丸多目的広場:街区公園クラス

【役割】

- ・災害時の避難場所
- ・安心できるオープンスペース
- ・住民の健康増進の場
- ・運動、文化活動の場



19

下出公園:街区公園クラス

【役割】

- ・災害時の避難場所
- ・延焼防止
- ・放課の場、遊びの場
- ・地域の交流
- ・世代を超えたコミュニケーションの場



20

能登郡上区公園:街区公園クラス

【役割】

- ・放課の場、遊びの場
- ・地域の交流



21

あすなろ公園:街区公園クラス

【役割】

- ・放課の場、遊びの場
- ・地域の交流



22

雨の嵐グリーン広場(特殊公園)

【役割】

- ・生物多様性の保全
- ・自然とのふれあい
- ・憩いと安らぎの場
- ・散策の場、遊びの場
- ・景色や雰囲気を楽しむ場



23

厩丈が丘(特殊公園)

【役割】

- ・地形、歴史、文化を活かした景観形成
- ・自然とのふれあい
- ・憩いと安らぎの場



360度のパノラマを堪能することができる絶景の景勝地である。ここ厩丈が丘(特殊公園)一帯は、夏にはさわやかな風がとてこちよく、身も心もリフレッシュさせてくれます。

24

姫塚いきいき公園(街区公園クラス)

【役割】

- ・自然の循環システム
- ・生物多様性の保全
- ・憩いと安らぎの場
- ・景色や雰囲気を楽しむ場



25

古墳公園「とりや」(地区公園クラス)

【役割】

- ・自然の循環システム
- ・生物多様性の保全
- ・安心できるオープンスペース
- ・自然とのふれあい
- ・住民の健康増進の場
- ・運動、文化活動の場
- ・憩いと安らぎの場
- ・散策の場、遊びの場
- ・景色や雰囲気を楽しむ場
- ・地域の交流



26

ミニパーク:街区公園クラス

【役割】

- ・災害時の避難場所
- ・地域の交流



27

梅の里公園:街区公園クラス

【役割】

- ・災害時の避難場所
- ・休日・休日の拠点
- ・安心できるオープンスペース
- ・散策の場、遊びの場
- ・地域の交流



28

二宮あおぼ台公園:街区公園クラス

【役割】

- ・散策の場、遊びの場
- ・地域の交流



29

レイトピアパーク:近隣公園クラス

【役割】

- ・災害時の避難場所
- ・安心できるオープンスペース
- ・運動、文化活動の場
- ・散策の場、遊びの場
- ・世代を超えたコミュニケーションの場



町民の熱いと安らぎの想いに演習及び競技の場として機能し、健康で深いのある生活と余暇活動の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資するための施設。

30

遊園公園：街区公園クラス

【役割】

- ・地形、歴史、文化を活かした景観形成
- ・憩いと安らぎの場
- ・地域の交流







31

中能登町運動公園：地区公園クラス

【役割】

- ・災害時の避難場所
- ・安心できるオープンスペース
- ・運動、文化活動の場







32

アツビー広場：地区公園クラス

【役割】

- ・災害時の避難場所
- ・安心できるオープンスペース
- ・住民の健康増進の場
- ・運動、文化活動の場







町民の憩いと交流及び運動の場を提供することにより、健康で潤いのある生活と余暇活動の向上も回り、公共の福祉の増進に資するための施設です。
カルチャーセンター・飛騨周辺にある芝生広場です。

33

(3)整備課題

①既存公園の分類と課題

中能登町においては、小規模公園が地域コミュニティの場であり、自転車や徒歩で利用する子どもの身近な遊び場であるのに対し、大規模公園は、比較的広範囲から自動車での利用が中心となる自治体レベルの公園と考えることができます。

したがって、小規模公園にあつては、遊具の設置、地域コミュニティを支える多目的に利用可能な広場などの確保が中心となります。

これに対し、中能登町の人口規模にあつて、同様の機能を果たす大規模公園が複数配置されていることは、持続可能な維持管理を基本にした場合、効果的な公園活用とは考えづらい見込です。

レクトピアパーク、古奥公園「とりや」、中能登町運動公園、アツビー広場の4つの公園については、現状での特徴を活かしつつ、差別化した整備を行っていくことが望まれます。

表 8 既存公園の分類

| 公園の種類 | 該当公園 |
|---------|--|
| 街区公園ランク | 金丸中央公園/金丸多目的広場/下出公園/能登部上区公園/あすなろ公園/柳塚いきいき公園/ミニパーク/梅の里公園/二宮あおほ公園/遊園公園 |
| 近隣公園ランク | レクトピアパーク |
| 地区公園ランク | 古奥公園「とりや」/中能登町運動公園/アツビー広場 |
| 特殊公園 | 尾丈が丘休憩所/雨の匠グリーン広場 |

②その他

多くの小規模公園には、ブランコや滑り台などの遊具が設置され、子供たちが日常的な遊びに使用されていますが、毎年安全点検をしているものの、経年劣化による補修は追いついていない状況であり、子どもたちの安全性確保が困難な公園もいくつか見られます。

特にアンケート結果からも、公園利用の目的に「子どもを遊ばせるため」が多く、暮らしに身近な公園に遊具の設置は地域ニーズが高いと言えます。

また、大型遊具を備えたレクトピアパーク、古奥公園「とりや」、雨の匠グリーン広場においても同様の状況があり、このまま大型遊具を維持することは難しい状況であると言えます。

34

第3章 公園再整備のビジョンと方向性

3-1 基本的な考え方

今後の中能登町における公園再整備は、より新しい時代のニーズに合わせて、利用者にとって魅力があり、地域においてコミュニティ機能が最大限に発揮される公園づくりとなるよう目指します。
しかし、町の財政状況にあつては、望まれる公園像を実現・維持していくことが難しい場面もあります。
今後、地域の暮らしに身近な公園の適正な維持管理とレクトビアパーク、古墳公園「とりや」、中能登町運動公園、アッピー広場の4つの公園の再整備を通して、効率的な公園の維持管理運営による公園の魅力向上を図ります。

3-2 基本理念

中能登町の自然、歴史、文化を受け継ぎ、後世に伝えていく、
人の目が広がる公園づくりを行っていきます。

中能登町は喜如地帯を中心に平野部が広がり、東側が石動山、西側は根丈山をそれぞれ中心とし、日本の新風貌とも言える山間地帯と、それを取り巻く丘陵地の緑、潤いある河川などの身近な自然環境、田舎道沿いの集落や、神社・寺院群、それらを舞台とした祭りなどの伝統文化が残っています。
公園の再整備に当たっても、これらの貴重な中能登町の資産である自然、歴史、文化を受け継ぎ、後世に伝えていく明確な意思を持ったものとしていきます。

3-3 公園別整備方針

公園の現状を踏まえ、上位・関連計画での公園及び公共空地としての利活用施策を当てはめ、整備方針として整理します。

(1)小規模公園(街区公園ランク)

暮らしに身近な公園として遊具施設、広場を配し、健全な維持管理を目指す

(2)大規模公園

①レクトビアパーク

暮らしに身近な公園を囲む分譲クリニックタウン

芝生広場を取り囲むようにいくつもの診療所を集積させた医療モールを包み込むように樹木を配した健康維持のための公園とします。

②古墳公園「とりや」

豊かな自然環境の中で過ごすゆりの空間づくり

公園に接する大池は森林など自然豊かな環境の中で、グラウンドゴルフやパークゴルフなどを活かした高齢者スポーツに配慮した公園として、全世代が交流するゆりある公園とします。

③中能登町運動公園

野球場を中心とした心身健康維持のスポーツのための空間づくり

小学生から青年団の利用に配慮したスポーツのための公園とします。

④アッピー広場

親子揃って1日楽しむことができる余暇空間づくり

屋内・屋外遊戯場やサッカー場など親と子どもが天候に左右されず一日楽しめる公園とします。

(3)公園整備方針に関する評価(保護者アンケート)

保育園及び小学校低学年(1~3年生)の保護者に対するアンケート調査を行った結果、公園整備方針に関する評価としては、古墳公園「とりや」の「高齢者スポーツに配慮した公園」という方向性に対しては他の公園よりも評価が高く、アッピー広場は子育て支援機能の強化に他の公園の整備方針よりも評価は高くなっています。

中能登町運動公園は、スポーツという基本機能の強化で「全く好ましい」「やや好ましい」の回答率が58.0%、公園裏面積の縮小となるレクトビアパークでは同項目で57.4%を示し、レクトビアパークが広場面積縮小による子育て支援機能の低下にも関わらず、高い評価となりました。

いずれの公園も「やや好ましくない」「全く好ましくない」の回答率が最も多い古墳公園「とりや」でも19.3%と、将来の整備方針に否定的な意見は少なくなっています。



| | 整備方針 |
|-----------|--|
| 古墳公園「とりや」 | グラウンドゴルフやパークゴルフなどを活かした高齢者スポーツに配慮した公園 |
| レクトビアパーク | いくつもの診療所を集積させた医療モールと芝生広場を備えた健康維持のための公園 |
| 中能登町運動公園 | 小学生から青年団の利用に配慮したスポーツのための公園 |
| アッピー広場 | 屋内・屋外遊戯場やサッカー場など親と子どもが天候に左右されず一日楽しめる公園 |

第4章 公園再整備の道筋

4-1 公園再整備の方法

公園再整備を実施に臨むに当たって、それぞれの公園の改善すべき問題点を定量的・定性的に把握し、客観的な現状評価を行い、優先的に整備すべき公園を決めていきます。

基本的に整備が優先される公園は、公園施設長寿命化計画策定の際に調査した施設の変化判定において、劣化していると判断されたCや、D 判定の施設が多い公園については整備優先度は高くなりますが、町内の整備分布状況を踏まえ、地域に偏りが無いよう整備を進めていく必要があります。

小規模公園が集まるエリアについては各公園の機能分担を計画的に包括的な視点から整備する必要があるため、タイミングを異ならせながら事業を進めていくことが求められます。また、公園整備で実施される意見交換会等に参加される近隣住民の方や、公園に愛着を持っている利用者には整備後の公園にも深く関わってもらえるよう、地域による公園のルールづくりや、地域による掃除、花壇整備等の管理運営ができる機会を支援していきます。

4-2 公園施設の維持管理

中能登町において公園施設の維持管理については、公共施設・公園等維持管理課、公園等公共施設遊具点検業務として年間委託されていますが、遊具の劣化に関しては、財政的負担と新たな遊具ニーズに合った提供に迫りつつある状況から、破損箇所を認識した時点で、町職員が手作業で対応している程度に過ぎず、遊具等の長寿命化をはじめ、健全な公園の維持管理にはなっていないのが現状です。

今後は、公園施設の維持管理については、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの削減化、公園ニーズに対応した差管理マネジメントの徹底、民間活力の活用による財政負担の軽減を行い、維持管理の徹底を図ります。

(1)公園施設長寿命化計画によるライフサイクルコスト削減

公園施設長寿命化計画とは、公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化し、共有するとともに、施設ごとに管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理するものです。

具体的には、日常的な維持管理のみを行い施設の機能が果たせなくなった時点で更新する場合、定期的コストをかけて手入れを行いながら、施設をできるだけ長持ちさせた上で更新する場合の、それぞれのライフサイクルコストの比較を行い、最もライフサイクルコストが低廉となる手法で、計画的な維持管理に取り組みすることとなります。公園施設長寿命化計画につきましては、本計画改定後、速やかに計画策定を行い実施します。

(2)ストックマネジメントの取組方針

メリハリのあるストックマネジメントを行うためには、地域における都市公園の価値・重要性について、本計画で明らかにした公園の立地や周辺自然環境、人口、世代構成などを踏まえ、将来の利用の見込みも勘案しつつ整理し、施設の機能ごとに目標とすべき管理水準を設定します。そして、これを基に

管理する都市公園ごとのストックの状況を、長寿命化計画での施設点検や定期的な安全点検により適確に把握することが重要となります。

(3)民間活力の活用

民間活力を効果的に活用しつつ、効率的に公園の維持管理及び整備を推進していくことが考えられます。

国土交通省では、都市公園を対象に、下記の手続き(Park-PPF)を運用しています。

○都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き

○事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

4.3 町民参画による公園づくり

公園の再整備に当たっては、地域ニーズを反映させることが出来る公園づくりを行うため、本構想に基づいた整備プランを住民参画による意見交換会で、意見を伺いながら再整備プランを作成します。

また、広く意見を聴取出来るよう新たにWEB利用も導入し、より地域ニーズにあった再整備プランとなるようにしていきます。

4.4 構想の実現に向けて

本構想は、中能登町における今後の公園再整備及び維持管理運営のあり方を示し、基本理念、整備方針、公園別整備の考え方に基づく公園づくりの方向性を示したものです。

今後は、本構想に基づき、地域ニーズにあった町民の皆様に親しまれる公園づくりを推進していきます。

(1)構想の進行管理

町は、国や県など関連機関からの情報収集により、公園をとりまく社会情勢の把握に努めるとともに、世論調査などにより公園利用者のニーズの変化の把握に努めます。

本構想と社会情勢や利用者ニーズとの間に相違が生じた際には、必要に応じて町が住民参画のもと、中能登町の公園が目指すものは何かということを検討しながら、構想を見直しより良い公園再整備につなげていきます。

(2)構想の推進

構想の推進については、住民参画による意見聴取を行いながら、再整備を目指します。さらに、民間活力を活かした公園づくりやインクルーシブの考え方の導入や防災機能の向上、SDGsの考えなども踏まえ、より社会に即した公園再整備を行います。

維持管理については、公園施設長寿命化計画に基づき、適宜、改修、更新を行うことにより、安全性の向上、管理コストの削減を図ります。

全体整備や部分改修といった両方の視点から整備を行うことで、安全・安心で快適な公園等の整備を推進していきます。

(2) Park-PFI 実施事例

①事例調査

表 13 Park-PFI 事例

| 公園概要 | 公園名 | おおみなと臨海公園 | 長井海の手公園 | 万斛庄屋公園 |
|----------|------------|--------------------------|--|------------------------|
| 事業概要 | 所在地 | 青森県むつ市 | 神奈川県横須賀市 | 静岡県浜松 |
| | 敷地面積 | 13.8ha | 28ha | 1.41ha |
| | 事業対象面積 | 1万3,800㎡ | 28万1,323㎡ | 411.89㎡ |
| | 供用開始 | 2021年9月 | 2023年5月 | 2022年10月 |
| 公募対象公園施設 | 施設概要 | フィットネスジム、カフェ、コワーキングスペース等 | カフェ、レストラン、グランピング施設、簡易宿泊施設、キャンプ場、アスレチック施設、ジップライン等 | 古民家カフェ、貸し部屋(研修室、体験教室)等 |
| | 年間使用料 | 155,000円 | | |
| 特定公園施設 | 施設概要 | 広場、通路 | 花畑、芝生広場、園路広場、駐車場、植栽、柵、散策路、体験農園、トイレ、水飲み場、日よけ等 | 園路、広場、庭園、植栽、四阿等を含めた外構 |
| | 整備費の行政負担金額 | 8,856万円 | 9億9,902万5,000円 | |
| 利便増進施設 | 施設概要 | なし | デジタルサイネージ、シェアサイクルポート、看板 | |
| | 年間使用料 | 110円/㎡ | 32万円 | 18,850円/㎡ |

| 公園概要 | 公園名 | 東遊園地 | 本町公園 | 加治屋まちの杜公園 |
|----------|------------|------------------------|----------------|-------------|
| 事業概要 | 所在地 | 兵庫県神戸市 | 和歌山県和歌山市 | 鹿児島県鹿児島市 |
| | 敷地面積 | 2.7ha | 1.4ha | 1.4ha |
| | 事業対象面積 | 2.7ha | 2906.98㎡ | 1,653㎡ |
| 公募対象公園施設 | 施設概要 | カフェ、野外図書館、イベントレンタルスペース | カフェ、コワーキングスペース | カフェレストラン |
| | 年間使用料 | | 104万2,392円 | 55万4,852円 |
| 特定公園施設 | 施設概要 | 広場、アウトドアライブラリー、デッキテラス等 | 広場 | 芝生広場、ナポリの石畳 |
| | 整備費の行政負担金額 | 整備面積(㎡)×2万円上限 | なし | なし |
| 利便増進施設 | 施設概要 | デジタルサイネージ | なし | |
| | 年間使用料 | 6,000円/㎡ | 50円/㎡・日 | 3,800円/㎡ |

②先行事例ヒアリング(KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE)

1)概要

| | 特定公園施設 | 公募対象公園施設 |
|------|---|---|
| 予算上限 | 40,000千円 | |
| 使用料 | | 公募対象公園施設:112 円/㎡・月 以上 利便増進施設:公園施設占用使用料 3,700 円/㎡・年(提案なし) |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ②特定公園施設の設計業務 ③特定公園施設の建設業務 ④特定公園施設の譲渡業務(市への引き渡し) ⑤特定公園施設の管理運営業務 | <ul style="list-style-type: none"> ①公募対象公園施設の設置及び管理運営業務 ⑥利便増進施設(必要とする場合)の設置及び管理運営業務 <p>KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PLAY ROOM:遊び創造 LaBo ・FOOD:ベーカリーカフェ、はしもとバーガー、親子カフェ |
| 規模等 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者が気軽に使用できるトイレを整備 ・子どもが遊ぶことができる場の創出 ・照明施設、サインを整備 ・公園利用者が快適にくつろげるような空間を提供 ・できるだけ樹木を活かした提案 ・混雑時の各動線の機能性に配慮、JR の線路等への安全対策 ・必要に応じて、防犯カメラを設置することが可能 ・バリアフリー、環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全 | <p>敷地面積:2,336 ㎡/建築面積:1,046 ㎡ 延床面積:1024 ㎡/構造:木造</p>   |

2)ヒアリング

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>参加経緯 事業概要</p> | <p>公園事業に参入した理由 事業内容が公園事業に活かせると思ったから/公園事業に関心があったから/対象公園(規模、立地など)に収益の可能性を感じた</p> <p>応募状況 公募内容が広場の利活用であったため、施設建設を提案したのは 15 グループ中、当グループのみで、評価されたと思う。</p> <p>事業概要 敷地面積:2,336 m²/建築面積:1,046 m²/延床面積:1,024 m²/構造:木造 材木取り扱い企業で、住宅建設用材を工夫して建築し、遊具も自作で、事業費を安価にする要因となっている。</p> |
| <p>事業スキーム</p> | <p>構成メンバーの内容 グループ会社として井上工務店、飛騨五木(株)、goboc 設計事務所が参画し、さらに外部の組織として(株)TAB、かかみがはら暮らし委員会との協働。(TAB は設計協力)</p> <p>人員(営業時間中) 平日2~3名のスタッフ、休日3~4名のスタッフ(ほぼアルバイト) アルバイトに鍵の管理を任せることもある。</p> <p>事業期間:工事を含めて20年 事業エリア:当該施設+隣接のトイレ(建設は市)のみ、公園管理は各務原市の直営。</p> |
| <p>事業採算性</p> | <p>・今期より黒字確保(2021年3月27日開業) ・初年度入館者数:7万人</p> |
| <p>Park-PFI のメリット・デメリット</p> | <p>メリット 行政側:行政負担が減ることや、行政では難しい、自由度の高い挑戦的なサービスやデザインを提供できるため、顧客満足度は高い。 民間:公園内の良い立地に出店ができること、実績ができるので、様々な行政案件の仕事がとりやすくなる。(実際に自治体、及び一般からの問い合わせは多い。)</p> <p>デメリット 行政側:公募のテクニックやビジョンがないと、ナショナルチェーンの参画、地域の特徴がなくなる方向にもつながる恐れがある。地元企業がエントリーできず、他の地域に仕事を持ってかれる事態も起こり得る。 民間:採算性を常に意識する必要があるため、Park-PFI よりも指定管理のほうが地域のためにやりたいことができる。</p> |
| <p>Park-PFI 実現可能性へのアイデア</p> | <p>Park-PFIに参加する企業の収益で公園維持管理費を賄うことは、全国的に見ても極めて難しい。</p> |
| <p>その他</p> | <p>自作遊具のため安全基準を申請していないが、事故などは発生していないし、保護者からの苦情もない。</p> |

(3)町収入

Park-PFI の事例より、本調査における Park-PFI の自治体収入は、公園施設の賃貸料及び利便増進施設利用料程度である。

1)公園施設

| 施設の種類 | 区分 | 単位 | 金額 | 収益実績 |
|-------------------------|----|-----|--------|------|
| ふれあい公園、芝生広場、多目的広場(占有利用) | 全面 | 1時間 | 600円 | |
| バーベキュー施設 | 1卓 | 1回 | 600円 | |
| ボート施設 | 1艘 | 30分 | 200円 | |
| ステージ施設 | 1基 | 1時間 | 1,000円 | |

資料：中能登町公園条例

2)利便増進施設

| 公園使用料 | 区分 | 単位 | 金額 | 収益実績 |
|-------------------------|----|----|------|------|
| 物品の販売、募金、興業その他これらに類する行為 | 1日 | 1㎡ | 100円 | |
| 公園の全部又は一部を独占して利用すること | 1日 | 1㎡ | 30円 | |

資料：中能登町公園条例

3)事業者による定期借地権利用

一般的に、事業用定期借地権の年間地代は、「相続税路線価の6%」であることから、結果的に時価相当額(土地価格)の4~5%程度となる。

Park-PFI 事業者が公園内に収益サービス施設を設置すると仮定すると、その借地料は、令和3年中能登町内平均的基準地価9,411円/㎡から500円/㎡・年となるが、公共性の高い場所でもあることから、250円/㎡・年と設定する。

4-4 カルチャーセンター飛翔屋内遊戯場化

(1)カルチャーセンター飛翔利活用方針

2020年度～2024年度の第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業施策体系及び同総合戦略の5年間で検討する事業体系の中で、子育て支援環境の充実を目指しており、その一環として「室内遊び場整備」や「ママだけサロン整備」などが示されている。

これを受け、本調査では、カルチャーセンター飛翔を屋内遊戯場としてリニューアルすることを前提に進めるものとする。

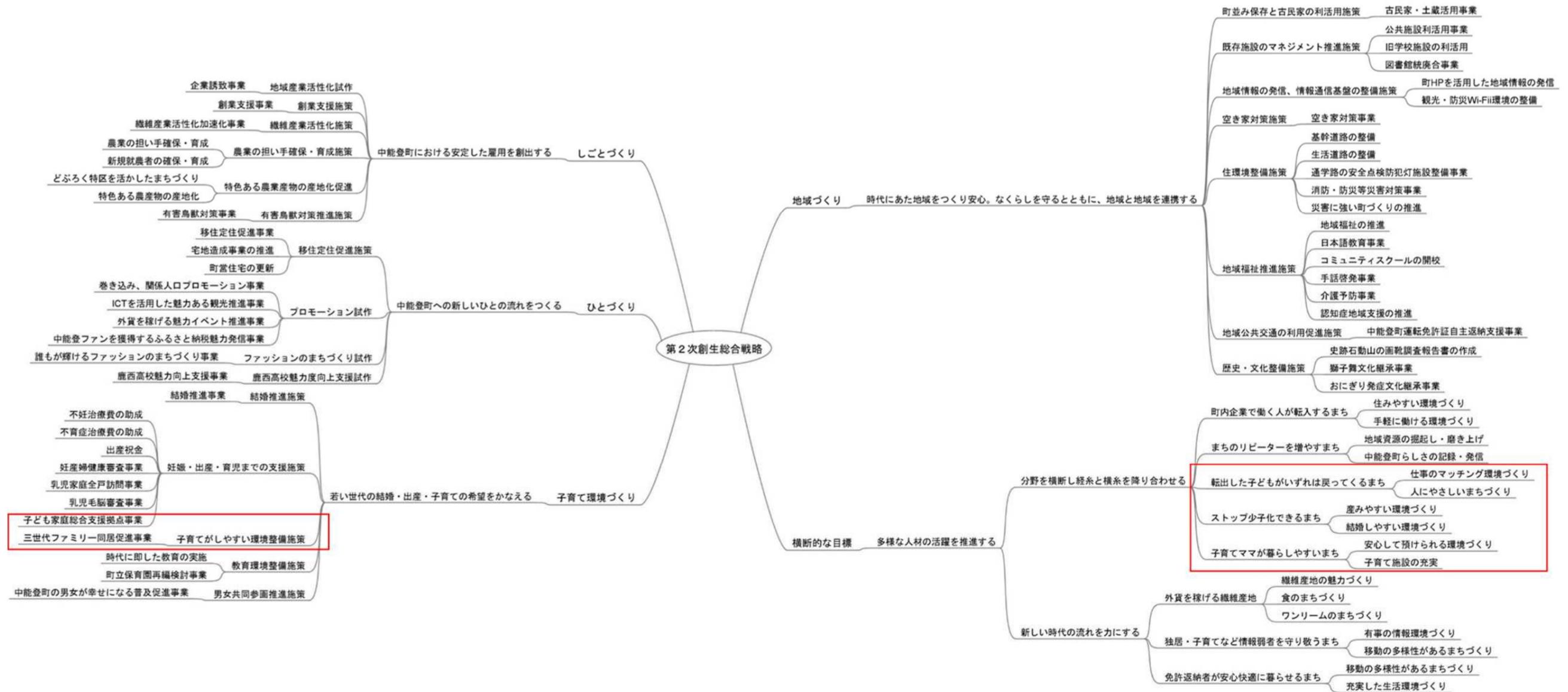


図 14 第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業施策体系

表 14 第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略における5年間で検討する事業体系

| 分野 | テーマ | 取組施策 | 事業 | 具体例 | | |
|----------------------------|-------------------------------|----------------|--------------------------------|--|---|---|
| しごと | 町内企業で働く人が転入するまち | 住みやすい環境づくり | アパート情報の提供、新規整備 | 民間アパートなどの情報発信連携(道の駅に移住コンシェルジュ要) | | |
| | | | 古民家情報の提供、リフォーム、コミュニティハウス化 | | | |
| | | | 空き工場や空き公共施設のシェアハウス化 | | | |
| | | | 中能登町居住のメリットの情報発信 | 先輩移住者クラブの結成/移住者紹介特典事業(相談時、成約時) | | |
| | | | 「心のバリアフリー」人材の育成 | 能登はやさしや、中能登町までもの一目一番地「やさしいまちづくり」 | | |
| | 外貨を稼げる繊維産地～繊維を核としたIoT観光産業づくり～ | 食のまちづくり | 手軽に働ける環境づくり | 定年後Uターン希望向け仕事の提供(就農など)、移転経費負担 | | |
| | | | | 移住希望者に長期インターンシップ(地場産業や観光など)の提供(住まいや食材、手間賃付き) | | |
| | | | | 繊維産地の魅力づくり | 能登上布工程の見学・体験事業(糸づくりから機織り、縫製まで) | 繊維工場巡り事業、織機ミュージアム整備、丸井織物との体験ツアー連携 |
| | | | | IoTやSDGsを取り込んだ繊維産地づくりの支援 | IoTやSDGsなどテキスタイルラボの最先端研究 | |
| | | | | 食のまちづくり | 発酵食材や高付加価値野菜栽培の支援 | カラー野菜のICT化(Society5.0)推進/どぶろく製造のICT生産管理 |
| ひと | まちのリピーターを増やすまち | 地域の資源の掘起し・磨き上げ | オーベルジュ的農家民泊の支援 | 「おかえり」と言えるやさしい宿づくり構想(女将育成、農家民宿推進、民泊) | | |
| | | | 食材や店舗等提供による若手料理人誘致 | 発酵料理シェフ、カラー野菜シェフ、クラフト、どぶろく | | |
| | | | ワンチームのまちづくり | 繊維・食・観光・宿泊情報の一元化 | ななお・なかのとDMOのコンシェルジュ機能、情報一元化の整備 | |
| | | | 体験型資源(体験ツアー、イベント、学び)の造成 | らしいイベント(ハロウィン仮装トラン、不動滝水着ショー、どぶろくキャバクラ、アパレル廃棄お祝い神社)開催文化服装学院・星稜大学・金工大などサテライトキャンパスの設置 | | |
| | | | 歴史文化資源(古民家群、史跡、祭り)の活用 | まちの空き家を一元管理したコンドミニウム経営 | | |
| | 転出した子どもがいずれは戻ってくるまち | 仕事のマッチング環境づくり | 人にやさしいまちづくり | まちづくりプロデューサーの育成 | 中能登町の魅力プレイヤーにつなげるコンシェルジュの育成 | |
| | | | | まちの「推しメン」情報の発信 | 織物マイスター(「まちの先生制度」の拡充) | |
| | | | | まち情報(SNS、写真集、店情報、バリアフリー情報)の発信 | ICT・YouTubeを活用した観光プロモーション事業 | |
| | | | | 多種多様な仕事(職、祭り担い手など出番)の発掘・発信 | 大学生の高額帰省アルバイトメニューづくり(地域通貨可)/同郷現役有名大学生の高校大学受験ビデオオンライン塾 | |
| | | | | 中高生の職場体験 | 商工会と連携した、地元就職につながる職場体験プログラムの作成・実施 | |
| 子ども | ストップ少子化(少産化、晩婚化、未婚)できるまち | 産みやすい環境づくり | 成人式同窓会の開催(ターン者とのマッチング) | 「ふるさとに恩返しを」の思いになるマッチングイベントの開催 | | |
| | | | 余暇・いきがいの充実支援 | 高齢者と人工知能ロボットが世話する託児施設の整備 | | |
| | | | 公助・共助のルール作り | | | |
| | | | 正しい性教育授業 | 鹿西高校JK会議の開催/中高生の赤ちゃんふれあい体験/育児セミナー/女性活躍の先進講師の招へい | | |
| | | | チャイルド割引店舗への支援 | | | |
| | 子育てママが暮らしやすいまち | 安心して預けられる環境づくり | 子育て施設の充実 | 企業の働き方改革推進(ノー残業デー、時短、給与アップなど) | | |
| | | | | 男女の出会いの場(街コン、交流施設)づくり | 町祭等に合わせた成人式周年同窓会の継続開催/異業種交流 | |
| | | | | マッチング環境整備(アプリ、仲介者) | 結婚推進員の若返り策 | |
| | | | | クリニックタウンの整備 | 産婦人科医の誘致(ワークインレジデンス) | |
| | | | | 子どもの一時預かり施設の整備 | 企業内子育てサロン | |
| 情報化 | 独居・子育てなど情報弱者を守り救うまち | 有事の情報環境づくり | 子どもの預かりボランティア育成事業 | ファミリーサポート事業の推進 | | |
| | | | 子育て中や先輩ママの情報共有システム | アプリ構築など | | |
| | | | 室内遊び場整備 | 室内遊び場の整備 | | |
| | | | 「ママだけサロン」整備 | ママさんの発酵料理教室、ベビーマッサージ教室、井戸端会議 | | |
| | | | 地域見守り環境の充実 | | | |
| | 免許返納者が安心快適に暮らせるまち | 誰もが簡単に情報得られる環境 | 移動の多様性があるまちづくり | 聴覚障がい者への文字情報提供 | デジタル活用推進員でサポート | |
| | | | | 独居老人や子供の見守りサービスの整備 | | |
| | | | | 遠隔医療など society5.0 の取組支援 | フリーWi-Fiスポットの拡充(コミュニティバス、古民家、公的施設) | |
| | | | | 町の総合情報センター整備(病院や子育て、地区情報、創業支援等) | 町の総合情報アプリ作成 | |
| | | | | ITリテラシー(デジタル活用推進員)人材の育成 | コミュニティスクール、まちの先生 | |
| 充実した生活環境づくり | 移動の多様性があるまちづくり | 移動の多様性があるまちづくり | コミュニティ・クラブ整備(文化、趣味等) | | | |
| | | | MaaS(地域運転代行の地域通貨ポイントでの支払い等)の推進 | | | |
| | | | 自動運転バスなど多様なモビリティの運行実験 | 短時間レンタカー、安価な中古車販売/高級カーシェアリング・バイクシェアリングの実施/キックボード、レンタサイクル | | |
| | | | 高齢者の学び・交流の場づくり | 繊維スポーツの推進(社会福祉協議会) | | |
| | | | 訪問販売車の運行支援 | おにぎり移動販売、おにぎり屋台 | | |
| 医療施設の集約整備 | | | | | | |
| リモートワーク環境(シェアオフィス、通信環境)の整備 | 古民家(みおやの里、旧丹後邸)でモデルハウスを作る | | | | | |

①屋内遊戯場整備

1)事例整理(施設)

石川県内における屋内遊戯場の事例を整理する。

| | | | |
|--|------------|------|----------|
| 【あめるんパーク】 | 石川県金沢市 | 構造 | 鉄骨造／3階建て |
| 竣工(新築) | 2019年11月 | 延床面積 | 2,792.9㎡ |
|  <p>2階～3階を吹き抜けにしてネット遊具でつなぎ、低年齢用の遊具もあり、幅広い年齢に対応できる遊具配置となっている。</p> | | | |
| 【カブッキーランド】 | 石川県小松市 | 構造 | RC(1階部分) |
| 竣工(ビル内テナント) | 2017年12月 | 延床面積 | |
| <p>規模も比較的小規模であることから、基本的に低年齢用の遊具が中心である。</p>  | | | |
| 【かほっくる】 | 石川県かほく市 | 構造 | SRC／2階 |
| 竣工(旧体育館) | 2021年4月29日 | 延床面積 | 1,499㎡ |
| <p>高低差のあるスロープとネット遊具により比較的年齢層の広い利用者を対象としている。</p>  | | | |

| | | | |
|--|---------|--|---|
| 【かがにこにこパーク】 | 石川県加賀市 | 構造 | RC／2階 |
| 竣工(旧体育館) | 2018年4月 | 延床面積 | 1,717㎡ |
| <p>日本海側最大級の大型ネット遊具、ボルダリングやテントすべり台など、他にもたくさんの遊具を取りそろえている。</p> | | | |
| | |  |  |
| | |  |  |

2) 事例整理(利用者数)

自治体ホームページで公表されている公共施設白書、公共施設カルテより児童館利用者数の傾向を求め、当該カルチャーセンター飛翔の延べ床面積より利用者数を予測する。

利用者数実績では、直営よりも指定管理の方が延べ床面積当りの利用者数は多く、算出結果は、カルチャーセンター飛翔の規模(3,705 m²)で指定管理の場合、年間167,000人となった。

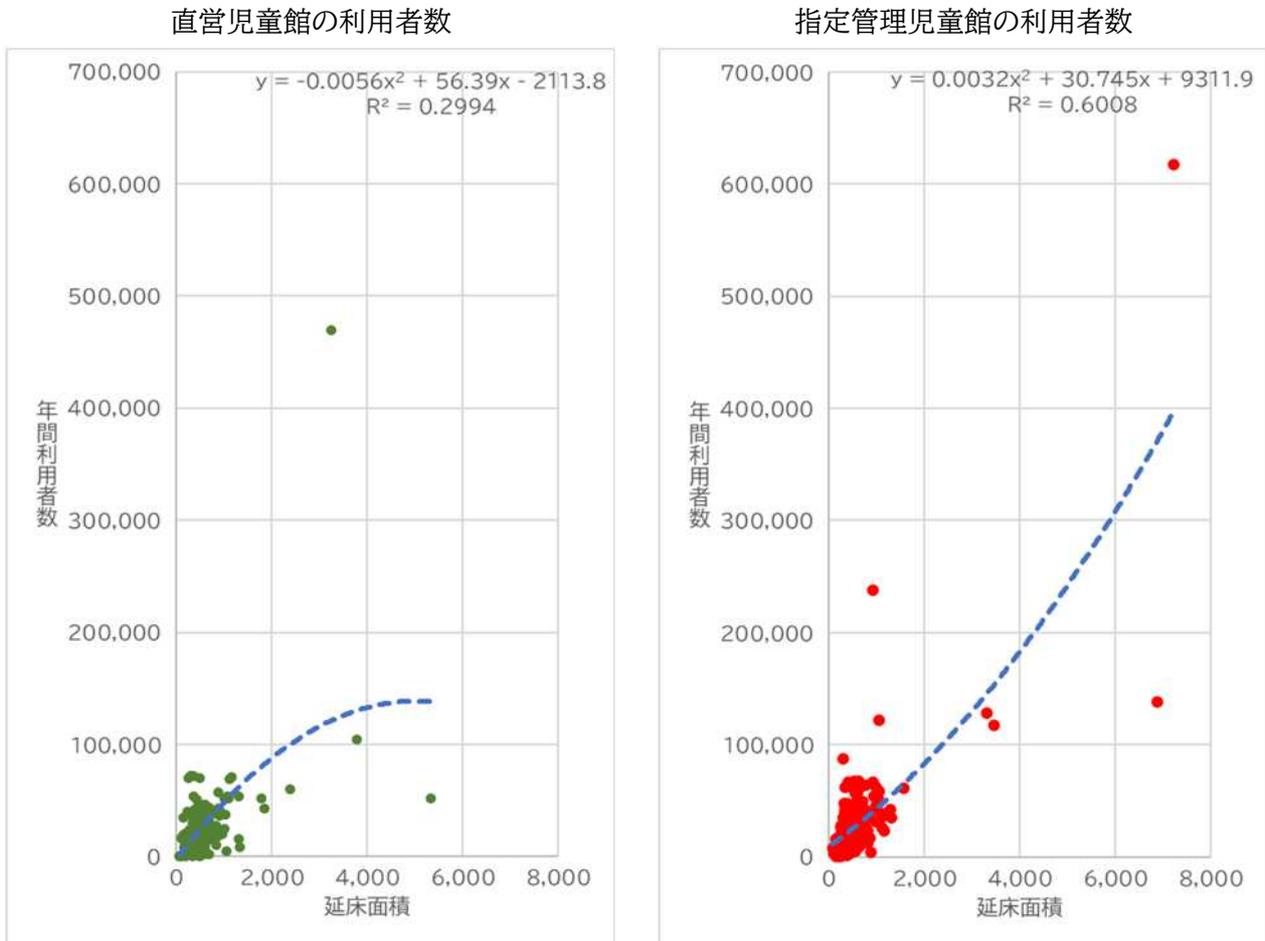


図 15 児童館の利用者数

石川県加賀市にある「かがにこにこパーク」の利用者数の推移は、コロナ禍の影響もあり、令和元年度より減少しているが、平成30年度は12万人を超えている。

表 15 かがニコニコパークの年間利用者数

| | | 市内 | 市外 | 計 |
|--------|-----|----------|----------|-----------|
| 令和3年度 | 大人 | 14,284 人 | 14,605 人 | 28,889 人 |
| | 子ども | 17,319 人 | 16,157 人 | 33,476 人 |
| | 計 | 31,603 人 | 30,762 人 | 52,365 人 |
| 令和2年度 | 大人 | 11,249 人 | 8,036 人 | 19,285 人 |
| | 子ども | 13,143 人 | 8,247 人 | 21,390 人 |
| | 計 | 24,392 人 | 16,283 人 | 40,675 人 |
| 令和元年度 | 大人 | 21,267 人 | 21,298 人 | 42,565 人 |
| | 子ども | 27,431 人 | 22,388 人 | 49,819 人 |
| | 計 | 48,698 人 | 43,686 人 | 92,384 人 |
| 平成30年度 | 大人 | 27,715 人 | 29,044 人 | 56,759 人 |
| | 子ども | 34,219 人 | 32,851 人 | 67,070 人 |
| | 計 | 61,934 人 | 61,895 人 | 123,829 人 |

3) 事例整理(利用料金)

石川県内の屋内運動場の事例では、大人利用は保護者としての扱いで利用料金が子どもよりも安く設定されているが、県外事例では大人も利用者として子どもよりも高い利用料金の設定となっている。

当該施設にあっては、子育て支援施設として子どもの積極的な利用を促進することを前提に、大人300円、子ども100円程度が妥当であると思われる。

前ページ「かがニコニコパーク」の利用者数傾向では、大人と子どもの利用者比はおおよそ3:4程度であることから、平均して1人当たり200円程度の利用料金となる。

表 16 石川県内屋内運動場の利用料金

| | | 一般 | 高校生以下(こども) | 未就学児 |
|-----------|----------|-----------------|-----------------|----------|
| あめるんパーク | のびのび広場 | 100円(3h) | 50円(3h) | 無料 |
| | 親子アスレチック | 100円(3h) | 50円(3h) | 無料 |
| カブッキーランド | 市内居住 | 200円 | 600円(3h) | |
| | 市外居住 | 300円 | 700円(3h) | |
| かほつくる | 市内居住 | 無料、 | 無料 | 無料 |
| | 市外居住 | 300円 (中学生以上) | 400円 (小学生まで) | 無料(1歳未満) |
| かがにこにこパーク | 市内居住 | 無料、 | 無料 | 無料 |
| | 市外居住 | 300円 | 400円 | 無料(1歳未満) |

表 17 県外屋内子ども施設の利用料金

| | | 一般 | 高校生以下 | |
|------------------|----------|----------------------------|------------|-----------|
| ギャラクシティ (東京都) | 子ども未来創造館 | 無料 | 無料 | |
| | プラネタリウム | 500 円 | 100 円 | |
| ふくふく子ども館(山口県) | | 無料 | 無料 | |
| 子ども創造センター(新潟県) | | 無料 | 無料 | |
| 子ども家族館(福井県) | | 210 円 | 100 円 | |
| 子ども未来館 ここにこ(愛知県) | | 200 円 | 100 円 | |
| 子ども遊学館(北海道) | | 980 円(プラネタ リュウ ムセット) | 380 円(高校生) | 220 円(小中) |

②整備内容の想定

【トイレ等】

- 多目的トイレ
- 子どもトイレ
- 授乳室



【子ども劇場】



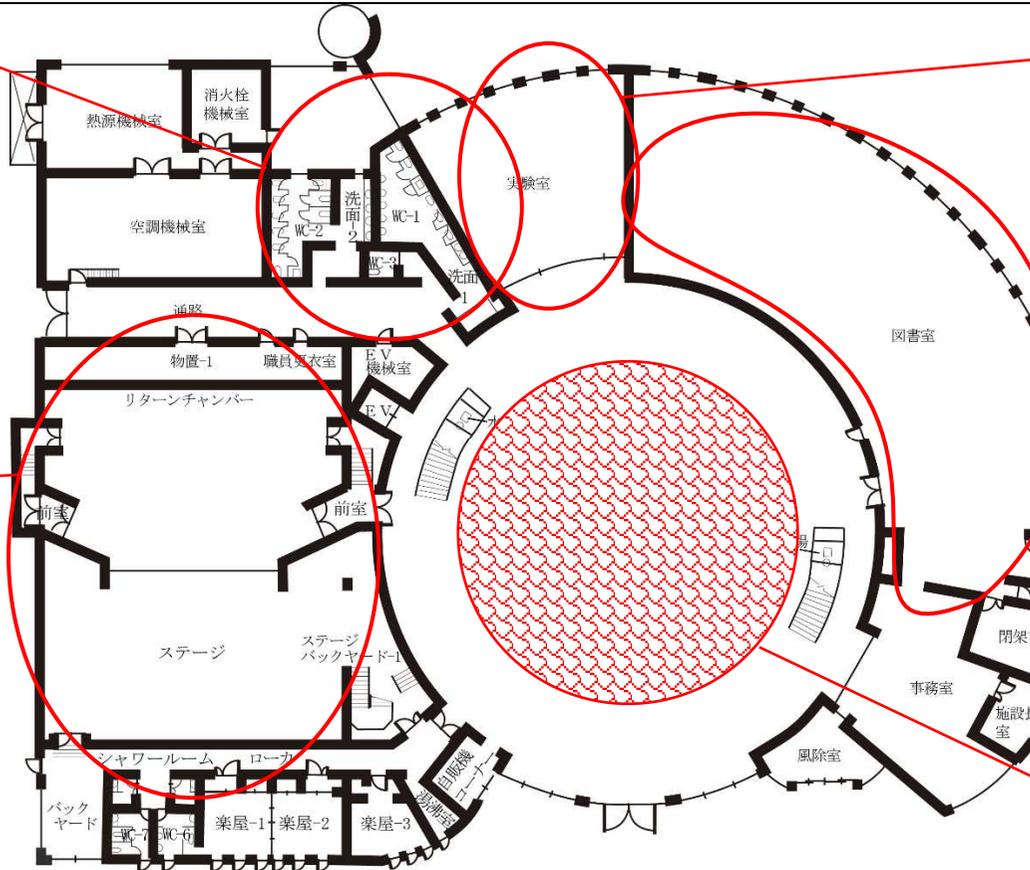
野々市・白山子ども劇場

いしかわ子ども劇場 HP より

子ども劇場の活動とは、観ること(舞台鑑賞)・活動すること(自主活動)の2本柱です！映像ではない本物の舞台をみること。夢中になってあそぶこと。あっという間に過ぎていく時間の中で、親子で共感できる体験を!!自ら選び、自ら生きる確かな力を身につけ、豊かな人間に成長してほしい。私たちはそう願って活動しています！

柏市図書館 HP より

こども図書館は、乳幼児とその保護者を主な対象者とした図書館です。乳幼児の本との出会いの場、親と子の読書活動の普及の場となるほか、子育てや親子の健康に関する情報提供、読み聞かせボランティアの育成・研修・交流なども行い、「絵本を通した子育て・ボランティア支援事業」を推進することを目的とした施設です。



【子育て相談室】

- ・育児相談
- ・健康相談
- ・子育て悩み相談

【子ども図書館】

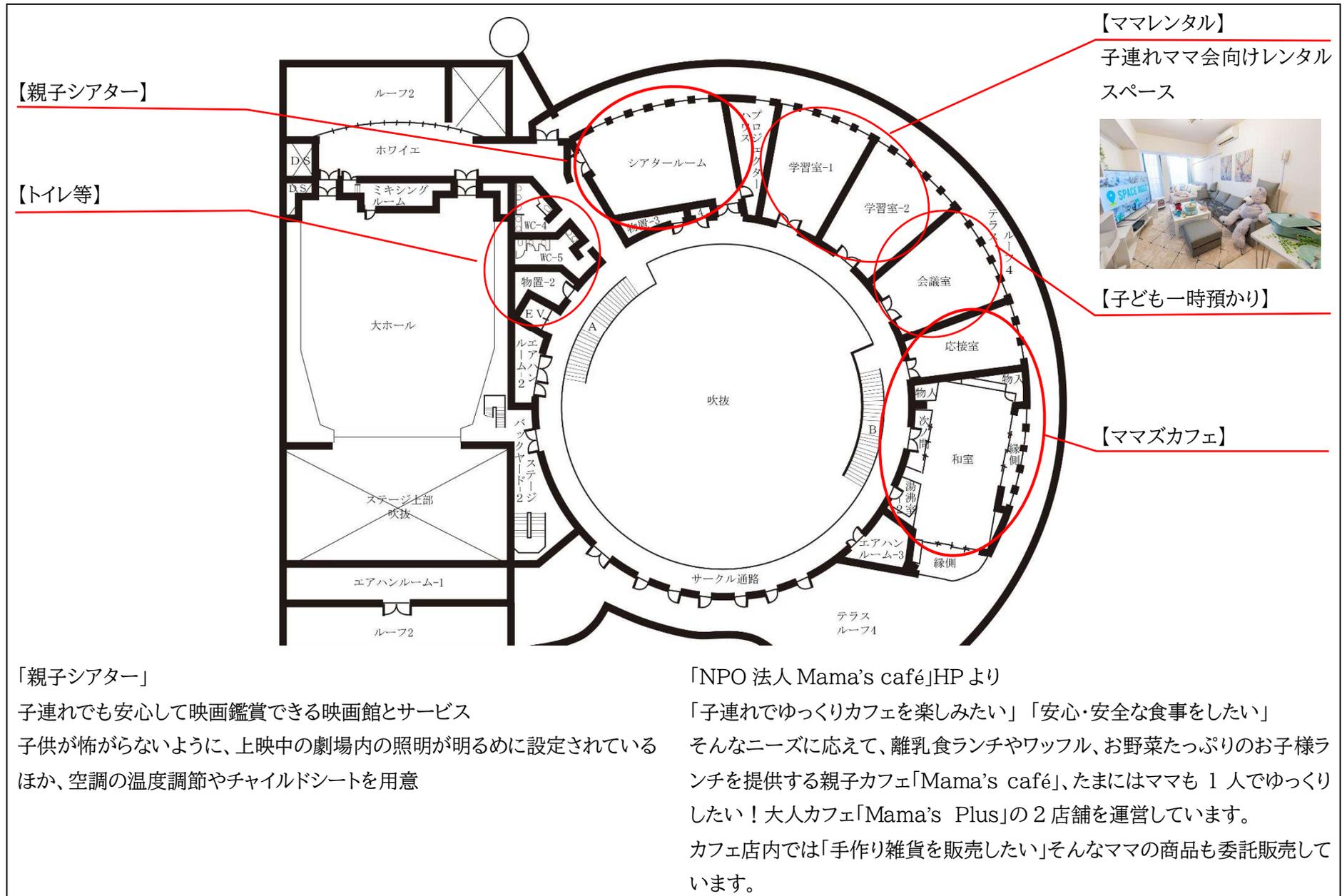
- ・絵本
- ・おはなしの部屋
- ・その他



金沢市新玉川こども図書館

【屋内遊戯場】

- ・ネット遊具
- ・児童遊具 他



(2)施設改修経費予測

1)大規模改修経費

総務省「公共施設更新費用試算ソフト仕様書 Ver.2.10(平成28年版)」による大規模改修基準単価では、「学校教育系、子育て支援施設等」の大規模改修単価は17万円/㎡とされ、これを適用すれば、カルチャーセンター飛翔の大規模改修費経費は、630百万円となる。

表 18 標準的大規模改修単価

| | 更新・建替単価 | 大規模改修単価 |
|--------------------|---------|---------|
| 市民文化系、社会教育系、行政系等施設 | 40 万円/㎡ | 25 万円/㎡ |
| スポーツ・レクリエーション系等施設 | 36 万円/㎡ | 20 万円/㎡ |
| 学校教育系、子育て支援施設等 | 33 万円/㎡ | 17 万円/㎡ |
| 公営住宅 | 28 万円/㎡ | 17 万円/㎡ |

2)遊具設置経費

総事業費などの施設概要がホームページ上で公表されているネット遊具を採用した屋内遊技場(かがにこにこパーク)を参考に、遊具設置費を試算した。

カルチャーセンター飛翔の1階ホールを活用した屋内遊戯場の整備は約 50 百万円～100 百万円程度であると考えられる。



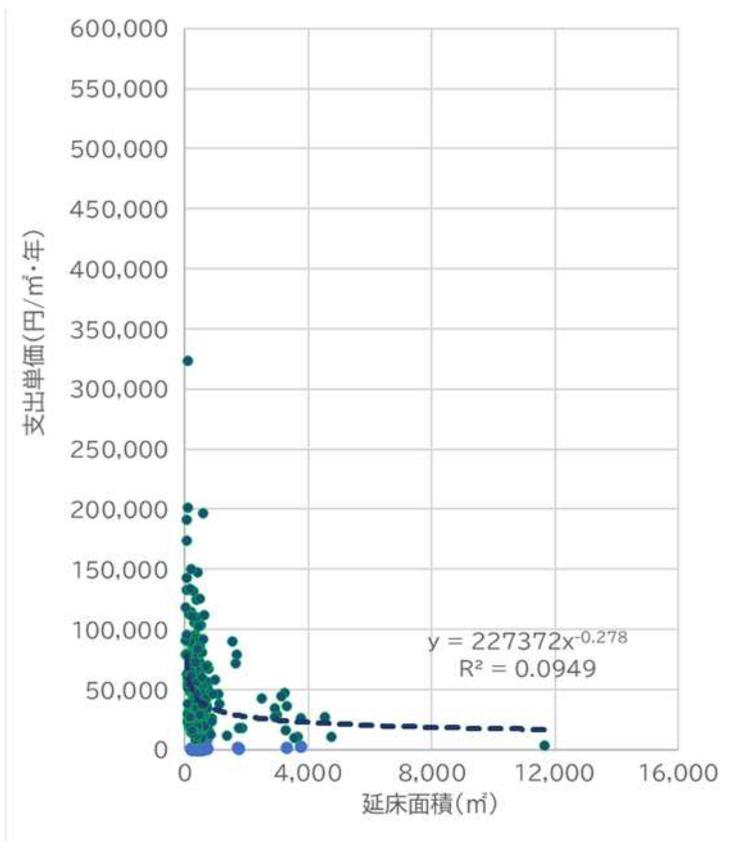
資料:加賀市ホームページより

3) 施設維持管理費想定

自治体ホームページで公表されている公共施設白書、公共施設カルテより児童館運営経費（建物維持費、人件費等）の傾向を求め、当該カルチャーセンター飛翔の延べ床面積より維持管理経費を算出する。

算出結果は、カルチャーセンター飛翔の規模で指定管理料を含め年間 133 百万円となった。

直営の児童館維持管理運営単価



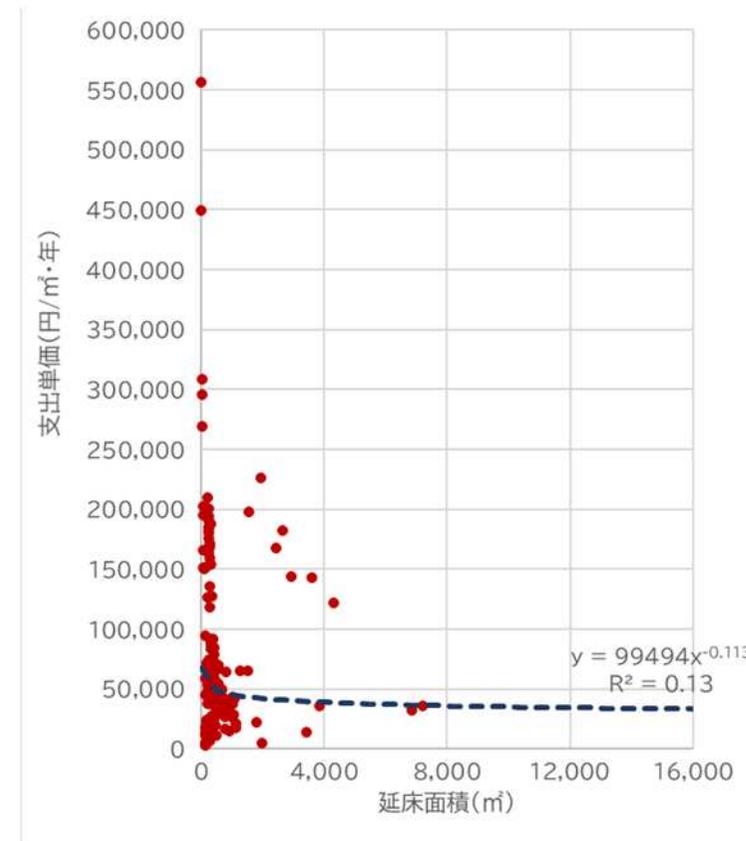
580館平均:41,256円/㎡

維持費:152,852千円/年

累乗近似曲線(飛翔の規模):22,101円/㎡

維持費:81,886千円/年

指定管理の児童館維持管理運営単価



225館平均:65,990円/㎡

維持費:244,495千円/年

累乗近似曲線(飛翔の規模):35,783円/㎡

維持費:132,576千円/年

4-5 サウンディング

(1) サウンディング実施の概要

1) サウンディング対象事業

本調査におけるサウンディング対象事業は以下に示すとおりであり、民間企業が自主的な運営を期待できるものである。

- ・ 道路公園包括管理委託
- ・ Park-PFI 事業対象公園：古墳公園「とりや」、アッピー広場、運動公園、レクトピアパーク
- ・ PFI(RO) 事業対象施設：カルチャーセンター飛翔

2) 広告方法

中能登町ホームページでの情報発信のほか、公民連携レビューメールマガジン、いしかわ PPP/PFI 地域プラットフォームの協力で全国に向け広報を行った。

広報時期は以下のとおりである。

- ・ 中能登町ホームページ：令和4年8月12日(金)～
- ・ 伊庭の公民連携レビュー2022：令和4年8月4日(木)※メールマガジン
- ・ いしかわ PPP/PFI 地域プラットフォーム(北國銀行ホームページ内)：令和4年8月8日(月)～

3) 実施要領

Park-PFI 及び PFI(RO)による
中能登町官民連携事業の可能性に関する
マーケットサウンディング調査

実施要領

令和4年8月

中能登町土木建設課

I 事業実施の背景及び調査の目的

1 対象事業名

道路公園包括管理及び官民連携事業

2 調査の目的

本調査は、公募設置管理者制度(Park-PFI)及び PFI 事業を活用した中能登町4つの公園(以下「4つの公園」という。)及びカルチャーセンター飛翔の屋内運動施設場化に関する整備及び維持管理・運営を進めるにあたり、事業手法の実現性や施設整備の方向性、内容について連携が期待できる民間事業者から幅広く意見を伺うことで、公募に向けた条件整理の参考とするため実施するものです。

内容的には、事業スキームや管理運営方法、事業への課題、町のコンセプトを基本にした施設整備の規模や時期、管理運営方法や展開するソフト事業についての対話を予定しています。

II 事業の概要

1 事業対象地

本事業の対象地は、4つの公園とカルチャーセンター飛翔です。

公園名の下に記載は、今後の整備の基本的方向性を示しています。

| | | |
|---|---------------------|--|
| 古墳公園「とりや」 グラウンドゴルフやパークゴルフなどを活かした高齢者スポーツに配慮した公園 | 所在地:川田ホ部 42 番地 | 公園面積: |
| | 年間利用者数: | 年間維持費; |
| | 施設 | ふれあい公園(26,900 m ²) 水辺公園(28,700 m ²) |
| アツピー広場 いくつもの診療所を集積させた医療モールと芝生広場を備えた健康維持のための公園 | 所在地:能登部下 134 部 1 番地 | 公園面積: |
| | 年間利用者数: | 年間維持費; |
| | 施設 | 多目的広場(33,360 m ²) |
| 運動公園 小学生から青壮年の利用に配慮したスポーツのための公園 | 所在地:東馬場そ部 11 番地 | 公園面積: |
| | 年間利用者数: | 年間維持費; |
| | 施設 | 芝生広場(7,730 m ²) |
| レクトピアパーク 屋内・屋外遊戯場やサッカー場など親と子どもが天候に左右されず一日楽しめる公園 | 所在地:井田ほ部 25 番地 | 公園面積: |
| | 年間利用者数: | 年間維持費; |
| | 施設 | 芝部広場(5,125 m ²) |
| カルチャーセンター飛翔 屋内運動施設として大型遊具施設や集える部屋を配し、親と子どもが遊び、くつろげる空間とします。 | 所在地:能登部134部1番地 | 延床面積:3,705 m ² |
| | 築年:1996 | 構造:RC、2階 |
| | 年間利用者数: | 年間維持費; |

2 事業の概要

(1) 事業方式

①4つの公園

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置者と、当該施設から生ずる収益を活用して公園の維持管理・運営を一体的に行うものを公募により選定する「公募設置管理制度(Park-PFI)」により実施します。ただし、レクトピアパークは、令和6年夏をめざし、広場を囲む医療モールを基本に整備し、宅地分譲する予定です。(令和5年夏開発許可申請完了予定)

いなお、公募設置、維持管理・運営等の期間は、最長15年を考えています。

②カルチャーセンター飛翔

施設内ホール空間を屋内運動場として各種遊具を設置するとともに、既存各種部屋および設備を活用し、ママ・パパ、キッズのための施設として用途転換するもので、施設の大規模改修と屋内活用を一体的に行うものを公募により選定する「応募型PFI(RO)」により実施する予定です。

なお、公募設置等計画の有効期間は、最長15年を考えています。

③町道・公園維持管理

本町の町道約400km及び公園の包括維持管理委託を実施する予定です。

なお、道路パトロールについては、令和4年ゴミ収集車に設置したAI道路パトロールシステムによる経費削減効果を実証中です。

(2) 設置する施設の想定

①4つの公園

1)公募対象公園施設

機能:世代間・地域間など様々な交流拠点となるスペースを有する飲食店・売店等の便益施設、トイレ(多目的含む)、その他施設(提案による)

場所:別図1~4参照

2)特定公園施設

機能:園路広場、駐車場、その他(提案による)

場所:別図1~4参照

3)利便増進施設

機能:自転車駐車場、看板、広告塔など(提案による)

場所:公園利用者の導線を考慮し、利便の増進の観点から設置が適切な範囲

②カルチャーセンター飛翔

機能:屋内遊具、ママさんシネマ、子ども劇場、ママさんカフェなど親子が雨の日でも楽しく1日を過ごせる施設

平面図:別図5

(3) 事業スケジュール(案)

今後の事業者公募・認定・許可手続き等については以下のスケジュールでの実施を予定しています。(スケジュールは現時点での想定であり、今後変更となる可能性があります。)

| | |
|--------------|-------------|
| 公募設置等指針の公告 | 令和5年7月(予定) |
| 公募設置等計画書の提出 | 令和5年12月(予定) |
| 設置等予定者の選定 | 令和6年1月(予定) |
| 町と民間事業者で協定締結 | 令和6年2月(予定) |
| 事業開始 | 令和6年4月(予定) |

(4) 関連事業

①古墳公園とりや

- ・ グランドゴルフなどで親しまれ、大池、豊かな樹木のある自然景観の中で憩える公園づくりを目指します、

②アツピー広場

- ・ カルチャーセンター飛翔が立地していることから、晴れた日に親子で走り回れる公園を目指します。

③運動公園

- ・ 本事業と併せて管理棟リニューアル工事を実施する予定です(町予算計上予定)。

④レクトピアパーク

- ・ 本事業と併せて広場を囲む医療モール分譲宅地として整備する予定です(町予算計上予定)。

③ カルチャーセンター飛翔

- ・ 雨の日でも親子で楽しめる屋内運動場を中心としたものに用途転換する予定です(町予算計上予定)。

Ⅲ マーケットサウンディング(個別対話)の実施

1 対象者

(1) 本調査の対象者は、公募設置管理制度(Park-PFI)及び公募型 PFI 事業の実施主体となりうる法人または法人のグループとします。なお、グループで参加する場合は、主たる役割を担う代表者を1社選定するとともに、構成員全てを明らかにしてください。

(2) 本調査の対象者は、以下の要件を満たす者としてします。

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げる恐れがないと認められる者。
- ・国税及び地方税について滞納がないこと。

2 個別対話の内容

本事業は町が実施する再整備事業と民間事業者による公募設置管理制度(Park-PFI)、PFI(RO)事業が一体となり、新たな地域の賑わい拠点の創出を前提としています。そのため、施設利用者へのサービス向上のみならず、周辺地域の環境や暮らしへの波及効果も非常に重要な要素です。この観点を中心に、今後予定している事業者公募に向けたご意見、ご提案をお聞かせください。

対話は、以下の内容について別添の対話シートに概要を記載していただき、これを基に実施します。(イメージパースや配置図をお願いするものではありません。)

①整備の方向性

- 基本コンセプトの提案
- 対象施設の整備イメージ
- 施設構成・土地利用
- 地域との連携・賑わい創出の取り組み

②整備の内容

- 周辺施設との連携、賑わいの創出のための付加価値(価値向上の活動など)
- 本町施策(子育て・教育・移住定住・バリアフリーなど)への貢献や連携等
- 取組みにあたっての課題、事業全般に関する意見・要望等

3 個別対話スケジュール

本事業については、以下のスケジュールでの実施を予定しています。

※変更となる場合があります。

| | |
|-------------|---------------------|
| ① 本実施要領の公表 | 令和4年8月12日 |
| ② 個別対話の参加受付 | 令和4年8月12日～令和4年8月22日 |
| ③ 現地見学会の開催 | 令和4年8月26日 |

| | |
|-------------|------------------------|
| ④ 提案書の提出期限 | 令和4年9月16日 |
| ⑤ 個別対話の実施期間 | 令和4年9月19日～9月30日(※平日のみ) |

4 参加の受付(事前申込制)

別紙1「エントリーシート」に必要事項を記入し、e-mail に添付の上、期間内に下記申込先へご提出ください。なお、e-mail の件名は【中能登町官民連携事業 対話申込】としてください。

なお、現地見学会の案内、参加可否及び参加人数の確認につきましては実施日時・場所を e-mail で連絡します。なお、参加希望日時は下記実施期間内での設定をお願いします。

<申込期間> 令和4年8月12日(金)～令和4年8月22日(月)

<申込先> 中能登町土木建設課 官民連携事業担当

e-mail: dobokukensetsu@town.nakanoto.ishikawa.jp

5 個別対話実施日時の連絡

エントリーシート受領後、参加希望日時での調整を行い、実施日時・場所を e-mail で連絡します。なお、参加希望日時は下記実施期間内での設定をお願いします。

<実施期間> 令和4年9月19日(月)～9月30日(金)

6 個別対話資料の提出

別紙2「提案様式」に記入し、e-mail に添付の上、提出期限までに上記申込先へ提出をお願いします。なお、件名は【対話資料の提出】としてください。

<提出期限> 令和4年9月16日(金)(土・日を除く)

7 個別対話の実施

- (1) 民間事業者のアイデアやノウハウ、情報を保護するため、個別で実施します。
- (2) エントリーシートで申込みがあった民間事業者との間で、1社または1グループにつき1時間程度の個別対話を実施します。
- (3) 個別対話の会場は、中能登町行政サービス庁舎を予定しています。

IV 留意事項

1 参加及び対話内容の扱い

- (1) 本事業において公募設置管理制度の活用による事業者公募が実施される場合は、個別対話への参加実績が優位性を持つものではありません。
- (2) 対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。
- (3) 本調査に関係のない提案など、対話の趣旨から外れた内容についての提案があった場合は、本調査者に対し対話を実施しない(中断する)場合があります。

2 参加に関する費用

本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

3 追加対話への協力

本調査終了後においても、必要に応じて追加ヒアリング(文書、電話、e-mail 等での照会を含む)等への対応をお願いする場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

4 実施結果の公表

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表する予定です。ただし、参加企業等の名称および企業ノウハウに係る内容は公表しません。

5 対話の実施担当・問い合わせ先

中能登町土木建設課 官民連携事業担当
〒929-1604 石川県鹿島郡中能登町能登部下91-23
TEL:0767-72-3920
e-mail:dobokukensetsu@town.nakanoto.ishikawa.jp

添付資料：【別紙1】質問用紙

【別紙2】参加申込書

【別紙3】提案概要書

【参考資料】配置平面図「古墳公園 とりや」「アッピー広場」「運動公園」「レクトピアパーク」
「カルチャーセンター飛翔」(各 JPG)

位置図

(2) 現地見学会

1) 開催概要

開催日 : 令和4年8月26日(月)
開催時間 : 13:30~
集合場所 : 中能登町行政サービス庁舎
開催内容 : あいさつ 中能登町長
講演 先導的官民連携推進について(伊庭 国土政策研究会理事)
現地見学会

参加人数:30名

2) 開催風景



(3) サウンディング実施結果

参加申込みのあった7グループ(10社)と個別対話を実施し、下記の意見が提出された。

- ・ 大手企業は、総括マネジメント(業務分配や資金管理)の実績があり、町とPFI事業者との間でトラブルになることは少ない。
- ・ 地元企業は、総括マネジメントに多少の不安はあるが、道路公園包括管理においては、地元企業の知識経験を活かさなければ事業成立は難しいため、事業実施の組織体制、事業期間などに注意する必要がある。
- ・ 事業体系としては、バンドリングし、スケールメリットを活かした事業規模を確保していくことが望ましいが、事業自体が複雑になるため、全体事業効果を引き出すマネジメント能力のある企業が必要である。
- ・ 国交省より、大部分が小規模自治体であり、本事業がバンドリングの効果が発揮されるモデルとなると期待できるため、是非とも実現していただきたいとコメント有。
- ・ Park-PFI及びPFI(RO)については、参加企業が独立採算で維持管理・運営を行うことはできないが、サービス購入型(地方公共団体が民間事業者へお金を支払う形態)を中心に企業の収益部分で町負担を軽減する仕立てであれば実現可能である。

表 19 サウンディング実施結果

| | A 社 | B 社 | C 社 | D 社 | E グループ | F 社 | G 社 |
|--|----------------------|---|---------------------------------|--|-----------------|--|------------------|
| | 施設運営企業 | 公園関連企業 | 総合建設コンサル | スポーツ関連企業 | 地元企業 | 総合建設コンサル | 建築・建設企業 |
| 総括マネジメント | × | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 道路公園包括管理 | × | × | × | × | ○ | × | × |
| | (実業務は地元で) | (実業務は地元で) | (実業務は地元で) | (実業務は地元で) | | (実業務は地元で) | (実業務は地元で) |
| Park-PFI 古墳公園とりや アツピー広場 町運動公園 レクトピアパーク | △ サービス購入型との混合型を採用 | △ 【古墳公園とりや】 チャレンジショップ、アウトドアキャンプ場を自社運営 | × | △ 独立採算は難 【アツピー広場】 管理運営: 5~7千万円/年 (スポーツ教室) | × | △ 収益事業で維持管理費を賄うこと難 【アツピー広場】 民間開発が可能であれば収益性有 | × |
| PFI(RO) カルチャーセンター飛翔 | × | × | × | ○ | × | ○ | × |
| | | | 独立採算での維持管理運営は難 | 管理運営:約1億円/年(スポーツ教室) | 入場料収入での維持管理運営は難 | 整備費:6~7億円 | |
| 事業期間 | | 15年間 | | 15~20年間 | | 15年間 | |
| その他 | 全体マネジメントする企業が必要 | 小規模なイベントを積極的に収益実績に応じた維持管理費他企業と連携の考え有 | 一体的複合事業は先進的スケールメリットを活かす事業複合化が有利 | スポーツコンテンツは集客力あり | 今後詳細な部分は詰めていく | 一体的複合事業は先進的スポーツセンターろくせい一体維持管理運営費:5~6億円/年 | 期間短縮であればリース方式も有効 |

5. 事業化の検討

5-1 事業手法等の検討

(1) 参考にした類似事例

府中市道路包括管理業務

三条市道路公園包括管理業務

(2) 事業手法・スキームの整理

1) AI 道路パトロール

AI 道路パトロールシステムの導入による経費削減効果は、利用システムのリース料によって大きく変わってくるが、概ね大きな削減効果は期待できない結果となった。

また、本調査における実証期間である8月～10月間では、職員による道路パトロールでは補修対象を発見できなかったが、AI 道路パトロールシステムでは16か所の「穴」「橋のつなぎ目」「マンホール」が指摘されており、比較的健全な路面状態の現状にあることがわかる。

しかし、今後の町職員数の減少、町民サービスの向上のための政策検討職員の確保のためには、道路維持管理業務と連動して修繕される仕組みづくりが望まれる。

2) 道路公園包括管理

道路及び公園に関する予算が毎年計上され、今後も継続されることから、道路公園包括管理による複数年次委託は民間企業にとっても経営的にメリットがあると考えられる。

3) Park-PFI

本町は都市計画区域外であり、都市公園としてはカントリーパークに位置づけられた古墳公園「とりや」のみである。

サウンディングでは、民間活用の対象となる4つの公園のうち、古墳公園「とりや」でイベントなどの収益事業意欲のある企業がいるが、公園の維持管理を賄う収益性は見込まれておらず、公園の維持管理における自治体負担の若干の軽減程度は期待できる。

4) PFI(RO)

対象となるカルチャーセンター飛翔は、中央ホールを中心に、図書室、大和室、会議室、応接室、客席のある劇場、シアタールームなど小割された部屋があり、改修次第では集客力のある施設となり、民間企業にとっても経営的にメリットがあると考えられる。

5-2 事業手法・スキームの比較

(1) 各種設定条件とその根拠

① VFM 算出の考え方

1) PFI 導入可能性調査における VFM の位置付け

- ・VFM の発現可能性や発現要因を把握する。
- ・VFM の詳細は、要求水準が確定した後に、特定事業の選定時までには再度算定する。

2) VFM の定義

- ・VFM とは「支払に対して最も価値の高いサービスを提供する」という考え方である。
- ・公共施設等の整備等を PFI 方式等で実施することが、公共部門が自ら実施する場合に比べて VFM がある場合、本調査を効率的かつ効果的に実施することが出来るという基準を満たすとされている。

3) VFM の算定方法

- ・VFM の評価は PSC と PFI 方式等の LCC との比較により行う。この場合、PFI 方式等の LCC が PSC を下回れば PFI 方式等の側に VFM があり、上回れば VFM がないと判断する。
- ・PSC と PFI 方式等の LCC が等しくても、PFI 方式等において公共サービス水準の向上が期待できるとき、PFI 方式等の側に VFM がある。
- ・PFI 方式等の LCC が PSC を上回っても、その差を上回る公共サービス水準の向上が PF 方式等において期待できれば、PFI 方式等の側に VFM があるといえる。ただし、この場合においては、期待できる公共サービス水準の向上が何らかの方法により PSC や PFI 方式等の LCC と同一の尺度で定量化できることが前提条件となる。

○PSC (PublicSectorComparator)

- ・公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

○PFI 方式等の LCC (LCC:LifeCycleCost)

- ・PFI 方式等として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

②VFM 算出根拠

表 20 VFM 算出根拠

| | | PSC の考え方 | LCC の考え方 |
|---------------------|-------------------|---------------|----------------------|
| 事業期間 | | 15 年 | 15 年 |
| 道路パトロール | | 職員パトロール | AI道路パトロール |
| | 人件費 | 人件費(2人*1 回/週) | |
| | 燃料費 | ○ | |
| | システムリース料(2台) | | ○ |
| 道路公園包括管理 | | 従来方式 | 道路公園包括管理 |
| 道路 | 道路維持管理費 | ○ | 削減率8% |
| | 橋梁点検、詳細設計、修繕 | ○ | 削減率8% |
| | 人件費(事務委託等事務) | 1.5 人/年 | |
| 公園 | 公共施設公園等維持管理 | ○ | 削減率8% |
| | 遊具点検 | | 削減率8% (現在落札率 98%) |
| | 遊具整備・維持管理 | | 9 公園の遊具新規 設置・維持管理 |
| | 大型遊具撤去(古墳公園「とりや」) | ○ | ○ |
| | 人件費(事務委託等事務) | 0.5 人/年 | |
| Park-PFI | | 従来方式 | Park-PFI |
| | 収入 | ※施設利用収入 | ※自治体に還元 |
| | アッピー広場屋外遊具設置(*) | ○ | 削減率8% |
| | アッピー広場屋外遊具維持管理 | ○ | 削減率8% |
| PFI(RO) カルチャーセンター飛翔 | | 従来方式 | PFI(RO) |
| | 大規模改修(*) | ○ | 削減率8% |
| | 中規模修繕(*) | ○ | 削減率8% |
| | 施設改修(内装)(*) | | ○ |
| | 遊具設置(*) | ○ | 削減率8% |
| | 駐車場整備(*) | ○ | 削減率8% |
| | 維持管理運営(指定管理を含む) | ○ | 削減率5% |
| | 遊具維持管理 | ○ | 削減率8% |
| | テナント賃料 | | ※自治体に還元 |
| | 利用料収入(屋内遊具) | ○ | ○ |
| | 利率(*に関する利率) | 0.8%/年 | 1.5%/年 |
| SPC 費用 | | 従来方式 | SPC |
| 初期費用 | 設立費用 | | ○ |
| | 出資金 | | ○ |
| | ファイナンス経費 | | ○ |
| 管理費 | マネジメント職員等人件費 | | ○ |
| | 事務所費 | | ○ |
| その他 | アドバイザー費用 | | ○ |
| | モニタリング費用(2年) | | ○ |

(2) 価値変換について

通常であれば、PSC と PFI 方式等の LCC を比較する際は、現在価値に換算して比較することになるが、コロナ禍、ウクライナ紛争、異常気象など価値変動が読めない状況にあるため、将来の価値を現在の価値に換算する作業を行わないものとする。

(3) VFM 算出結果

本調査は、「総括管理事業」、「道路公園包括管理事業」「PFI(RO)事業」「Park-PFI 事業」の4つの事業のバンドリングにより、町民の暮らしに身近9公園の遊具施設について、持続可能性のある維持管理費を確保し、かつ全体事業費の縮減化を実現しようとするものである。

VFMの算出にあたっては、それぞれの事業の組合せによる比較を行った。

バンドリングによる事業費スケールメリットを地方小規模自治体でも確保し、健全な施設の維持管理及び新たな社会ニーズに合わせた施設整備を効率的に行っていくという仮説に基づく本調査では、結果的に投資効果上仮説はおおむね正しかったと言える。

表 21 VFM 算出結果

| | 道路公園包括管理 | PFI(RO) | Park-PFI | VFM 値 |
|-------|----------|---------|----------|--------|
| パターン1 | ○ | ○ | ○ | 3.61% |
| パターン2 | ○ | ○ | | 3.36% |
| パターン3 | ○ | | ○ | △1.05% |
| パターン4 | ○ | | | △1.88% |

5-3 検討結果・結論

①本件調査の結果得られた示唆

効果検証などを行った結果、バンドリングによる事業の複合化による事業費の増加を包括管理・運営していくことにより、事業的余裕を確保することができ、かつ、民間企業の創意工夫による町民サービスの向上が期待される。

しかし、特に町にとって新規の事業が発生することによる町財政負担、公園機能の一部変更に伴う町民の評価など、事前に解消すべき課題があることも明確となった。

1)管理体制上の課題

本事業がバンドリングによる事業効果を戦略的に獲得するため、各事業でのマネジメントスキルが関係企業には必要になってくる。

- ・ 本事業が複雑な構造を呈しているため、事業全体のヒト・モノ・コト・カネの流れを総括するスキルのある企業がマネジメントする必要があるが、地方においてこれを満足する企業の確保が課題となる。
- ・ カルチャーセンター飛翔の大規模改修、コンバージョンについて、収益が確保できる事業としていくためには、収益事業実績のある民間企業が事業計画策定当初から組織に参加し、運営まで責任を持って当たる必要がある。
- ・ 地方小規模自治体において維持管理費を生み出す Park-PFI 事業は非現実的であるが、公園の維持管理費を縮小させる収益事業を行っていくためには、関連企業が事業計画策定当初から組織に参加し、運営まで責任を持って当たる必要がある。

2)事業運営上の課題

本事業がカルチャーセンター飛翔のPFI(RO)及び4つの公園のPark-PFIを対象にしていることから、民間企業の競争原理を働かせるためには、事業期間は一般的に15年間程度が必要となる。

しかし、道路公園包括管理において、実際の業務にあたる企業が15年間継続することは、マンネリ化や地元同種他企業の育成には逆効果である。

本事業の受託者であるSPC等の構成企業または協力企業から道路公園包括管理を実際に行う企業は除外する必要性があろう。

3)事業実施上の課題

本事業のうち、道路公園包括管理については、現状において町から入札により受託している地元企業が多く存在し、かつ、こうした地元企業が地域のことを熟知し、円滑な事業が行われている。

しかし、バンドリングによる本事業構成にあって、道路公園包括管理については、地域事情に詳しい地元企業の参画が必須であり、本事業を担う事業組織の内部に地元企業が参加する形式では、企業数も限られている地方小規模自治体では、地元企業の抱え込みにより、複数の提案組織を獲得することはできず、組織間での競争原理を働かせることができない。

本事業が一括発注の事業として一つのSPCが地元企業を抱え込むことを抑制しなければ、事業成立は実質上、抱え込んだSPCの独占となる可能性が高い。

②調査結果及び示唆に基づく結論

道路公園包括管理業務は、従来の分割発注を包括するものであり、サウンディングでも示されたように、今後も地元企業がこれに当たることになる。

しかし、プロポーザルなどによる事業者選定段階で、提案者が地元企業を取り込み、独占する企業体制を確立すれば、プロポーザルの競争原理が働かなくなる可能性が高い。

さらに、積雪の多い風土にあって、除雪作業は地元企業の協力を得て実施していることもあり、プロポーザルによって選定されたグループが地元企業を採用できない状況は避けなければならない。

また、本事業が各種事業のバンドリングを基本とするものである以上、事業を串刺しに横断的にマネジメントする企業は本事業を受託する主たる企業(構成企業)になることが必要であるとともに、事業運營業務段階(PFI(RO)、Park-PFIでは施設運営、包括管理業務では事業受発注管理)においても事業全体を円滑に運営する上で、主たる企業(構成企業)がこれに当たる必要性がある。

実際の事業となる段階では、PFI(RO)、Park-PFIでは、より確実性の高い企業を確保する必要性から構成企業もしくは協力企業であることが望ましく、道路公園包括管理業務では、地元企業への円滑な発注を確保するため、運営組織の枠組みに取り込まず、フリーな状況にすることが望ましい。

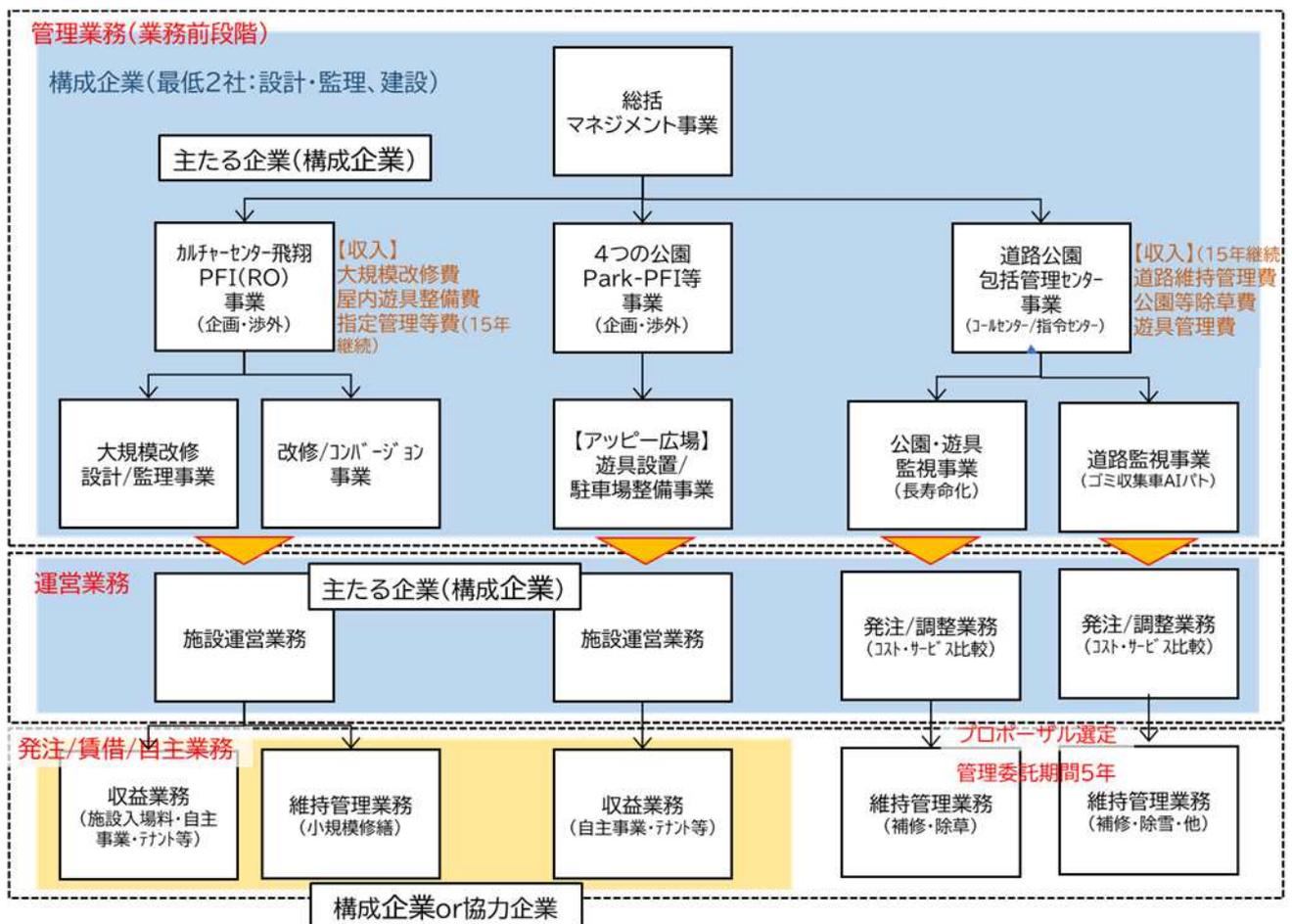


図 16 事業組織構造

5-4 リスク分担の検討

(1) リスク分担の考え方

従来の公共施設の整備事業においては、事業に附随するほぼすべてのリスクを行政が負担しているが、民間手法のうち、PFI事業により事業を実施する場合、民間事業者に包括して事業を委託するため、民間事業者にリスクの一部を移転することが可能になる。

ただし、リスクの民間への移転においては、例えば、民間では適切にコントロールできないリスク(本事業そのものへの住民反対等)を民間へ負わせた場合には、民間の提案価格は当該リスクを見込んだ価格となり、結果的に公的財政負担額のコスト増につながる可能性や、応募者が見込めないといった事態が発生する可能性もある。

「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」(「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」内閣府)を参考に、民間事業者のリスク管理能力が生かせる部分を民間に分担させることで、事業全体のリスク管理能力を高め、損失の回避と財政支出削減につながる適切なリスク分担を検討する。

本調査全体を通してのリスク分担の考え方としては以下の3つに集約できるものと考えられる。

- 問題が発生した場合の迅速対応の観点から、リスク分担はできるだけ明確化する。
- 施設の安全管理に直結することから施設修繕の責任分担のあり方について整理する。
- 効率性、採算性のみが優先され安全管理がおろそかになってはならない。

以上の観点から、下記の各事業に関する類似事例を比較し、本調査における合理的なリスク分担を検討する。

表 22 リスク分担事業種別参考事例

| 事業種別 | 参考事業 |
|----------|-----------------------|
| 道路管理 | 府中市道路等包括管理事業 |
| 公園管理 | 八千代市公園指定管理 |
| 道路公園包括管理 | 三条市地域維持型社会インフラ包括的民間委託 |
| Park-PFI | 川崎市富士見公園再編整備事業 |
| PFI(RO) | 習志野市大久保地区公共施設再生事業 |

| | | | 道路管理 (府中市) | | 公園管理 (八千代市) | | 道路公園包括管理 (三条市) | | Park-PFI (川崎市) | | PFI(RO) (習志野市) | | | |
|-----------|----------|---|---|-----|----------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|---|---|
| | | | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | | |
| 共通 | 募集要項等リスク | 募集要項の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等 | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 応募費用リスク | 応募費用の負担 | | ○ | | | | | | | | | | |
| | 契約締結リスク | 市の責に帰すべき事由により、契約が締結できない場合(遅延含む) | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 選定された受託候補者の責に帰すべき事由により契約が締結できない場合(遅延含む) | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 選定された受託候補者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合(議会の承認が得られないことによる契約締結遅延・中止) | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ |
| | 制度関連リスク | 政治・行政リスク | 市の政策の変更(本委託に直接影響を及ぼすもの)によるもの | ○ | | | | | ○ | | | | | |
| | | 法制度リスク (税制度は除く) | 法制度の新設・変更に関するもの(本委託に類型的または特別に影響を及ぼすもの) | ○ | | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | |
| | | | 法制度の新設・変更に関するもの(上記以外のもの) | | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 許認可リスク | 許認可の遅延に関するもの(市が申請・取得するもの) | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| | | | 許認可の遅延に関するもの(受注者が申請・取得するもの) | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ |
| | | | 申請に係る諸費用 | | | | | | | | ○ | | | |
| | | 税制度リスク | 一般的な税制変更(新税含む)に関するもののうち、収益関係税、外形標準課税の変更に関するもの | | ○ | | | | | | | ○ | | ○ |
| | | | 一般的な税制変更(新税含む)に関するもののうち、上記以外の変更に関するもの | ○ | | | | | | | | ○ | | ○ |
| | | | 消費税の範囲や税率の変更に関するもの | ○ | | | | | | | | ○ | ○ | |
| | | 技術基準等変更リスク | 施設等の設置基準、管理基準の変更等に関するもの | ○ | △ | | | | | | | | | |
| | 資金調達リスク | 認定計画提出者が調達する必要な資金の確保に関するもの | | | | | | | | | ○ | | ○ | |
| | | 市が調達する必要な資金の確保に関するもの | | | | | | | | ○ | | ○ | | |
| | 社会リスク | 住民対応リスク | 受注者が行う業務等に対する住民(沿道住民及び道路利用者)の反対運動の訴訟・要望活動に関するもの | ○ | ○ | | | | | ○ | | | ○ | |
| | | | 上記以外の沿道住民及び道路利用者の反対運動の訴訟・要望活動に関するもの | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | | |
| | | | 市の提示条件に関する地域住民の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等 | | | | | | | ○ | | | ○ | |
| 地域・住民との協働 | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 環境問題リスク | | 用地から有害物質が発見された場合 | ○ | | | | | | | | | ○ | △ | |

| | | 道路管理 (府中市) | | 公園管理 (八千代市) | | 道路公園包括管理 (三条市) | | Park-PFI (川崎市) | | PFI(RO) (習志野市) | | |
|-----------|---------------------------|---|-----|----------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|---|
| | | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | |
| | | 計画地の土壌汚染・地中障害物などによる、計画変更及び工期延長、追加費用等(調査資料等で予見できることに関するもの) | | | | | | | ○ | | | |
| | | 計画地の土壌汚染・地中障害物などによる、計画変更及び工期延長、追加費用等(予め想定し得ない地下埋設物の顕在化や土壌汚染等) | | | | | | ○ | | | | |
| | | 受注者が行う業務に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの | | ○ | | | | ○ | | | | ○ |
| | | 受注者以外に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの | ○ | | | | | | | | | |
| | 第三者賠償リスク | 受注者が行う業務に起因する事故、予め予測される施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策、日照障害対策に関するもの | | ○ | | | | ○ | | ○ | | ○ |
| | | 上記以外のもの(市が行う業務に起因する事故、既存施設の設置に関わる隠れた瑕疵に起因する事故) | ○ | | | | ○ | | ○ | | ○ | |
| | | 通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合 | ○ | | | | | | | | | |
| | 債務不履行リスク | 受注者の委託放棄、破綻によるもの及び無許可での受注者の構成員の変更 | | ○ | | | | | | ○ | | ○ |
| | | 市の債務不履行 | ○ | | | | | | ○ | | ○ | |
| | 不可抗力リスク | 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似した事変または暴動など | ○ | △ | | | | | | ○ | ○ | |
| | | 風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、保険等または同等の措置を超えるもの | ○ | △ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、保険等または同等の措置を超えないもの | | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 物価リスク | 物価変動(インフレ、デフレ)に伴う資機材や工事費等の大幅な増減によるもの(一定の基準以上のもの) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 物価変動(インフレ、デフレ)に伴う資機材や工事費等の大幅な増減によるもの(上記以外のもの) | | | | | | | | | | ○ |
| 金利変動リスク | 金利変動による経費の増大(一定の基準以上のもの) | | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | |
| | 金利変動による経費の増大(上記以外) | | | | | | | | | | ○ | |
| 要求水準未達リスク | 要求水準の不適合・サービス低下に関するもの | | ○ | | | | | | | | ○ | |
| | 管理業務仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ | | | | | | | | | | |
| | 事業計画等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | |

| | | | 道路管理 (府中市) | | 公園管理 (八千代市) | | 道路公園包括管理 (三条市) | | Park-PFI (川崎市) | | PFI(RO) (習志野市) | | | |
|----------------------|------------------------------------|--|--------------------------------|-----|----------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|---|---|
| | | | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | | |
| | 計画変更リスク | 受注者に起因する各種計画、要求水準の変更 | | ○ | | | | ○ | | ○ | | ○ | | |
| | | 市に起因する各種計画、要求水準の変更 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | | |
| 第三者に起因する各種計画、要求水準の変更 | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| | 工事監理リスク | 工事監理の不備等 | | | | | | | | | | ○ | | |
| 施設管理時 | 施設損傷リスク | 市への引き渡し前に生じた工事目的物の損傷 | | | | | | | | | | ○ | | |
| | | 通常利用での劣化によるもの | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| | | 経年劣化によるもの(大規模なもの) (1件 100 万円以上の場合) | | | ○ | | | | | | | | | |
| | | 経年劣化によるもの(上記以外のもの)(1件 100 万円未満の場合) | | | | ○ | | | | | | | | |
| | | 施設設置の隠れた瑕疵等、市の責めによるもの | ○ | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | |
| | | 施設管理の瑕疵等、受注者の責めによるもの | | ○ | | ○ | | | | ○ | | | ○ | |
| | | 事業終了後2年以内に、要求水準に従って業務を実施していれば生じなかった瑕疵が発見された場合 なお、故意または重大な瑕疵による場合は、10年以内とする | | ○ | | | | | | | ○ | | | ○ |
| | | 第三者の責めによるもの | ○ | ○ | | | | | | | | | | ○ |
| | | 認定計画提出者の警備不備によるもの | | | | | | | | | ○ | | | |
| | | 第三者への損害 | 指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合 | | | | ○ | | | | | | | |
| 上記以外の場合 | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 業務遂行リスク | 市と民間事業者との業務の指示系統に起因する業務の停止、遅延等 | | | | | | | | | | ○ | ○ | | |
| 施設管理・運営コストリスク | 受注者の責めによる委託内容の変更に伴う、維持管理費の増大・減少 | | ○ | | | | | | | | | ○ | | |
| | 市の責めによる委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大・減少 | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | | | |
| | 市が示した対象施設の数量と現地状況の大幅な乖離による維持管理費の増大 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 第三者の責めによる、維持管理費の増大 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 上記以外の要因による、維持管理費の増大(物価変動によるものは除く) | | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 減免による利用料金収入の減少 | 減免対象者が拡大された場合 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 上記以外の場合 | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 緑化施設損傷リスク | 老化による枯死 | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 緑化施設の隠れた瑕疵等、市の責めによるもの | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | 緑化施設の瑕疵等、受注者の責めによるもの | | ○ | | | | | | | | | | | |

| | | 道路管理 (府中市) | | 公園管理 (八千代市) | | 道路公園包括管理 (三条市) | | Park-PFI (川崎市) | | PFI(RO) (習志野市) | |
|----------------|--|---------------|-----|----------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|
| | | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 |
| 緑化施設管理コストリスク | 事業終了後2年以内に、要求水準に従って業務を実施していれば生じなかった瑕疵が発見された場合 なお、故意または重大な瑕疵による場合は、10年以内とする | | ○ | | | | | | | | |
| | 第三者の責めによるもの | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | 受注者の責めによる委託内容の変更に伴う維持管理費の増大 | | ○ | | | | | | | | |
| | 市の責めによる委託内容の変更に伴う維持管理費の増大 | ○ | | | | | | | | | |
| | 市が示した対象施設の数量と現地状況の大幅な乖離による維持管理費の増大 | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | 市が示した対象施設の数量と現地状況の大幅な乖離による維持管理費の増大 | ○ | | | | | | | | | |
| 市所有機材・車両等損傷リスク | 劣化によるもの | ○ | | | | | | | | | |
| | 受注者の責めによるもの | | ○ | | | | | | | | |
| | 市の責めによるもの | ○ | | | | | | | | | |
| | 第三者の責めによる損傷、盗難 | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 市所有備品損傷リスク | 劣化によるもの | ○ | | | | | | | | | |
| | 受注者の責めによるもの | | ○ | | | | | | | | |
| | 市の責めによるもの | ○ | | | | | | | | | |
| | 第三者の責めによる損傷、盗難 | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 測量・調査リスク | 市が実施した測量・調査に不備があった場合 | | | | | | | ○ | | ○ | |
| | 認定計画提出者が実施した測量・調査に不備があった場合 | | | | | | | | ○ | | ○ |
| | 躯体活用型建替で活用する既存施設の躯体の瑕疵(各資料及び現地説明会等による現地確認等によって通常発見することが可能な瑕疵と認められるもの) | | | | | | | | | | ○ |
| | 躯体活用型建替で活用する既存施設の躯体の瑕疵(上記以外のもの) | | | | | | | | | ○ | |
| | 既存施設活用の場合、既存施設の瑕疵(各資料及び現地説明会等による現地確認等によって通常発見することが可能な瑕疵と認められるもの) | | | | | | | | | | ○ |
| | 既存施設活用の場合、既存施設の瑕疵(上記以外のもの) | | | | | | | | | ○ | |
| | 新規施設(躯体活用型建替をされた施設を含む。)について瑕疵担保期間内に発見された施設の瑕疵 | | | | | | | | | | ○ |
| | 新規施設について瑕疵担保期間終了後に発見された施設の瑕疵 | | | | | | | | | ○ | |

| | | 道路管理 (府中市) | | 公園管理 (八千代市) | | 道路公園包括管理 (三条市) | | Park-PFI (川崎市) | | PFI(RO) (習志野市) | |
|-------------------|--|---------------|-----|----------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|
| | | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 |
| 運営開始遅延リスク(許認可は除く) | 要求水準書の変更、その他市の指示、変更に伴う運営開始遅延による費用の増大 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| | 受注者の事由による、運営開始遅延に伴う費用の増大 | | ○ | | | | | | ○ | | |
| 需要変動リスク | 利用者数(交通量)が想定可能な範囲を超えて増減することによる維持管理費や業務量の変動 | ○ | ○ | | | | | | | | |
| | 占有物件の申請数が想定可能な範囲を超えて増加することによる維持管理費や業務量の変動 | ○ | | | | | | | | | |
| | 市の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する収入や維持管理運営費の変動 | | | | | | | ○ | | | |
| | 不可抗力に起因するもの | | | | | | | | ○ | | |
| | 市の指示に起因する運営費増大 | | | | | | | | | ○ | |
| | 民間事業者の責に帰すべき事由に起因する運営費増大 | | | | | | | | | | ○ |
| | 民間事業者の業務範囲についての備品の盗難・紛失・破損 | | | | | | | | | | ○ |
| 備品管理リスク | 民間事業者の業務範囲についての備品の盗難・紛失・破損 | | | | | | | | | | ○ |
| | 市に対する利用者からの苦情やトラブル等 | | | | | | | | | | ○ |
| 利用者対応リスク | 民間事業者の業務範囲に関する利用者の苦情やトラブル等 | | | | | | | | | | ○ |
| | 競合施設による利用者減、収入減 | | | | | | | | ○ | | |
| 施設競合リスク | 施設運営の引継ぎに係る諸費用 | | | | | | | | ○ | | |
| 引継リスク | 市の責めによる業務の中断 | ○ | | ○ | | ○ | | | | | |
| | 受注者の責めによる業務の中断 | | ○ | | ○ | | ○ | | | | |
| | 第三者の責めによる業務の中断 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 業務中断リスク | 業務開始時に存在していた瑕疵のために生じる事故 | ○ | | | | | | | | | |
| | 市が求める管理水準を原因とする瑕疵から生じる事故 | ○ | | | | | | | | | |
| | 受注者の運営業務自体から生じる事故 | | ○ | | | | | | ○ | | |
| 維持管理に係る事故リスク | 維持管理に関する技術の陳腐化による追加投資 | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 技術革新リスク | 市の指示による工事完了遅延 | ○ | | | | | | | | ○ | |
| | 受注者の事由による工事完了遅延 | | ○ | | | | | | | | ○ |
| 工事遅延リスク | 市の指示による工事費の増大・予算超過 | ○ | | | | | | | | ○ | |
| | 受注者の事由による工事費の増大・予算超過 | | ○ | | | | | | | | ○ |
| 工事増大リスク | 工事監理の不備等 | | | | | | | | | | ○ |
| | 業務の対象範囲内において、意・苦情窓口業務の数量増加による作業増加・予算超過、対応に伴う追加費用発生等 | | ○ | | ○ | | ○ | | | | |
| 意見・苦情窓口業務対応リスク | 業務の対象範囲外の事象によって、意見・苦情窓口業務の数量増加による作業増加・予算超過、対応に伴う追加費用発生 | ○ | | | | ○ | | | | | |
| | 警備不良による情報漏洩、犯罪発生等 | | | | ○ | | | | ○ | | |
| セキュリティ | | | | | ○ | | | | ○ | | |

| | | | 道路管理 (府中市) | | 公園管理 (八千代市) | | 道路公園包括管理 (三条市) | | Park-PFI (川崎市) | | PFI(RO) (習志野市) | |
|--------|------------|------------------------------------|---------------|-----|----------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|-------------------|-----|
| | | | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 | 自治体 | 事業者 |
| | | 市の責めに帰すべき事由による個人情報の流出等 | | | | | | | ○ | | ○ | |
| | | 民間事業者の責に帰すべき事由による個人情報の流出等 | | | | | | | | | | ○ |
| | | 認定計画提出者の事由によるもの | | | | | | | | ○ | | |
| インフラ供給 | | 市の事由によるもの(市が供給元の場合を含む) | | | | | | | ○ | | | |
| | | 供給元等の第三者的な事由によるもの | | | | | | | | ○ | | |
| | | 市の支払遅延・不能に関するもの | ○ | | | | | | | | | |
| 終了時 | 委託清算に伴うリスク | 業務移管手続きに伴う諸費用発生、受注者の精算手続きに伴う評価損益等 | | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | |
| | | 委託期間終了時における要求性能水準の保持 | | ○ | | | | | | | | |
| | 事業終了時の原状復帰 | 指定期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状復帰等の費用 | | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 性能リスク | 事業終了時における施設の性能の確保 | | | | | ○ | ○ | | | | |

(2)リスク分担表(案)の整理

本調査に照らし合わせ、参考事例から以下のリスク分担を設定した。

表 23 リスク分担表(案)

| | | 説明 | リスク分担 | | |
|----------------------|------------|---|--|-----|---|
| | | | 町 | 事業者 | |
| 契約締結まで | 募集要項等リスク | 募集要項の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等 | ○ | | |
| | 応募費用リスク | 応募費用の負担 | | ○ | |
| | 契約締結リスク | 町の責に帰すべき事由により、契約が締結できない場合(遅延含む) | ○ | | |
| | | 選定された受託候補者の責に帰すべき事由により契約が締結できない場合(遅延含む) | | ○ | |
| | | 選定された受託候補者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合(議会の承認が得られないことによる契約締結遅延・中止) | ○ | ○ | |
| 事業開始後 | 制度関連リスク | 政治・行政リスク | 町の政策の変更(本委託に直接影響を及ぼすもの)によるもの | ○ | |
| | | 法制度リスク(税制度除く) | 法制度の新設・変更に関するもの(本委託に典型的または特別に影響を及ぼすもの) | ○ | |
| | | | 法制度の新設・変更に関するもの(上記以外のもの) | | ○ |
| | 許認可リスク | 許認可の遅延に関するもの(町が申請・取得するもの) | ○ | | |
| | | 許認可の遅延に関するもの(受注者が申請・取得するもの) | | ○ | |
| | | 申請に係る諸費用 | ○ | | |
| | 税制度リスク | 一般的な税制変更(新税含む)に関するもののうち、収益関係税、外形標準課税の変更に関するもの | | ○ | |
| | | 消費税の範囲や税率の変更に関するもの | ○ | | |
| | 技術基準等変更リスク | 施設等の設置基準、管理基準の変更等に関するもの | ○ | △ | |
| | 資金調達リスク | 認定計画提出者が調達する必要な資金の確保に関するもの | | ○ | |
| 町が調達する必要な資金の確保に関するもの | | ○ | | | |

| | | 説明 | リスク分担 | |
|-----------|----------|---|-------|-----|
| | | | 町 | 事業者 |
| 社会 リスク | 住民対応リスク | 受注者が行う業務等に対する住民(沿道住民及び道路利用者)の反対運動の訴訟・要望活動に関するもの | ○ | ○ |
| | | 上記以外の沿道住民及び道路利用者の反対運動の訴訟・要望活動に関するもの | ○ | ○ |
| | | 町の提示条件に関する地域住民の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等 | ○ | |
| | | 地域・住民との協働 | | ○ |
| | 環境問題リスク | 用地から有害物質が発見された場合 | ○ | |
| | | 計画地の土壌汚染・地中障害物などによる、計画変更及び工期延長、追加費用等(調査資料等で予見できることに関するもの) | | ○ |
| | | 計画地の土壌汚染・地中障害物などによる、計画変更及び工期延長、追加費用等(予め想定し得ない地下埋設物の顕在化や土壌汚染等) | ○ | |
| | | 受注者が行う業務に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの | | ○ |
| | | 受注者以外に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの | ○ | |
| | 第三者賠償リスク | 受注者が行う業務に起因する事故、予め予測される施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策、日照障害対策に関するもの | | ○ |
| | | 上記以外のもの(町が行う業務に起因する事故、既存施設の設置に関わる隠れた瑕疵に起因する事故 | ○ | |
| | | 通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合 | ○ | |
| | 債務不履行リスク | 受注者の委託放棄、破綻によるもの及び無許可での受注者の構成員の変更 | | ○ |
| | | 町の債務不履行 | ○ | |

| | | 説明 | リスク分担 | |
|---------|----------------------|--|-------|-----|
| | | | 町 | 事業者 |
| | 不可抗力リスク | 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似した事変または暴動など | ○ | △ |
| | | 風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、保険等または同等の措置を超えるもの | ○ | △ |
| | | 風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、保険等または同等の措置を超えないもの | | ○ |
| | 物価リスク | 物価変動(インフレ、デフレ)に伴う資機材や工事費等の大幅な増減によるもの(一定の基準以上のもの) | ○ | ○ |
| | | 物価変動(インフレ、デフレ)に伴う資機材や工事費等の大幅な増減によるもの(上記以外のもの) | | ○ |
| | 金利変動リスク | 金利変動による経費の増大(一定の基準以上のもの) | ○ | |
| | | 金利変動による経費の増大(上記以外) | | ○ |
| | 要求水準未達リスク | 要求水準の不適合・サービス低下に関するもの | | ○ |
| | | 管理業務仕様書等町が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ | |
| | | 事業計画等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの | | ○ |
| 計画変更リスク | 受注者に起因する各種計画、要求水準の変更 | | ○ | |
| | 町に起因する各種計画、要求水準の変更 | ○ | | |
| | 第三者に起因する各種計画、要求水準の変更 | ○ | ○ | |
| 工事監理リスク | 工事監理の不備等 | | ○ | |
| 施設管理時 | 施設損傷リスク | 町への引き渡し前に生じた工事目的物の損傷 | | ○ |
| | | 通常利用での劣化によるもの | | ○ |
| | | 経年劣化によるもの(大規模なもの) (1件 100 万円以上の場合) | ○ | |
| | | 経年劣化によるもの(上記以外のもの)(1件 100 万円未満の場合) | | ○ |
| | | 施設設置の隠れた瑕疵等、町の責めによるもの | ○ | |
| | | 施設管理の瑕疵等、受注者の責めによるもの | | ○ |

| | 説明 | リスク分担 | |
|----------------|--|-------|-----|
| | | 町 | 事業者 |
| | 事業終了後2年以内に、要求水準に従って業務を実施していれば生じなかった瑕疵が発見された場合 なお、故意または重大な瑕疵による場合は、10年以内とする | | ○ |
| | 第三者の責めによるもの | ○ | ○ |
| | 事業者の警備不備によるもの | | ○ |
| 第三者への損害 | 事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合 | | ○ |
| | 上記以外の場合 | ○ | |
| 業務遂行リスク | 町と民間事業者との業務の指示系統に起因する業務の停止、遅延等 | ○ | ○ |
| 施設管理・運営コストリスク | 受注者の責めによる委託内容の変更に伴う、維持管理費の増大・減少 | | ○ |
| | 町の責めによる委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大・減少 | ○ | |
| | 町が示した対象施設の数量と現地状況の大幅な乖離による維持管理費の増大 | ○ | ○ |
| | 第三者の責めによる、維持管理費の増大 | ○ | ○ |
| | 上記以外の要因による、維持管理費の増大(物価変動によるものは除く) | | ○ |
| 減免による利用料金収入の減少 | 減免対象者が拡大された場合 | ○ | |
| | 上記以外の場合 | | ○ |
| 緑化施設損傷リスク | 老化による枯死 | ○ | |
| | 緑化施設の隠れた瑕疵等、町の責めによるもの | ○ | |
| | 緑化施設の瑕疵等、受注者の責めによるもの | | ○ |
| | 事業終了後2年以内に、要求水準に従って業務を実施していれば生じなかった瑕疵が発見された場合。 なお、故意または重大な瑕疵による場合は、10年以内とする | | ○ |
| | 第三者の責めによるもの | ○ | ○ |

| | | 説明 | リスク分担 | |
|-------------------|--|----|-------|-----|
| | | | 町 | 事業者 |
| 緑化施設管理コストリスク | 受注者の責めによる委託内容の変更に伴う維持管理費の増大 | | ○ | |
| | 町の責めによる委託内容の変更に伴う維持管理費の増大 | ○ | | |
| | 町が示した対象施設の数量と現地状況の大幅な乖離による維持管理費の増大 | ○ | | |
| | 第三者の責めによる維持管理費の増大 | ○ | ○ | |
| 調査リスク | 町が実施した調査に不備があった場合 | ○ | | |
| | 認定計画提出者が実施した測量・調査に不備があった場合 | | ○ | |
| | 既存施設活用の場合、既存施設の瑕疵(各資料及び現地説明会等による現地確認等によって通常発見することが可能な瑕疵と認められるもの) | | ○ | |
| | 既存施設活用の場合、既存施設の瑕疵(上記以外のもの) | ○ | | |
| 運営開始遅延リスク(許認可は除く) | 要求水準書の変更、その他町の指示、変更に伴う運営開始遅延による費用の増大 | ○ | | |
| | 受注者の事由による、運営開始遅延に伴う費用の増大 | | ○ | |
| 需要変動リスク | 利用者数(交通量)が想定可能な範囲を超えて増減することによる維持管理費や業務量の変動 | ○ | ○ | |
| | 占有物件の申請数が想定可能な範囲を超えて増加することによる維持管理費や業務量の変動 | ○ | | |
| | 町の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する収入や維持管理運営費の変動 | ○ | | |
| | 不可抗力に起因するもの | | ○ | |
| | 町の指示に起因する運営費増大 | ○ | | |
| | 民間事業者の責に帰すべき事由に起因する運営費増大 | | ○ | |

| | | 説明 | リスク分担 | |
|----------------|--|----|-------|-----|
| | | | 町 | 事業者 |
| 備品管理リスク | 町の業務範囲についての備品の盗難・紛失・破損 | ○ | | |
| | 民間事業者の業務範囲についての備品の盗難・紛失・破損 | | ○ | |
| 利用者対応リスク | 町に対する利用者からの苦情やトラブル等 | ○ | | |
| | 民間事業者の業務範囲に関する利用者の苦情やトラブル等 | | ○ | |
| 施設競合リスク | 競合施設による利用者減、収入減 | | ○ | |
| 引継リスク | 施設運営の引継ぎに係る諸費用 | | ○ | |
| 業務中断リスク | 町の責めによる業務の中断 | ○ | | |
| | 受注者の責めによる業務の中断 | | ○ | |
| | 第三者の責めによる業務の中断 | ○ | ○ | |
| 維持管理に係る事故リスク | 業務開始時に存在していた瑕疵のために生じる事故 | ○ | | |
| | 町が求める管理水準を原因とする瑕疵から生じる事故 | ○ | | |
| | 受注者の運営業務自体から生じる事故 | | ○ | |
| 技術革新リスク | 維持管理に関する技術の陳腐化による追加投資 | ○ | ○ | |
| 工事遅延リスク | 町の指示による工事完了遅延 | ○ | | |
| | 受注者の事由による工事完了遅延 | | ○ | |
| 工事増大リスク | 町の指示による工事費の増大・予算超過 | ○ | | |
| | 受注者の事由による工事費の増大・予算超過 | | ○ | |
| 工事監理リスク | 工事監理の不備等 | | ○ | |
| 意見・苦情窓口業務対応リスク | 業務の対象範囲内において、意・苦情窓口業務の数量増加による作業増加・予算超過、対応に伴う追加費用発生等 | | ○ | |
| | 業務の対象範囲外の事象によって、意見・苦情窓口業務の数量増加による作業増加・予算超過、対応に伴う追加費用発生 | ○ | | |
| セキュリティ | 警備不良による情報漏洩, 犯罪発生等 | | ○ | |
| | 町の責めに帰すべき事由による個人情報の流出等 | ○ | | |
| | 民間事業者の責に帰すべき事由による個人情報の流出等 | | ○ | |

| | | 説明 | リスク分担 | |
|------------|------------|---------------------------------------|-------|-----|
| | | | 町 | 事業者 |
| インフラ供給 | | 計画提出者の事由によるもの | | ○ |
| | | 町の事由によるもの(町が供給元の場合を含む) | ○ | |
| | | 供給元等の第三者的な事由によるもの | | ○ |
| 支払遅延・不能リスク | | 町の支払遅延・不能に関するもの | ○ | |
| 終了時 | 委託清算に伴うリスク | 業務移管手続きに伴う諸費用発生、受注者の精算 手続きに伴う評価損益等 | | ○ |
| | 性能リスク | 事業終了時における施設の性能の確保 | | ○ |

6. 今後の進め方

6-1 ロードマップ

(1) 事業化に向けてのスケジュール

表 24 事業化に向けたスケジュール

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------|-------|--------|-------|-------|
| 事業範囲の決定 | ■ | | | |
| 公募準備期間 | | ■ | | |
| 公募期間 | | ■ | | |
| 契約等調整期間 | | | ■ | |
| 事業準備期間 | | | ■ | |
| 事業開始 | | | | ■ |
| 議会確認 | ▲ | ▲ | ▲ | |
| | 事業決定 | 特定事業認定 | 事業契約 | |

(2) 今後の検討事項等

1) 遊具修繕について

町が管理している16公園のうち、周辺住民の利用に供する9公園以外の遊具については、老朽度・劣化度に応じて撤去していくものとする。

公共施設公園等維持管理対象施設としては、町内3小学校、5保育園、1児童館があり、第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、町立保育園の統合・民営化がKPIとして示されており、対象施設は絞る必要があるものの、小学校、児童館とともにその遊具維持の必要性は高いといえる。

本調査では、遊具更新・修繕については町公園に限定した試算を行っているが、実際の事業公募段階にあっては、小学校、児童館、町として維持が必要な保育園の遊具も対象としていくことが望ましい。

2) 道路改良工事について

本調査では、道路公園包括管理委託の事業範囲において町道舗装修繕は対象事業としたが、道路改良事業については除外している。

これは除雪作業を行う建設業者へ配慮し、除雪事業の円滑な施工を実現することが目的である。

しかし、当該事業を円滑に進め、マネジメント組織への地元企業の信頼、事業配分の公平性の確保が確認された時点では、道路改良事業を当該事業に組み込んでいくことも考えられる。

3) 除雪について

前項に示したように、除雪事業については、除雪機やオペレーターの確保など建設業者には負担の重い事業であり、平常時の建設事業を受注できない限り、除雪事業を負担することができない。

本調査では、除雪事業を対象外事業として、これまで通り道路改良工事とともに町が直接発注していくものとしたが、各種公共施設の駐車場、アプローチ、さらには大規模民間企業駐車場など町発注では困難な相乗効果のある事業発注がPPP/PFI事業では可能である。

当該事業を円滑に進め、マネジメント組織への地元企業の信頼、事業配分の公平性の確保が確認された時点では、除雪事業を当該事業に組み込んでいくことも考えられる。

6-2 想定される課題

(1) その後の検討、事業化の各段階で想定される課題、懸念点等

1) 公募準備段階

一般的なPFI事業にあつては、具体的な事業区分に対応した構成企業、協力企業を定め、責任施工で行うことになるが、当該事業にあつては、地方都市という事業者の限られた地域での実施のため、地元企業を構成企業、協力企業として独占したSPCなどが、結果的に単独応募、選定段階で地元発注ポイントを獲得し、優位に立つことになる。

また、PFI(RO)事業を含むため、事業者にとっては一定程度事業期間が必要で、15年間の期間を確保する必要があるが、道路公園包括管理事業を同じ枠組みに入れることにより、該当する事業も15年間独占することになる。

そこで、本調査で検討した結果として、道路公園包括管理事業にあつては、事業実施企業をSPCの枠から除外し、競争する複数の提案企業の獲得を目指すものとした。

すなわち、事業全体の総括マネジメント企業、PFI(RO)のマネジメント企業、Park-PFIのマネジメント企業からなるSPC等を想定している。

本事業遂行の確実性・実現性を図る上で、これらのマネジメント企業からなるSPC等の提案の信ぴょう性をいかに引き出すことができるかが懸念される。

2) 公募段階

道路公園包括管理に関係する地元企業にあつては、これまで町の指名入札により元請けとして業務受注をしてきたが、本調査結果による事業体制にあつては、5年の受託期間は確保され、経営的に安定するとは言え、下請け企業となつてしまい、抵抗感を感じる企業が多いことも地元企業のインタビューから判明し、本事業への協力体制が確保しづらくなることが懸念される。

3) 契約等調整段階

地方都市にあつて、単独のPFI事業であってもプロジェクトファイナンスの事業実績の少ない地方金融機関では事業契約などの締結は手探り状態である。

本事業はバンドリングによる事業のスケールメリットの確保を柱としているものであり、金融機関にあつては更に先行きが見通せないものとなり、調整期間が長期間になる可能性がある。

契約当初から事業が円滑に開始されるためには、金融機関による事業契約などの確認期間を抑制することが必要である。

(2) 課題の解決のために想定される手段、検討すべき事項

1) 事業遂行の確実性・実現性の確保

当該事業の実現性を高めるためには、事業全体を総括マネジメントするポジションが重要であることは前述したとおりであるが、包括管理委託などの事業経験者であること以外に、地元企業から信頼性のある企業であることが必要である。

しかし、本町のような地方自治体には残念ながら両者のスキルを持つ企業は不在であり、今後育成していく必要がある。

包括管理委託などの事業経験を有する大手企業への地元企業の抵抗感を緩和するため、例えばSPCなどを組む際には、大手企業が代表企業ではなく、他の構成企業となり、代表企業には地元有力

企業もしくは地元企業との抵抗感の少ない企業をあて、事業遂行ノウハウを大手企業から受けながら、マネジメントしていく組織構成が必要であろう。

2) 下請け抵抗の是正

道路及び公園の維持管理について、入札によりこれまで元請けとして直接受注してきた地元企業については、町→当該事業SPC等→地元企業と一般に言う下請け構造になることから、管理料を搾取される下請け形態に対する抵抗感が根強いことがヒアリングにより明らかになった。

しかし、本調査で設定した5年間の継続受注により、各種設備やシステムの効率的な準備が可能であることから、受注する地元企業にあっても、包括管理のメリットは大きい。

当該事業が開始される前に、地元企業に対して町は十分な事業効果の説明を行うとともに、包括管理委託事業であってもモニタリングにより町が徹底して委託状況の把握を行っていくなどの説得を行っていくものとする。

3) 事業の円滑な開始と金融機関チェック

石川県はPPP/PFI事業に関する実績が少なく、これに対応してプロジェクトファイナンスに関する必要以上のリスク回避意識が金融機関にある。

当該事業のプロポーザル方式による公募が開始されれば、提案事業者と金融機関との調整が開始され、金融機関の当該事業認識、投資意義、投資効果、回収の確実性など金融機関内での判断が必要になっていく。

一般的にPFI事業契約の優先交渉権者が決定してから事業契約までの期間はおおむね3ヶ月程度であり、この期間内に、様々な契約を事業者との間で締結し、さらにはその後町との基本協定も締結することになるため、金融機関にあっては、一連の作業を円滑に進めるための、事前の事例収集や情報蓄積を依頼していくことが必要であろう。

また、金融機関が早期にプロジェクトファイナンス組成を発表することで、町として事業確実性を確認することができ、事業環境整備を早期に確保することが可能となる。

7 本調査による事業効果まとめ

表 25 事業効果のまとめ

| | 削減効果 | 事務事業量の削減効果 | 事業費の削減効果 | 向上効果 | 公共サービス |
|------------------|------|------------|----------|------|---|
| AI 道路パトロールシステム導入 | ○ | × | × | △ | <p>AI道路パトロールシステムの性能に関しては、職員が道路パトロールするのと同様、あるいはそれ以上の結果を得た。(発見過多の場合も)</p> <p>この意味では、職員事業量の削減には効果があったと言える。</p> <p>しかし、道路総延長400kmに対する現実的に走破する延長程度では事業費の削減効果はほぼないと言える。今後は県道や隣接自治体との広域連携による経費削減効果を図ることが望まれる。</p> |
| 道路公園包括管理 | ○ | ○ | ○ | △ | <p>実際に民間委託している事業を包括的に委託するため、事務事業の削減効果、事業費の削減効果は確実に得られるものである。</p> <p>しかし、そもそも民間委託している事業が満足な住民サービスを維持するものとなっているのか十分に把握する必要がある。</p> <p>本町の場合には、小規模公園の遊具等の維持管理は点検程度の予算しか確保できておらず、道路公園の維持管理の水準値を一定程度想定した事業費を試算する必要がある。</p> |
| Park-PFI | △ | △ | △ | ○ | <p>小規模地方都市にあって、集客力の低い公園での Park-PFI の実施効果は、民間アイデアによる住民サービス、満足度の向上が主であり、事業費削減効果はイベントなどによる多少の収益の還元程度である。</p> |
| PFI(RO) | △ | ○ | ○ | ○ | <p>建築物やインフラの整備を伴う事業費の比較的大きな事業は全体として経費の削減効果は高いが、自治体の中で政策的取組としての決定が必要である。</p> <p>また、SPCなどの該当事業をマネジメントする新たな組織の設立、プロジェクトファイナンスなどの設定、長期運営経費の確保などが必要であり、指定管理料が加算されるだけの事業になってしまう可能性もある。</p> |

○効果が期待できる △若干の効果が期待できる ×効果は期待できない